

令和5年版 川口市保健事業概要

令和5年9月
川口市保健部

目 次

第1部 保健部の概要	
第1章 行政組織	3
第2章 職員配置表	4
第3章 事務分掌	5
第4章 予算等の概要	7
第5章 関連計画	9
第1節 川口市健康・生きがいづくり計画（第二次）	9
第2節 川口市食育推進計画（第2次）	11
第3節 川口市自殺対策推進計画	13
第4節 川口市人と動物との調和のとれた 共生ができる地域社会の推進計画	15
第5節 川口市食品衛生監視指導計画	17
第6節 川口市国民健康保険第2期保健事業実施計画 （データヘルス計画）第3期特定健康診査等実施計画	18
第2部 事業の概要	
第1章 保健総務課	23
第1節 救急医療体制	25
1 救急医療体制	25
2 新型コロナウイルス感染症対策	26
第2節 健康づくり	26
1 健康管理士一般指導員等資格取得者補助事業	26
2 食生活改善推進事業	27
第3節 浸水被害地域に対する防疫対応	27
第4節 川口市めぐりの森	28
第5節 葬祭事業	29
第6節 安行霊園	30
第2章 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	31
第1節 新型コロナウイルスワクチン接種事業	33
1 新型コロナウイルスワクチン接種事業	33
第3章 川口市保健所	35
第1節 管理課	37
1 専門職員等研修事業	39
2 学生実習及び臨床研修医等の受入	39
3 保健衛生統計調査	41
4 医療安全相談	42
5 医療施設指導等	44
6 薬事関連施設指導	46
7 衛生免許関連	49
8 献血推進事業	51
第2節 疾病対策課	53
1 難病支援事業	55
2 感染症予防対策事業	57

3	結核対策事業	60
4	エイズ予防	68
5	肝炎治療特別促進事業	70
6	精神保健福祉支援事業	71
第3節	地域保健センター	83
1	予防接種	85
2	母子健康手帳の交付・妊婦健康診査等	90
3	乳幼児健康診査・健康相談	91
4	母子健康教室	93
5	母子訪問指導	95
6	子育て世代包括支援センター	96
7	出産・子育て応援給付金	97
8	小児医療支援	97
9	不妊治療支援	98
10	がん検診	99
11	健康診査	101
12	成人健康づくり	104
13	国民健康・栄養調査（厚生労働省委託事業）	106
14	歯と口の健康フェスティバル	107
第4節	生活衛生課	109
1	生活衛生事業	111
2	動物管理指導事業	119
第5節	食品衛生課	129
1	食品衛生事業	131
2	食肉衛生検査事業	143
第6節	衛生検査課	147
1	衛生検査事業	149
第4章	国民健康保険事業	151
第1節	事務機構	155
第2節	国民健康保険のあゆみ	156
第3節	被保険者の状況	165
1	国民健康保険加入割合の推移	165
2	被保険者の内訳	165
3	外国人世帯・被保険者数の推移	166
4	事由別被保険者異動状況	166
第4節	財政状況	167
1	令和5年度予算	167
2	年度別決算状況	169
第5節	保険給付	171
1	保険給付の種類と内容	171
2	療養給付・療養費の支払方法	172
3	医療費について	173
第6節	保健事業	175
1	医療費通知実施状況	175
2	人間ドック検診料助成事業	175
3	特定健康診査・特定保健指導	176

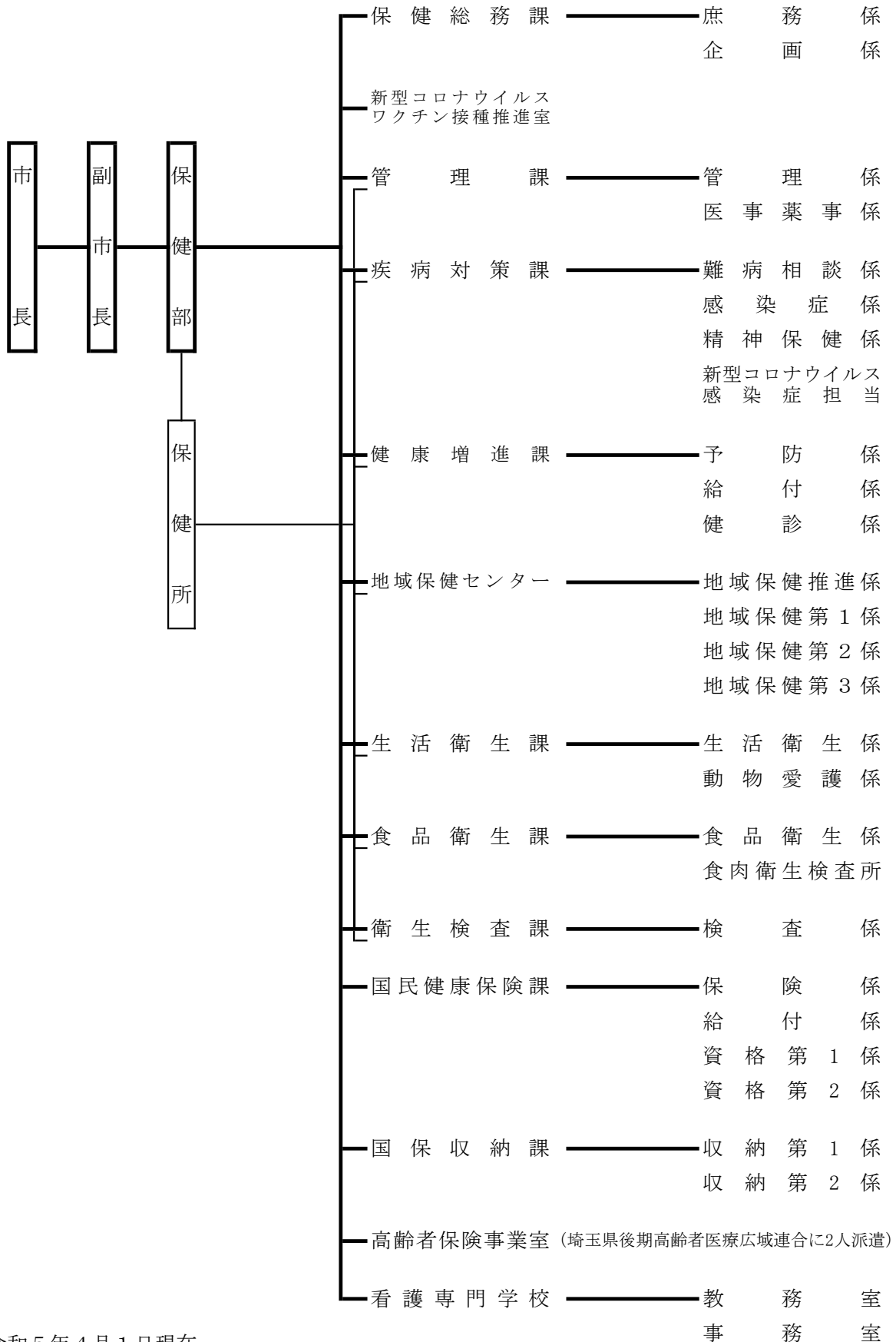
第7節	保険税の状況	177
1	保険税率及び賦課割合等の推移	177
2	調定額及び収入済額の推移	179
3	平均保険税	184
4	収納率の推移	184
5	保険税の軽減状況等	185
第8節	川口市国民健康保険運営協議会	188
1	委員の構成	188
2	協議会開催状況	188
第5章	高齢者保険事業	189
第1節	後期高齢者医療制度の概要	191
1	制度の運営	191
2	後期高齢者の医療費負担	191
第2節	被保険者の状況	192
1	被保険者となるかた	192
第3節	財政状況	193
1	令和5年度予算	193
2	年度別決算状況	195
第4節	保険料の状況	198
1	保険料	198
2	調定額及び収入済額の推移	199
第5節	保険給付	200
1	医療機関等の窓口での自己負担	200
2	令和4年度療養給付費	200
3	一人あたりの医療費の推移	201
第6節	保健事業	202
1	健康診査事業	202
2	人間ドック検診料助成事業	203
第6章	看護専門学校	205
第1節	看護専門学校の概要	207
1	設置目的	207
2	教育理念	207
3	組織	207
第2節	教育・行事	208
1	第1看護学科	208
2	主な行事	208
第3節	学校運営	209
1	入学状況	209
2	国家試験状況	209
3	卒業生の進路状況	209
4	川口市看護学生等奨学金	210

第1部

保健部の概要

第1章 行政組織

※令和5年4月1日に地域保健センターを分割し、健康増進課と地域保健センターを設置しました。



令和5年4月1日現在

第2章 職員配置表

(単位：人)

		総 数	一 般 事 務	医 師	薬 劑 師	獣 医 師	保 健 師	看 護 師 等	精 神 保 健 福 祉 士	栄 養 士	理 学 療 法 士	臨 床 検 査 技 師
部 長		1	1									
保 健 所 長 (保 健 部 理 事)		1		1								
保 健 総 務 課		14	13				1					
新型コロナウイルス ワクチン接種推進室		13	13									
川 口 市 保 健 所	管 理 課	15	10	1	3		1					
	疾 病 対 策 課	42	8	1			27	1	5			
	健 康 増 進 課	27	13				12			2		
	地 域 保 健 セ ン タ ー	49	3				45			1		
	生 活 衛 生 課	12	2		2	7						1
	食 品 衛 生 課	25	1		8	14				2		
	衛 生 検 査 課	12			6	6						
国 民 健 康 保 険 課		46	43				3					
国 保 収 納 課		29	29									
高 齢 者 保 険 事 業 室		16	15				1					
看 護 専 門 学 校		18	5					13				
総 数		320	156	3	19	27	90	14	5	5	0	1

令和5年4月1日現在の実配置

第3章 事務分掌

保健総務課

- (1) 部内の連絡調整に関する事
- (2) 保健所との連絡調整に関する事
- (3) 保健医療関係団体との連絡調整に関する事
- (4) 健康づくりなど保健施策の企画調整に関する事
- (5) 市営の墓地、納骨堂及び火葬場に関する事
- (6) 葬祭事業に関する事
- (7) 新型インフルエンザ等対策に関する事
- (8) 鳩ヶ谷庁舎の管理に関する事

新型コロナウイルスワクチン接種推進室

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する事

管理課

- (1) 保健所の庶務及び運営に関する事
- (2) 保健衛生統計等に関する事
- (3) 保健衛生関係従事者の免許申請の受付に関する事
- (4) 医事に関する事
- (5) 薬事に関する事
- (6) 温泉の利用の許可等に関する事
- (7) 死体保存の許可に関する事
- (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所開設等に関する事
- (9) 柔道整復師の施術所開設等に関する事
- (10) 衛生検査所開設等に関する事
- (11) 歯科技工所開設等に関する事
- (12) 献血推進事業に関する事

疾病対策課

- (1) 感染症の予防等に関する事
- (2) 精神保健福祉に関する事

健康増進課

- (1) 予防接種に関する事
- (2) 母子保健の給付に関する事
- (3) がん検診及び健康診査並びに市全域における健康づくりに関する事
- (4) 歯科口腔保健に関する事

地域保健センター

- (1) 子育て世代包括支援センター事業に関する事
- (2) 地域における健康づくりに関する事

生活衛生課

- (1) 生活衛生に関する事
- (2) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事
- (3) 専用水道、簡易専用水道の届出の受付、指導等
- (4) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関する事
- (5) 化製場等の設置並びに動物の飼養及び収容の許可等に関する事

食品衛生課

- (1) 食品衛生に関する事
- (2) 給食施設指導に関する事
- (3) と畜検査に関する事
- (4) 食肉衛生検査所に関する事
- (5) 食鳥肉衛生に関する事

衛生検査課

- (1) 衛生検査に関する事

国民健康保険課

- (1) 国民健康保険に関する事
- (2) 保健事業に関する事
- (3) 日雇特例被保険者健康保険に関する事

国保収納課

- (1) 国民健康保険税の徴収に係る企画調整及び進行管理に関する事
- (2) 国民健康保険税の徴収に関する事
- (3) 市税の滞納処分に関する事

高齢者保険事業室

- (1) 後期高齢者医療制度に関する事

看護専門学校

- (1) 看護師の育成に関する事

第4章 予算等の概要

令和4年度 歳出決算額

一般会計

(単位：円)

4款	衛生費	31,140,031,852
1項	保健衛生費	17,282,420,693
1目	保健衛生総務費	2,967,006,241
2目	火葬事業費	328,851,929
3目	霊園葬祭費	40,455,091
4目	病院費	2,300,000,000
5目	看護学校費	231,835,773
6目	保健所費	96,429,777
7目	予防費	2,145,562,077
8目	保健活動費	8,791,213,156
9目	生活衛生費	276,761,582
10目	食品衛生費	15,394,044
11目	衛生検査費	88,911,023

特別会計

(単位：円)

国民健康保険事業	53,135,582,391
後期高齢者医療事業	7,547,091,879
看護学校事業	258,317,093

令和5年度 歳出予算額（当初）

一般会計

（単位：円）

4款	衛生費	29,226,047,000
1項	保健衛生費	15,347,281,000
1目	保健衛生総務費	2,377,300,000
2目	火葬事業費	359,836,000
3目	霊園葬祭費	43,925,000
4目	病院費	1,900,000,000
5目	看護学校費	226,651,000
6目	保健所費	52,604,000
7目	予防費	1,440,270,000
8目	保健活動費	8,776,777,000
9目	生活衛生費	45,448,000
10目	食品衛生費	22,795,000
11目	衛生検査費	101,675,000

特別会計

（単位：円）

国民健康保険事業	55,339,000,000
後期高齢者医療事業	8,201,500,000
看護学校事業	259,000,000

第5章 関連計画

第1節 川口市健康・生きがづくり計画（第二次）

1 計画策定の背景

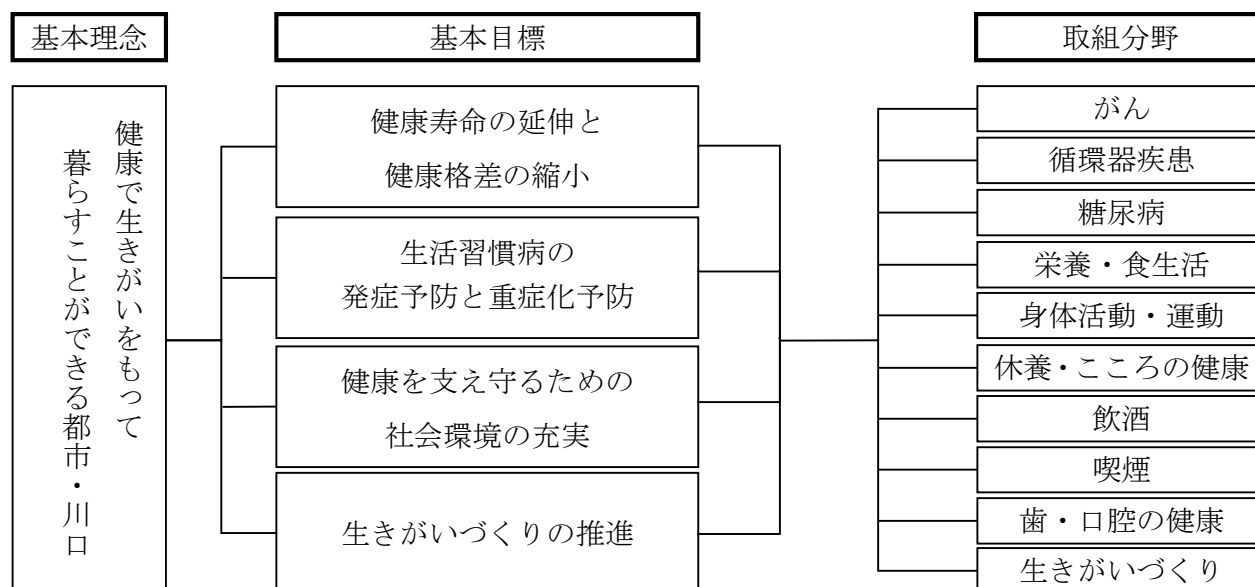
平成13年度に「川口市健康・生きがづくり計画」を、平成19年度には「川口市健康・生きがづくり計画」（後期計画）を策定し、基本理念「健康で生きがいをもって暮らすことができる都市・川口」を実現するため、各種施策を推進してきました。平成25年度で後期計画が終了することに伴い、少子高齢化の進行など社会環境の変化に対応するため、国・県の計画を勘案し、新たな健康・生きがづくりの指針として「川口市健康・生きがづくり計画（第二次）」を平成26年3月に策定しました。

2 計画期間

計画の期間は、当初、平成26年度から令和5年度までの10年間としていましたが、国の「健康日本21（第二次）」の計画期間が1年間延伸したことにより、本計画の計画期間を1年間延伸し、令和6年度までとしています。

ただし、計画の進捗状況や今後の課題に関して検討を行うとともに、国・県の状況などによって必要に応じて見直すこととします。

3 計画の全体像



4 基本理念

「健康で生きがいをもって暮らすことができる都市・川口」

本計画の基本理念は「川口市健康・生きがづくり計画」策定において、「健康日本21」で提案されていた「自分の健康は自分でつくる」という理念と「第3次川口市総合計画」で方向づけられていた「健康な暮らしづくり」という理念とを考慮したものです。この基本理念が目指す姿は市民一人ひとりが健康で生きがいをもつことです。これは本市の健康・生きがづくりを推進するうえでの最大かつ恒久的なものであると考え、「川口市健康・生きがづくり計画（第二次）」においても継続します。

5 基本目標

基本理念を実現するために、「健康日本21（第二次）」で提唱されている基本目標を考慮するとともに、生活にハリを与え、より良い人生を送るために重要な要素となる「生きがい」を合わせた次の4つを川口市の基本目標として掲げ、目標を達成するための取り組みを推進します。

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防
- (3) 健康を支え守るための社会環境の充実
- (4) 生きがいくりの推進

6 取組分野

基本理念及び基本目標を実現するために、国の「健康日本21（第二次）」を考慮するとともに、前計画から「生きがいくり」を引き継ぎ、10の取組分野を設定し、取組分野ごとに目標及び指標を設定しています。

7 計画の推進と評価

(1) 計画の推進について

この計画の推進にあたっては、国や県の健康づくりに関する方針を踏まえながら、川口市健康福祉分野の行政計画と整合を図り、川口市地域保健審議会を中心に推進するとともに、関係団体等との連携を強化し、市民の健康づくりと生きがいくりを支援することを目指します。

(2) 計画の評価について

この計画の評価については、毎年度、各分野における取組の状況を把握し、川口市地域保健審議会において報告します。また、計画の最終年度には、市民意識調査の実施等により、目標の達成度について評価を行います。ただし、国・県の状況などによっては、計画期間中においても必要に応じて評価を行います。

第2節 川口市食育推進計画（第2次）

1 計画策定の背景と目的

食は生きる上での基本となるものであり、心身の健やかな成長や維持に欠かせないものです。しかし、近年、ライフスタイルの多様化等、食をめぐる環境は大きく変化しており、不規則な食生活や栄養の偏りによる肥満や生活習慣病の増加、「食」の安全性に対する不安の高まりや食料自給率の低迷等、様々な課題が浮かび上がっています。

国は平成17年7月に「食育基本法」を施行し、国民運動として「食育」を推進することを決め、平成18年3月に『食育推進基本計画』を策定し、その後、令和3年3月には『第4次食育推進基本計画』を策定しています。また、埼玉県も平成20年2月に『埼玉県食育推進計画』を策定し、その後、平成31年3月に『埼玉県食育推進計画（第4次）』を策定しています。

本市においても、国や埼玉県の食育推進に関する方向性を踏まえ、平成22年3月に『川口市食育推進計画』を策定、平成29年3月に現在の『川口市食育推進計画（第2次）』を策定しました。

2 計画期間

計画の期間は、当初、令和3年度までの5年間としていましたが、「食」は「健康づくり」と密接に関係し重要な施策であることから、『川口市健康・生きがづくり計画（第二次）』の計画期間に合わせ総合的・一体的に推進するため計画期間を3年間延伸し、令和6年度までとしています。

なお、社会情勢の変化等によって見直しが必要になった場合には、計画期間内であっても、適宜内容の見直しを図ることとしています。

3 基本理念

「笑顔の食事がつなぐ 明日の元気」

4 基本構想

基本理念に基づき、3つの目標計画を立てるとともに、ライフステージ別の行動指標を示し、家庭、地域、団体、行政が取組む事柄や市民一人ひとりが担う役割などを取りまとめました。

（1）目標

目標1 「学んで実践！ 私に合った健康な食生活」

- 【推進施策】
- ・食の楽しさ・大切さを学びます
 - ・栄養バランスを学び実践します
 - ・適正体重の維持を意識した食生活を身につけ実践します
 - ・規則正しい食生活を身につけ実践します
 - ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食生活を実践します
 - ・よく噛んで食べて、丈夫な歯を守ります

目標2 「食を知り 食を楽しみ 温もりある心を育みます」

- 【推進施策】
- ・食を通じてコミュニケーションを深めます
 - ・食の安全性を学びます
 - ・環境に配慮した食生活を身につけ実践します

目標3「川口の食文化 知ろう 創ろう つなげよう」

- 【推進施策】
- ・地域の食文化や食資源について学び食生活に取り入れます
 - ・家庭の味や伝統食等の食文化の継承につとめます
 - ・地域にあった食文化を創造します

(2) 成果指標

食育に関わる各主体が取り組みの目標や課題を共通認識し、食育を効果的に推進するため、数値目標を設定し、取り組みの達成状況や成果を測る指標としています。

9つの数値目標（現状値 ⇒ 令和3年の目標値）

①食育に関心を持っている市民の割合 63.9% ⇒ 85% 以上	⑤メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を認知している市民の割合 77.1% ⇒ 85% 以上
②朝食を欠食する市民の割合 小学生 1.0% ⇒ 0% 中学生 2.4% ⇒ 0%	⑥食に関するボランティアの数(川口市食生活改善推進員の数) 620名 ⇒ 5% UP
20歳代男性 13.3% ⇒ 10% 以下 20歳代女性 17.1% ⇒ 10% 以下 30歳代男性 23.8% ⇒ 15% 以下 30歳代女性 4.5% ⇒ 4.5% 以下	⑦食品の安全性に関する基本的な知識を持っている市民の割合 49.5% ⇒ 65% 以上
③学校給食における地場産物(県内産)を使用する割合(品目数ベース) 16.4% ⇒ 30% 以上	⑧食品ロスの問題に関心を持っている市民の割合 72.0% ⇒ 80% 以上
④「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている市民の割合 17.1% ⇒ 40% 以上	⑨夕食を一人で食べる人が多いとする市民の割合 小学生 2.3% ⇒ 0% 中学生 7.8% ⇒ 3% 以下 18歳以上 26.9% ⇒ 15% 以下

5 計画の推進

食育の推進にあたっては、家庭、保育所、幼稚園、学校等、地域、事業者、行政などが相互につながりを持ちながら取り組んでいく必要があります。そのためには、庁内関係各課が連携し、川口市地域保健審議会の協力を得ながら食育を推進します。

第3節 川口市自殺対策推進計画

1 計画策定の背景

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを念頭に、「誰も自殺に追い込まれることのない川口市」の実現を、市民、関係機関、行政等が一体となって目指すための指針として策定しました。

2 基本理念

「誰もが自殺に追い込まれることのない
助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現」

3 計画の基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援の推進
- (2) 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪としての推進
- (5) 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進

4 計画の期間と数値目標

計画の期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間です。

また、本計画における当面の目指すべき目標値として、平成27年の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）15.8を令和5年度までに12.0として、76%に減少させることを目指します。

和暦（年度）	H27	…	R1	R2	R3	R4	R5
西暦（年度）	2015	…	2019	2020	2021	2022	2023
自殺死亡率の減少	15.8 (100%)						12.0 (76%)

計画の目標値



自殺死亡率資料：地域における自殺の基礎資料

5 5つの基本施策と3つの重点施策

本市の自殺対策は、「5つの基本施策」と、「3つの重点施策」で構成されています。

「5つの基本施策」とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みとなっています。

それぞれに、「事前対応」、「危機対応」、「事後対応」、「事前対応の更に前段階での取り組み」と、「実践」と「啓発」の両方を含みながら、これらの施策を「強力に、かつ連動させて総合的に推進する」ことで、本市における自殺対策の基盤を強化していくことが求められています。

【5つの基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進

また、「3つの重点施策」は、本市における自殺の現状分析及び川口市地域保健審議会部会（川口市自殺対策推進計画策定会議）での検討結果を踏まえ、「高齢者」、「勤労者」及び「生活困窮者」の対策を3つの柱として推進し、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、「生きることの包括的な支援」として自殺対策の推進を図るものです。

【3つの重点施策】

- 1 高齢者を対象とした取り組みの推進
- 2 勤労者を対象とした取り組みの推進
- 3 生活困窮者への取り組みの推進

6 計画の推進と進行管理

庁内の自殺対策関係部署から組織する「川口市自殺対策庁内連絡会議」において、庁内関係部署の緊密な連携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進するとともに、進行管理を行います。

また、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、民間団体等で構成する「川口市地域保健審議会」において連携を図るとともに、必要な事項について調査審議し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

第4節 川口市人と動物との調和のとれた 共生ができる地域社会の推進計画

1 推進計画策定の趣旨

近年、犬や猫などの動物は、飼い主にとって、心にうるおいや癒しを与える良き伴侶、あるいは家族の一員として、ますます身近なものとなってきています。

その一方で、動物の虐待や遺棄、不適切な飼い方による近隣とのトラブルなど動物の飼育に関して様々な問題が地域で発生しています。特に、本市のような住宅地が多い地域では大きな問題となっています。

そのような中、本市では平成30年4月の中核市移行により、動物行政が埼玉県から移譲されることに伴い、川口市動物の愛護及び管理に関する条例を同年10月から施行いたしました。

これに併せて、本計画では、条例で定める基本理念を達成するために、本市の現状や課題を抽出し、設定した目標を着実に実施するための施策や取り組みを示しており、本市の動物愛護行政の基盤として、人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会の実現に向け、取り組んでいきます。

2 計画期間

平成30年10月1日から令和5年9月30日までの5年間とします。

ただし、法等の改正や地域の実情等に応じ再考が必要な場合は、見直しを行うものとします。なお、現在、第2次計画の策定を進めています。

3 目標

(1) 共生社会の推進

条例の基本理念に基づき、共生社会の実現に向けて施策や具体的な取り組みを推進します。

【施策】①飼い主の責務及び適正飼養の推進

②狂犬病予防の推進

③多頭飼育対策

④飼い主のいない猫への対応

⑤動物の遺棄・虐待対策

⑥協力団体・ボランティアとの連携

(2) 事業者等の社会的責任の徹底

動物取扱業者及び特定動物飼養者の専門性を活かし、一般飼養者の模範となるように法令遵守と安全確保の徹底を図ります。

【施策】①動物取扱業の適正化及び資質の向上

②特定動物の飼養管理の徹底

(3) 殺処分数の減少

終生飼養の徹底や飼い主のいない猫対策などの取り組みを普及し、動物の引き取りを減少させるとともに、市や動物愛護団体等による譲渡を普及、拡大することにより、殺処分数の減少を目指します。

【施策】 犬・猫の殺処分の抑制

(4) 危機管理体制の構築

動物由来の感染症に係る市民の理解や、その発生に備えた連携体制の整備、災害発生時における飼い主と動物の同行避難等の体制整備を進め、危機管理体制の構築を目指します。

【施策】 ①動物由来感染症対策

②災害時対応の整備

第5節 川口市食品衛生監視指導計画

1 策定の趣旨

「川口市食品衛生監視指導計画」は、食品等の安全性の確保と食品衛生に関する正しい知識の普及を目的とし、食品衛生法第24条に基づき、年度ごとに策定するものです。

2 計画の適用期間及び適用区域

適用期間は当該年度1年間とし、川口市内全域を適用区域とします。

3 実施体制

(1) 監視指導 川口市保健所食品衛生課食品衛生係
川口市保健所食品衛生課食肉衛生検査所

(2) 試験検査 川口市保健所衛生検査課検査係※

※一部検査は埼玉県衛生研究所、埼玉県食肉衛生検査センター、登録検査機関等に委託します。

4 関係機関

日頃から関係機関と情報共有を行い、食の安全・安心に係る危害の防止を図ります。市域を超えた食中毒発生時や違反・不良食品発見時には、速やかに情報を共有し、適切な対応を図ります。特に、埼玉県内で食品衛生を所管する4区市(埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市)や、その他近隣自治体とは、連絡会議等で食品衛生に関する情報共有を行い、緊密な連携の確保に努めます。また、毒物混入等犯罪が疑われる事案については、埼玉県警察等と連携を図ります。

5 目標

保健所の監視対象に該当する施設については、市民の食の安全安心を確保するため、年間約1,200施設(延べ数)を監視指導の目標とします。この他、営業許可調査、苦情・食中毒・違反通報時の調査指導、及び大規模食中毒等発生時の緊急監視を行います。

第6節 川口市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画） 第3期特定健康診査等実施計画

1 計画の背景・目的

特定健康診査の実施やレセプト等の電子化の進展、国保データベース（KDB）システム等の整備により、健康や医療に関する情報を活用して健康課題の分析など保健事業の評価を行うための基盤整備が進んでいる中、平成25年に閣議決定された「日本再興戦略」において、保険者等はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされました。こうした背景を踏まえ、被保険者の健康の保持増進を達成するため、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善を行います。

また、健康増進法に基づく「健康日本21」に示された基本的な方針を踏まえるとともに、川口市健康増進計画「健康・生きがいつくり計画（第二次）」等と調和のとれたものとして本計画を策定します。

なお、川口市では、第1期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第2期特定健康診査等実施計画の期間が平成29年度をもって終了したことから、次期計画を「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画」として一体的に策定しました。

2 計画期間

計画期間については、国が策定した保健事業実施指針において、「特定健康診査等実施計画や健康増進計画との整合性を踏まえ、複数年とすること」としていること、また、他の保健医療関係の法定計画との整合性を図る観点から、平成30年度から令和5年度の6年間とします。

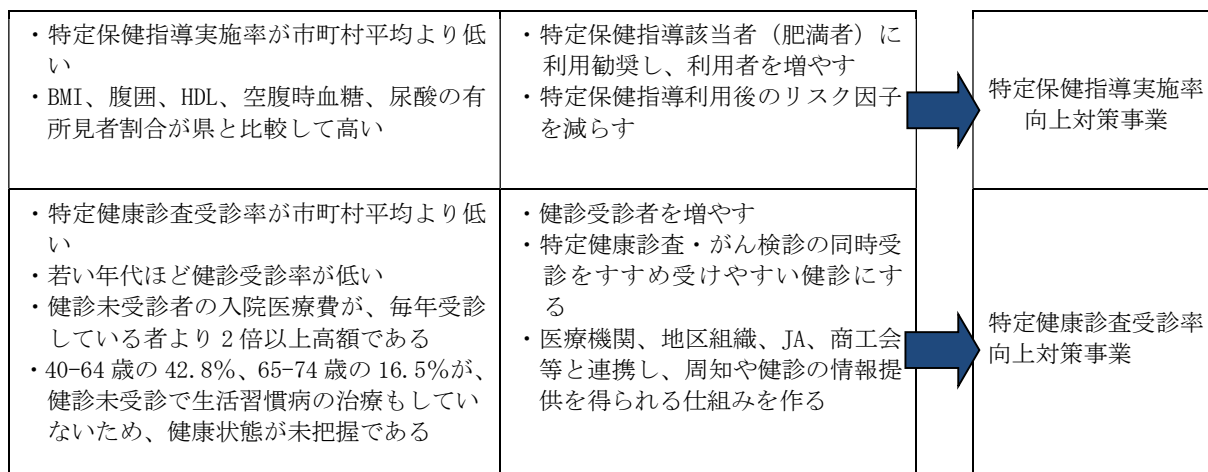
3 健康課題に対する保健事業の取組

健康課題の分析の結果に基づき、対策として保健事業を実施するとともに、各事業において目標を設定し、事業の達成状況を図る指標としています。

（1）健康課題の抽出・明確化

健康・医療情報等の分析により把握した健康課題は、次のとおりです。

課題	対策の方向性	事業
<ul style="list-style-type: none"> 人工透析の患者は、虚血性心疾患、高血圧、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病を併せ持つ者が多い 腎不全1件当たりの外来医療費が、他の疾患に比べて高い 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関と連携し、糖尿病性腎症ハイリスク者を医療につなげる 医療機関と連携し、糖尿病性腎症患者の保健指導を実施することで、重症化を予防する 	糖尿病性腎症重症化予防 【事業名】 生活習慣病重症化予防対策事業
<ul style="list-style-type: none"> 標準化死亡比（SMR）において、心疾患、脳梗塞、悪性新生物が県と比較して高い 長期入院の疾患では、精神疾患に次ぎ脳血管疾患が多い 高額医療費の疾患では、がん等新生物に次いで心疾患が多い 虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症等生活習慣病の治療者は、高血圧、脂質異常症、糖尿病の基礎疾患を併せもっている 介護保険認定者の生活習慣病の有病状況において高血圧を含む心疾患が最も多い 	<ul style="list-style-type: none"> 循環器疾患（虚血性心疾患、脳血管疾患）につながる高血圧、糖尿病、脂質異常症等基礎疾患の重症化を予防する 	循環器疾患（虚血性心疾患、脳血管疾患）重症化予防 【事業名】 特定保健指導以外の保健指導



(2) 健康課題の対策として実施する保健事業

健康課題の分析の結果に基づき、対策として次の保健事業を実施します。

保健事業	目的	中長期目標	短期（個別保健事業）目標
糖尿病性腎症重症化予防 【事業名】 生活習慣病重症化予防対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症の重症化を予防することにより、人工透析への移行を防止する 	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症の増加を抑制する ・糖尿病性腎症による人工透析患者の増加を抑制する 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導参加者を増やす ・受診中断者を医療につなぐ ・糖尿病等の検査値の維持又は改善
循環器疾患（虚血性心疾患・脳血管疾患）重症化予防 【事業名】 特定保健指導以外の保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・虚血性心疾患や脳血管疾患の重症化を予防することで健康維持をはかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・高血圧、脂質異常症の増加を抑制する ・虚血性心疾患、脳血管疾患の患者の増加を抑制する 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導参加者を増やす ・受診中断者を医療につなぐ ・血圧、脂質等の検査値の維持又は改善
特定保健指導実施率向上対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の実施率を向上することにより、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合の減少をはかり、生活習慣病の発症を予防する 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の実施率を60%にする ・メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合を対平成30年度比で12ポイント減らす 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の実施率を5～10ポイント上げる ・各年度のメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合を対前年度比で2ポイント減らす
特定健康診査受診率向上対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の受診率を向上させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の受診率を60%にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の受診率を3～5ポイント上げる

4 計画の評価

この計画の評価については、毎年度、短期目標の達成状況・事業の執行の適切さを評価し、翌年度の保健事業の実施内容の見直しを行います。また、令和2年度に進捗確認のための中間評価を、計画の最終年度の令和5年度に最終評価を行い、中長期目標の達成度を評価し、埼玉県国民健康保険団体連合会に設置している保健事業支援・評価委員会の指導・助言を受けるものとします。

5 計画の推進

保険担当部局が主体となり関係部局と十分に連携して計画を策定するとともに、保健部門、高齢者支援部門、介護部門、国保部門で構成されている「健康寿命延伸に関する横断的連携会議」を活用しつつ、学識経験者、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする関係団体等と連携を図り、計画の実効性を高めていきます。

また、自治会等の地域組織との意見交換や国民健康保険運営協議会等の場を通じて、被保険者に議論に参加してもらうことなどにより意見反映に努めていきます。

第2部

事業の概要

第1章

保健総務課

第 1 章 保健総務課

第 1 節 救急医療体制

1 救急医療体制

(1) 在宅当番医制事業・在宅歯科診療事業（第一次救急医療）

休日における地域住民の救急医療の確保を図るため、川口市医師会及び川口歯科医師会で在宅当番医制を実施し、休日等の診療を行っています。

- ① 実施場所 【医科】病院・診療所：4 医療機関 【歯科】診療所：2 医療機関
- ② 診療日 日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）
- ③ 診療時間 9時～17時

(2) 小児夜間等救急診療事業（第一次救急医療）

休日や夜間の小児救急患者に対応するため、診療を行っています。

- ① 実施場所 こども夜間救急診療所及び3 医療機関
(川口市立医療センター・済生会川口総合病院・埼玉協同病院)
- ② 診療日 毎日
- ③ 実施時間 【こども夜間救急診療所】
月曜日～金曜日
19時～23時（診療時間：19時30分～23時）
土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）
17時～22時（診療時間：17時30分～22時）
【3 医療機関（当番制）】
月曜日～金曜日
23時～翌日8時
土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）
22時～翌日8時

(3) 病院群輪番制運営事業（第二次救急医療）

在宅当番医制の後方支援として、入院治療が必要な重症救急患者の受け入れを行っています。

- ① 実施場所 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に基づき、埼玉県知事の認定を受け、かつ本事業に関して協力の申出があった12 医療機関（輪番制）
- ② 診療日 毎日
- ③ 診療時間 月曜日～土曜日 18時～翌日8時
日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）
8時～翌日8時

(4) 小児夜間等救急診療事業（第二次救急医療）

入院治療や緊急手術等が必要な小児重症救急患者の受け入れを行っています。

- ① 実施場所 3 医療機関（当番制）
- ② 診療日 毎日

- ③ 診療時間 月曜日～土曜日 18時～翌日8時
日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）
8時～翌日8時

（5）救命救急センター（第三次救急医療）

脳卒中・心筋梗塞・頭部損傷等の重篤救急患者を受け入れるため、高度な診療機能を有し、24時間体制の診療を行っています。

- 実施場所 川口市立医療センター

2 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、適切な医療提供体制の整備を図るため、新型コロナウイルス患者への対応等により発生する医療機関の経済的負担について支援を行っています。

令和4年度の支援実績	医療機関数 (実数)
新型コロナ患者入院医療機関の体制整備	8
診療・検査医療機関の従事者への慰労金	118
新型コロナ患者の転院受入に係る体制整備	6
休日等における診療・検査体制の整備	1
自宅療養者に対する診療体制の整備	2

第2節 健康づくり

1 健康管理士一般指導員等資格取得者補助事業

市民の健康・生きがいを支援する人材の確保を図ることを狙いとし、これらの資格取得者に対し、資格取得に要した費用の一部を補助しています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康管理士一般指導員	0	0	1
健康生きがいをづくり アドバイザー	2	4	6

2 食生活改善推進事業

川口市食生活改善推進員協議会

- ① 組 織 昭和47年5月発足 市内在住者で構成
- ② 会 員 数 26支部 372人 (令和5年4月1日現在)
- ③ 活動内容 食生活改善のための自己啓発及び食育の普及活動を行い、市民の健康づくりを推進します。

(1) 食生活改善推進員リーダー研修

正しい食生活を地域に広めることを目的に、毎月1回、各支部長（リーダー）が栄養士から食育や生活習慣病予防食等の調理実習指導を受け、研修終了後、各支部で会員への伝達を行います。

○ 実施期間：8月を除く4月～3月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	5	9	11
延べ参加人数	125	238	302

(2) 食生活改善推進員養成講座（さわやか健康セミナー）

食育や生活習慣病等に対する知識を深め、普及啓発活動等を行うボランティアを養成します。

- ① 実施期間 年1回（8日間）
- ② 講 師 歯科衛生士、栄養士、医師、運動指導士、保健師、食品衛生監視員等

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
修了者数	中止	15	14

第3節 浸水被害地域に対する防疫対応

台風や集中豪雨による浸水被害地域に対し、消毒活動を実施しています。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
消毒対応件数	20	4	8

第4節 川口市めぐりの森

川口市めぐりの森は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づく火葬場として、平成30年4月に開設しました。

施設の設計は世界的に著名な建築家である伊東豊雄氏によるもので、水と緑に囲まれて周辺環境と調和し、遺族が安らかに故人をしのぶことができるよう配慮されています。また、最新の火葬炉設備を導入することにより、無煙・無臭でダイオキシンなどの排出を防止する環境対策を講じています。

（1）施設概要

位 置	川口市大字新井宿430-1
開設年月日	平成30年4月1日
主要構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建
敷地面積	19,800.32 m ²
建築面積	5,493.44 m ²
延床面積	7,761.92 m ²
主要設備	火葬炉10基（予備スペース4基）、告別収骨室7室、待合室13室 他

（2）設置目的

公衆衛生その他公共の福祉の向上を図ることを目的とする。

（3）開場時間

8時45分～17時

（4）休場日

友引日、1月1日～1月3日

（5）利用実績

（単位：件）

	市内	市外	計
令和2年度	5,150	17	5,167
令和3年度	5,521	51	5,572
令和4年度	5,883	35	5,918

第5節 葬祭事業

市民福祉の観点から、亡くなられたかたに礼を尽くし、できるだけ経費をかけずに葬儀ができるよう、葬祭事業を行っています。

葬祭事業では、葬儀に必要な最小限の内容（葬具やサービス）をまとめた2種類の基本仕様を定額制で提供しています。葬儀は市の登録を受けた葬祭業者が実施し、定額の利用者負担の他に、市が葬祭業者に費用の一部を補助しています。

(1) 事業内容

【仕様1】

対 象：通夜・告別式等を行うかた

費 用：23万1千円（税込）

※23万1千円とは別に、市が葬祭業者に4万円を補助

内 容：祭壇、焼香用具、受付用品、後飾、棺、遺体安置、霊きゅう自動車、骨つぼなど

【仕様2】

対 象：通夜・告別式等を行わず、火葬のみを行うかた

費 用：14万3千円（税込）

※14万3千円とは別に、市が葬祭業者に2万円を補助

内 容：棺、遺体安置、霊きゅう自動車、骨つぼなど

仕様1・仕様2ともに、式場使用料や火葬場使用料等は含まれていません。

(2) 補助実績

(単位：件)

	仕様1	仕様2	計
令和2年度	334	200	534
令和3年度	331	187	518
令和4年度	319	186	505

第6節 安行霊園

市営安行霊園は焼骨の埋蔵または収蔵を希望するかたのため、墓地、埋葬等に関する法律に基づく霊園として、緑に囲まれた安行吉岡の丘陵に昭和41年8月に開園しました。園内には、墓地・納骨壇・礼拝堂を設置しています。

(1) 所在地

川口市大字安行吉岡1392番地

(2) 使用料及び管理料

(令和5年4月1日現在)

区 分		区画数及び壇数	金 額		
墓地 (1区画約3㎡)		284区画	管理料1年につき	1,650円	
納 骨 壇	小 壇	上 段	184壇	使用料3年につき	10,450円
		中 段	224壇	〃	12,100円
		下 段	224壇	〃	9,350円
	中 壇		60壇	〃	24,700円
	大 壇		10壇	〃	36,300円
	短期保管壇		26壇	使用料1年につき	2,750円
	合 計		728壇	—	—
	礼 拝 堂		—	使用料(半日)	1,650円

(3) 霊園基本計画

誰もが安心して利用できる霊園となるよう、市営墓地に求められる役割を整理して今後の適正な墓地行政を進めていくため、「川口市安行霊園基本計画」を策定しました。

第2章

新型コロナウイルス ワクチン接種推進室

第2章 新型コロナウイルスワクチン接種推進室

第1節 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や感染時の重症化を防ぐため、令和3年2月17日から新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施しています。

1 新型コロナウイルスワクチン接種事業

(1) ワクチン接種状況

(令和5年3月31日時点)

	対象人数	接種人数	接種率
1回目(生後6か月以上)	603,578人	480,857人	79.7%
2回目(生後6か月以上)	603,578人	477,599人	79.1%
3回目(生後6か月以上)	603,578人	394,685人	65.4%
4回目(5歳以上)	583,331人	249,115人	42.7%
オミクロン株対応(5歳以上)	583,331人	248,180人	42.5%

※対象人数：令和4年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人数

※オミクロン株対応の接種人数は、3・4回目にも重複計上されている。

(2) 接種体制

① 集団接種

集団接種会場	接種期間
地域保健センターほか4カ所	令和3年5月11日～6月13日
旧そごう川口店	令和3年6月15日～11月28日
	令和4年1月18日～7月29日
鳩ヶ谷庁舎「こども夜間救急診療所」	令和4年8月2日～9月30日
第一本庁舎「多目的スペース」	令和4年8月12日～10月30日
イオンモール川口「イオンホール」	令和4年10月4日～令和5年3月31日
イオンモール川口前川「サイボーホール」	令和4年11月4日～令和5年3月31日

② 個別接種

約180カ所の個別医療機関(小児接種約40カ所)

第3章

川口市保健所

第 1 節

管 理 課

第3章 川口市保健所

第1節 管理課

1 専門職員等研修事業

専門職員等が、国や県、研修機関等が実施する研修会、研究会、学会等に参加し他市の取組みや研究事例を学び、職員の資質の向上に努めています。

		研修会	研究会	学 会	講習会	その他	合 計
令和2年度	件 数	28	1	2	3	7	41
	参加人数	47	1	2	3	7	60
令和3年度	件 数	64	5	5	9	11	94
	参加人数	200	16	33	16	17	282
令和4年度	件 数	47	5	5	9	10	76
	参加人数	137	16	16	15	14	198

2 学生実習及び臨床研修医等の受入

『川口市保健所実習実施要綱』に基づき、学生等を受け入れています。

(1) 保健所管理課

	種 別	団 体 名	実人数	合 計
令和2年度	臨床研修医	埼玉県済生会栗橋病院	1	1
令和3年度	看護学生	川口市立看護専門学校	34	86
		済生会川口看護専門学校	24	
		埼玉県立大学	6	
		西武文理大学	5	

	種 別	団 体 名	実人員	合 計
令和3年度	看護学生	目白大学	8	
		日本医療科学大学	3	
	栄養学生	女子栄養大学	3	
		東京家政学院大学	2	
	臨床研修医	埼玉県済生会川口総合病院	1	
令和4年度	医学部生	獨協医科大学	3	130
	看護学生	川口市立看護専門学校	73	
		済生会川口看護専門学校	20	
		埼玉県立大学	6	
		西武文理大学	6	
		目白大学	9	
		日本医療科学大学	6	
	栄養学生	女子栄養大学	6	
	臨床研修医	埼玉県済生会川口総合病院	1	

3 保健衛生統計調査

厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的として、人口動態調査をはじめとする各種衛生調査事務を厚生労働省等の委託を受けて、実施しています。

(1) 厚生労働省からの委託による調査

調 査 名	頻度	概 要
人 口 動 態 調 査 令和4年度実施	毎月	市に提出された出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出に基づき、実施する調査です。
国民生活基礎調査 令和4年度実施 (9 地区) (470世帯)	毎年	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項について把握するための調査です。3年毎に大規模な調査を実施し、中間の各年には、世帯の基本的事項及び所得の状況について小規模で簡易な調査を実施します。調査対象地区は、令和2年度国勢調査区から抽出されます。令和4年度の調査地区数は、全国で5,530地区、世帯数(約27万7千世帯)及び世帯員(約66万1千人)です。
衛生行政報告例 令和4年度実施	毎年	保健所で実施している精神保健福祉、栄養、生活衛生、食品衛生、医療、薬事、母体保護、特定疾患(難病)及び狂犬病予防等についての調査です。
地域保健・健康増進事業報告 令和4年度実施	毎年	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を保健所ごとに把握するための調査です。調査内容は、地域保健事業(母子保健、歯科保健、精神保健福祉、職員の設置状況など)及び健康増進事業(健康相談、健康診査、訪問指導、がん検診など)です。
病 院 報 告 令和4年度実施	毎月	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握するための調査です。
医師・歯科医師・薬剤師調査 令和4年度実施	隔年 ※1	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等を把握するための調査です。
医 療 施 設 調 査 令和4年度実施	毎年	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、診療機能を把握するための調査です。

調 査 名	頻度	概 要
患 者 調 査 令和2年度実施	3年 ごと ※2	医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態調査です。
受 療 行 動 調 査 令和2年度実施	3年 ごと ※2	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査し、患者の医療に対する認識や行動を把握するための調査です。

※1 次回は令和6年度実施。 ※2 次回は令和5年度実施。

(2) その他統計調査

調 査 名	頻度	概 要
社 会 保 障 ・ 人 口 問 題 基 本 調 査 令和4年度実施 (3 地区) (144世帯)	毎年 (※)	国立社会保障・人口問題研究所（厚生労働省の附属機関）から委託を受け、実施しています。 調査内容は、家庭動向調査、生活と支えあいに関する調査、人口移動調査、出生動向基本調査、世帯動態調査のうち、毎年1調査を実施します。 調査対象地区は、「国民生活基礎調査」の対象地区の中からさらに選ばれた地区（令和4年度は600地区）が対象となります。

※ 調査対象地区数が少ないため、川口市が該当しない年度もある。

4 医療安全相談

市内の医療機関に関する相談や苦情を中立の立場で受け付け、患者さんが納得して上手に医療を受けられるように、助言及び情報提供などの支援を実施しています。

また、医療機関の従事者が安全・安心な医療を提供するために必要な知識を習得するための研修会を実施しています。

相談方法

(単位：件)

	電 話	来 庁	手 紙	そ の 他	合 計
令和2年度	378	6	0	9	393
令和3年度	499	12	4	1	516
令和4年度	599	10	0	4	613

相談種別

(単位：件)

	相談・質問	不信・苦情	要望・提言	その他	合計
令和2年度	285	107	1	0	393
令和3年度	366	148	2	0	516
令和4年度	460	142	10	1	613

相談内容

(単位：件)

	健康・病 気	医 療 内 容	医 療 事 故	対 応 ・ 接 遇	医 療 費	診 療 情 報 提 供 等	医 療 機 関 案 内	そ の 他	合 計
令和2年度	88	53	6	59	31	2	128	26	393
令和3年度	74	84	7	88	30	12	179	42	516
令和4年度	82	72	18	71	41	1	286	42	613

研修会実施結果

	第1回
日 時	令和4年11月16日（水） 13時30分～
場 所	埼玉県産業技術総合センター 4A・4B・4C会議室
内 容	健康危機管理訓練兼医療安全研修 「現場（病棟）で考える BCP（業務継続計画）」
参加人数	33名
備 考	共催：埼玉県南部保健所

5 医療施設指導等

(1) 『医療法』等に基づく届出、立入検査等

市内の病院、診療所、助産所、歯科技工所及び施術所の開設等に関する事務を行うとともに、立入検査を実施しています。

医療機関施設数及び病床数

	施設数 (単位：件)		病床数 (単位：床)	立入検査 実施数 (単位：件)
		うち 有床施設数		
病 院	20	20	3,505	20
診 療 所	345	11	150	2
歯科診療所	278	0	0	0
助 産 所	21	2	4	0
歯科技工所	112	—	—	0
施 術 所	902	—	—	0
合 計	1,678	33	3,659	22

申請・届出等受理件数

(単位：件)

	開	変	許	開	届	使	・休	開	廃	そ	合
	設	更	可	設	出	用	再	出	出	の	計
	許	許	変	届	変	許	止	張	張	他	
	可	可	更	届	届	可	開	始	止		
			届				廃	業	業		
							届	務	務		
病 院	0	36	6	0	3	22	0	—	—	69	136
診 療 所	19	12	18	26	40	1	21	—	—	344	481
歯科診療所	6	5	10	15	22	0	17	—	—	81	156
助 産 所	0	0	0	2	0	0	1	—	—	0	3
歯科技工所	—	—	—	2	1	—	2	—	—	0	5
施 術 所	—	—	—	17	94	—	14	8	1	24	158
合 計	25	53	34	62	160	23	55	8	1	518	939

申請・届出等受理件数

(単位：件)

	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所	助 産 所	歯 科 技 工 所	施 術 所	合 計
令和2年度	121	414	109	2	3	137	786
令和3年度	129	432	103	1	4	123	792
令和4年度	136	481	156	3	5	158	939

(2) かかりつけ医療機関マップの更新

市内医療機関の情報及び位置情報を掲載したかかりつけ医療機関マップの内容を更新し、新しく冊子を作成しました。(令和4年10~12月データ)

① 掲載内容

市内を25地区に分け、医療機関等の位置を地図上に示し、診療科目、診療時間(営業時間)、休診日(休業日)、駐車場の有無や外国語対応の可否等の情報を掲載しています。

② 医療機関等掲載数

	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	薬 局	助 産 所
種 別	20	274	266	224	4

③ 作成部数

10,000部

④ 配布先

本庁舎、各支所、公民館、川口市保健所(地域保健センター含む)

※市ホームページでも閲覧できます。

6 薬事関連施設指導

(1) 『薬機法』に基づく許可・立入検査

保健衛生の向上を図ることを目的として、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）』に基づき、薬局等、医薬品販売業、医療機器等販売業等に係る事務を行うとともに、これらの施設に対する立入検査を実施しています。

申請・届出等受理件数及び立入検査実施数 (単位：件)

		施設数	新規	更新	廃止	立入検査実施数
薬 局		233	14	36	4	120
薬局製剤製造販売業		13	0	1	0	8
薬局製剤製造業		13	0	1	0	8
店 舗 販 売 業		99	8	20	3	58
卸 売 販 売 業		56	8	3	7	24
高度管理 医療機器	販 売 業 貸 与 業	112	9	20	11	145
	販 売 業	149	13	29	4	
	貸 与 業	0	0	0	0	
管 理 医療機器	販 売 業 貸 与 業	90	6	—	1	177
	販 売 業	702	45	—	22	
	貸 与 業	3	0	—	0	
合 計		1,470	103	110	52	540

(2) 『毒劇法』に基づく登録・立入検査

保健衛生上の見地から毒物及び劇物の適正な流通を管理することを目的として、『毒物及び劇物取締法（毒劇法）』に基づき、毒物劇物販売業に係る事務、毒物劇物業務上取扱者に係る事務を行うとともに、これらの施設に対する立入検査を実施しています。

申請・届出等受理件数及び立入検査実施数 (単位：件)

		施設数	新規	更新	廃止	立入検査実施数
毒 物 劇 物	一般販売業	151	5	36	8	61
	農薬用品目 販売業	11	0	0	1	9
	特定品目販売業	5	0	2	1	3
	業務上取扱者	20	0	—	0	0
合計		187	5	38	10	73

(3) 『温泉法』に基づく温泉利用許可・立入検査

温泉の適正な利用により公共の福祉の増進に寄与することを目的として、『温泉法』に基づき、温泉利用許可に係る事務を行うとともに、立入検査を実施しています。

申請・届出等受理件数及び立入検査実施数 (単位：件)

施設数	新規 (施設数)	廃止 (施設数)	立入検査 実施数
3	0	0	0

(4) 無承認無許可医薬品対策事業

健康食品を服用したことによる市民の健康被害や不正表示による被害を未然に防止することを目的として、市場に流通する健康食品を購入し、含有が疑われる医薬品成分と製品の表示の検査を実施しています。

健康食品検査結果

検査対象品目	購入数	検査項目	不適合数
痩身用健康食品	5	フェンフルラミン ビサコジル シブトラミン 製品表示	0
強壯用健康食品	5	シルデナフィ ルダラフィ バルデナフィ ヨヒンビン 製品表示	0

(5) 家庭用品対策事業

違反製品の流通や市民への健康被害の発生、拡大を防止することを目的として、『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』に基づき、市場に流通する家庭用品を購入し、有害物質の含有検査を実施しています。

家庭用品検査結果

検査対象品目	購入数	検査項目	不適合数
乳児用繊維製品	14	ホルムアルデヒド	0
下着	3		
外衣	3		
寝衣	3		
その他	5		

7 衛生免許関連

(1) 厚生労働大臣免許の申請受付及び免許交付

医師・歯科医師等の厚生労働大臣免許の申請受付及び免許交付事務を実施しています。

厚生労働大臣免許申請受付件数

(単位：件)

	医 師	歯 科 医 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	技 診 療 放 射 線 師	技 臨 床 検 査 師	技 衛 生 検 査 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	視 能 訓 練 士	薬 劑 師	管 理 栄 養 士	総 数
新 規	25	2	17	6	207	12	16	—	46	22	3	55	50	461
書換え	2	3	31	2	143	5	9	0	18	4	0	29	19	265
再交付	1	1	0	0	5	0	3	0	4	0	0	2	2	18
抹 消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
返 納	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	28	6	48	8	355	17	28	0	68	26	3	86	71	744

(2) 都道府県知事免許の申請受付及び免許交付

調理師、准看護師等の埼玉県知事免許の申請受付及び免許交付事務を実施しています。

埼玉県知事免許申請受付件数 (単位：件)

	栄養士	調理師	製菓衛生師	クリーニング師	准看護師	登録販売者	ふぐ調理師	他県准看護師	総数
新規	43	106	4	0	14	46	—	—	213
書換え	19	15	0	0	5	2	—	2	43
再交付	3	20	0	0	3	2	0	1	29
抹消	0	0	0	0	0	0	—	0	0
合計	65	141	4	0	22	50	0	3	285

(3) その他（受胎調節実地指導員の指定）

『母体保護法』に基づき、受胎調節実地指導員の指定申請の受付及び指定証等の交付事務を実施しています。

(単位：件)

	新規	訂正	再交付	その他
指定証交付	2	0	0	0
標識交付	0	0	0	0

8 献血推進事業

献血思想の普及を図るとともに、疾病の治療に必要な血液を献血で確保することを目的として、川口市献血推進連絡協議会を設置し、地域及び事業所の協力を得て献血の推進を実施しています。

(1) 年度別献血目標及び実績

医療機関へ必要な血液を安定供給することを目的として、輸血用血液製剤の供給動向及び国から示された原料血漿確保目標量を勘案し、「埼玉県献血推進計画」の中で市町村ごとの献血目標人数を定めています。

移動採血車での献血目標及び実績
献血目標及び実績
(単位：人)

	移動採血車	
	目標人数	献血者数
令和2年度	3,634	2,486
令和3年度	3,505	2,365
令和4年度	3,414	2,308

(2) 移動採血車による献血の実施

市内の公民館や事業所、高等学校に埼玉県赤十字血液センターが移動採血車を派遣し、献血を実施しています。

また、公民館で実施する献血の前には、近隣住民に向け献血を呼びかける献血広報車を30回派遣し、より多くの血液を確保できるよう努めています。

献血実施状況

	回数				献血者数		
	(公 地 民 区 館)	事 業 所	高 等 学 校	計	2全 0 0 m L血	4全 0 0 m L血	計
令和2年度	40	75	5	120	330	2,156	2,486
令和3年度	40	76	5	121	290	2,075	2,365
令和4年度	40	70	6	116	268	2,040	2,308

(3) 川口市献血推進連絡協議会

献血思想の普及及び献血組織の育成強化を図り、献血制度の健全な発展を図ることを目的として、昭和46年に設置しました。

各献血協力団体に対し、献血推進のための助成金を交付し、必要な血液量の確保に協力しています。

参加献血団体数

	地区献血会	事業所 献血会	高等学校 献血会	計
令和2年度	27	40	5	72
令和3年度	27	61	5	93
令和4年度	27	61	6	94

第2節

疾病対策課

第2節 疾病対策課

1 難病支援事業

(1) 指定難病等医療給付の受付事務

『難病の患者に対する医療等に関する法律』に定める指定難病や、『埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱』に定める特定疾患、県単独指定難病、先天性血液凝固因子欠乏症等の患者に対し、医療費の負担軽減及び疾病に対する不安の解消を図ることを目的として、医療給付申請の受付・進達事務を行っています。

①指定難病等医療給付受給者延べ人数

(単位：人)

	指定難病	特定疾患	県単独	合計
令和2年度	4,050	4	14	4,068
令和3年度	4,014	4	14	4,032
令和4年度	4,054	4	20	4,078

②先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数

(単位：人)

	受給者数
令和2年度	36
令和3年度	33
令和4年度	28

(2) 難病相談支援者研修

難病患者の相談や支援に携わる相談支援者の資質向上を目的として、研修を実施しています。

日時	場所	内容	参加人数
令和4年 2月22日 (水)	川口市保健所 大会議室	「在宅人工呼吸器、在宅酸素に関する基礎知識」等	36

(3) 医療相談事業

難病患者とその家族等を対象に、専門医による医療講演会を実施しています。

(令和4年度は埼玉県が主催し、川口市は共催で実施)

また川口市独自としては、「難病相談係だより」(文書形式)を脊髄小脳変性症患者へ送付しました。

日時	実施方法	内容	案内 発送数
令和4年 9月12日 から 9月30日 まで	YouTubeオンデマ ンド配信による 限定公開	後縦靭帯骨化症/黄色靭帯骨化症の病態 と治療	152

発送日	内容	対象者	発送数
令和5年 2月20日	・脊髄小脳変性症について (執筆者) 国立病院機構東埼玉病院 精神内科医長 鈴木 幹也 ・患者さんへのインタビュー など	脊髄小脳変性症 患者	67

2 感染症予防対策事業

『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下『感染症法』という）』に基づき、感染症の予防及びまん延防止を目的として、実施しています。

(1) 感染症発生届出（全数報告）

『感染症法』に基づき、医療機関から届出された一類から五類までの感染症の法的対応、発生動向の把握、予防、まん延防止等に努めています。

全数把握対象感染症届出件数

(単位：件)

分類	疾患名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
二類	結核	102	119	104
三類	細菌性赤痢	0	0	0
	腸管出血性大腸菌	7	7	13
	腸チフス	0	1	1
四類	E型肝炎	1	0	4
	A型肝炎	0	0	0
	チクングニア熱	0	0	0
	レジオネラ症	9	13	5
	レプトスピラ症	0	1	0
五類	アメーバ赤痢	4	3	3
	ウイルス性肝炎	0	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	23	19	14
	急性弛緩性麻痺	0	0	1
	急性脳炎	0	2	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	1	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	3	3
	後天性免疫不全症候群(HIV感染症含む)	3	2	3
	(内訳)			
	無症候性キャリア	(3)	(2)	(1)
	A I D S	(0)	(0)	(1)
	その他	(0)	(0)	(1)
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	1	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	3	6	2
	水痘（入院例）	0	3	0
梅毒	15	26	41	
破傷風	0	1	0	
百日咳	6	2	2	
風しん	0	0	0	
麻しん	0	0	0	
播種性クリプトコックス症	2	0	0	
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	3,305	34,578	93,044
総 数		3,480	34,788	93,240

※上記以外の疾患についての届出はなし

(2) 感染症発生届出(定点報告)

『感染症法』に基づき、定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、市内医療機関の中から定点医療機関を指定しています。

(単位：件)

定点区分 (指定医療機関数)	定点把握対象五類感染症	令和2年	令和3年	令和4年
		報告数	報告数	報告数
内科 (7)	インフルエンザ※1	315	0	34
小児科 (13)	インフルエンザ※1	1,662	4	142
	RSウイルス感染症	56	1,316	652
	咽頭結膜熱	251	285	164
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	1,250	382	181
	感染性胃腸炎	3,789	4,914	6,134
	水痘	173	117	39
	手足口病	78	100	1,036
	伝染性紅斑	39	17	17
	突発性発しん	416	338	213
	ヘルパンギーナ	31	92	414
	流行性耳下腺炎	87	78	39
眼科 (4)	急性出血性結膜炎	1	1	0
	流行性角結膜炎	70	40	45
性感染症 S T D (5)	性器クラミジア感染症	119	133	114
	性器ヘルペスウイルス感染症	32	38	30
	尖圭コンジローマ	11	6	7
	淋菌感染症	42	37	34
基幹 (1)	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	1	0	0
	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0	0	0
	細菌性髄膜炎(髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く)	0	0	0
	マイコプラズマ肺炎	21	1	4
	無菌性髄膜炎	0	0	0
	インフルエンザ※2	21	0	0
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	7	0	2
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	30	41	39
	薬剤耐性緑膿菌感染症	6	2	2

※1 鳥及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※2 鳥及び新型インフルエンザ等感染症を除き、対象は該当入院患者に限る

(3) 三類感染症に伴う健診

三類感染症の患者発生に伴い、疫学調査及び接触者等に対して健康診断（細菌検査）を実施しています。

健康診断（細菌検査）実施状況 (単位：件)

		健康診断（細菌検査）実施状況 (単位：件)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
細菌性赤痢		0	0	0
腸チフス		0	6	6
パラチフス		0	0	0
腸管出血性大腸菌	O8	0	0	4
	O26	0	4	8
	O103	0	0	3
	O110	0	0	0
	O157	29	13	55
	O型不明	0	3	1
総 数		29	26	77

(4) 川口市感染症診査協議会

『感染症法』に基づき、一類・二類（結核を除く）・指定感染症・新型インフルエンザ等感染症患者について、法第20条第1項の規定による入院の勧告及び期間の延長に関する必要な事項等を審議並びに法第37条における入院患者の医療費の公費負担に関する診査を行っています。

(5) 『感染症法』第37条による感染症患者入院医療費公費負担申請・承認件数

申請・承認件数 (単位：件)

		総数	被用者保険		国民健康保険	後期高齢	生活保護	その他
			本人	家族				
令和2年度	申請	2,281	809	145	530	659	128	10
	承認	2,281	809	145	530	659	128	10
令和3年度	申請	2,400	845	149	550	704	142	10
	承認	2,400	845	149	550	704	142	10
令和4年度	申請	3,630	349	221	566	2,031	286	177
	承認	3,606	326	221	565	2,031	286	177

※他保健所での承認を含む

(6) 社会福祉施設等における感染症の集団発生に伴う対応

社会福祉施設（高齢者施設、保育園等）からの報告により、疫学調査及び感染予防・消毒の指導を行い、感染の拡大防止に努めています。

報告件数

(単位：件)

	インフルエンザ		感染性胃腸炎		その他		合計	
	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数
令和2年度	0	0	1	34	0	0	1	34
令和3年度	0	0	2	68	0	0	2	68
令和4年度	11	398	10	330	0	0	21	728

3 結核対策事業

『感染症法』に基づき、結核患者の登録管理、医療費の公費負担、服薬支援を中心とした療養支援、健康診断の実施による感染防止等、結核対策の対応を行っています。

(1) 結核検診（定期）

自覚症状がないうちに潜在患者を発見し、結核を地域に伝播させないことを目的として、40歳以上の市民を対象に、結核検診（定期）を「肺がん・結核検診」として市内（個別）医療機関で実施しています。

(2) 結核患者登録事務

『感染症法』第53条の12の規定に基づき、結核患者及び『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則』第27条の7で定める結核回復者の結核登録票を作成し、管理しています。

登録者の年統計

(単位：人)

		人 口 ※	新 登 録 患 者 数	結 核 罹 患 率 (人 口 1 0 万 対)	年 末 時 登 録 者 数	結 核 有 病 率 (人 口 1 0 万 対)	結 核 死 亡 者 数	結 核 死 亡 率 (人 口 1 0 万 対)
(再掲)	令和2年1月1日 ～12月31日	607,105	91	15.0	241	11.2	4	0.7
	日本生まれ	568,341	78	13.7	—	—	—	—
	外国生まれ	38,764	13	33.5	—	—	—	—
(再掲)	令和3年1月1日 ～12月31日	607,373	90	14.8	231	10.2	5	0.8
	日本生まれ	568,428	76	13.4	—	—	—	—
	外国生まれ	38,945	14	35.9	—	—	—	—
(再掲)	令和4年1月1日 ～12月31日	605,545	86	14.2	211	7.8	7	1.2
	日本生まれ	567,455	80	14.1	—	—	—	—
	外国生まれ	38,090	6	15.8	—	—	—	—

※ 人口は各年1月1日時点、日本人、外国人

新登録患者数（活動性分類別）

（単位：人）

	活動性結核						結核（人口10万対）罹患率	肺喀（人口10万対）塗抹陽性率	潜在性別結核感染症（人）	
	総数	肺結核活動性				肺外結核				
		総数	喀痰塗抹陽性	陽性菌	その他の結核菌					菌陰性その他
令和2年1月1日～12月31日	91	70	28	22	20	21	15.0	4.6	46	
（再掲）	日本生まれ	78	59	24	21	14	19	13.7	4.2	41
	外国生まれ	13	11	4	1	6	2	33.5	10.3	5
令和3年1月1日～12月31日	90	61	29	20	12	29	14.8	4.8	43	
（再掲）	日本生まれ	76	51	26	17	8	25	13.4	4.6	38
	外国生まれ	14	10	3	3	4	4	35.9	7.7	5
令和4年1月1日～12月31日	86	56	34	15	7	30	14.2	5.6	41	
（再掲）	日本生まれ	80	53	33	14	6	27	14.1	5.8	38
	外国生まれ	6	3	1	1	1	3	15.8	2.6	3

新登録患者数（年齢階級別）

（単位：人）

	総数	0歳	5歳	10歳	15歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳以上
令和2年1月1日～12月31日	91	0	0	0	0	13	12	8	11	6	41
令和3年1月1日～12月31日	90	0	0	0	1	6	8	9	15	4	47
令和4年1月1日～12月31日	86	0	0	0	2	2	7	8	7	10	50

(再掲) 新登録患者数 (外国生まれ国籍・年齢階級別)

(単位：人)

	総 数	0	5	10	15	20	30	40	50	60	70
		4	9	14	19	29	39	49	59	69	歳 以上
中 国	3	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0
フ ィ リ ピ ン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イ ン ド ネ シ ア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タ イ	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
韓 国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パ キ ス タ ン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベ ト ナ ム	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
イ ン ド	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
合 計	6	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0

年末時登録者数 (活動性分類別)

(単位：人)

	登 録 者 総 数	活 動 性 結 核					不 活 動 性 結 核	活 動 性 不 明	結 核 有 病 率 (人 口 1 0 万 対))	潜 在 性 結 核 感 染 症 (性 別 結 核 感 染 症)	
		肺 結 核 活 動 性									肺 外 結 核
		総 数	喀 痰 塗 抹 陽 性	陽 性 菌	そ の 他 の 結 核 性 菌	菌 陰 性 そ の 他					
令和2年12月31日 現在	241	47	19	16	12	21	153	20	11.2	74	
令和3年12月31日 現在	231	42	24	11	7	20	112	57	10.2	74	
令和4年12月31日 現在	211	28	15	8	5	19	78	86	7.8	52	

年末現在登録者数（年齢階級別）

（単位：人）

	総 数	0	5	10	15	20	30	40	50	60	70
		4 歳	9 歳	14 歳	19 歳	29 歳	39 歳	49 歳	59 歳	69 歳	歳 以 上
令和2年12月31日 現在	241	1	0	0	0	35	37	29	30	33	76
令和3年12月31日 現在	231	0	0	0	1	29	32	24	34	23	88
令和4年12月31日 現在	211	0	0	0	3	23	17	24	28	20	96

（3）結核医療費公費負担

川口市感染症診査協議会では、『感染症法』第37条における入院患者の医療費の公費負担、『感染症法』第37条の2における適正医療を受けるための医療費公費負担について診査を定期的実施し、承認決定を行っています。

感染症診査協議会（結核）開催状況

開 催 期 日	開催回数
毎月第2・第4水曜日（原則）	24回

結核医療費公費負担申請・承認件数

(単位：件)

		総数	被用者保険		国民健康保険	後期高齢	生活保護	その他	
			本人	家族					
令和2年度	診査総数	238	45	23	81	65	24	0	
	37条	申請	62	4	0	23	23	12	0
		承認	62	4	0	23	23	12	0
	37条の2	申請	176	41	23	58	42	12	0
		合格	175	41	23	58	41	12	0
		承認	175	41	23	58	41	12	0
令和3年度	診査総数	320	69	31	97	98	25	0	
	37条	申請	118	27	4	39	34	14	0
		承認	117	27	4	39	34	13	0
	37条の2	申請	202	42	27	58	64	11	0
		合格	202	42	27	58	64	11	0
		承認	202	42	27	58	64	11	0
令和4年度	診査総数	276	56	18	96	78	28	0	
	37条	申請	99	22	0	39	24	14	0
		承認	98	22	0	38	24	14	0
	37条の2	申請	177	34	18	57	54	14	0
		合格	170	34	18	55	51	12	0
		承認	170	34	18	55	51	12	0

※合格とは、結核医療基準に適合している場合をいう。
承認とは、感染症法公費負担基準に適合している場合をいう。

(4) 結核相談

医師からの届出に基づき、患者への回復支援と周囲への感染や発症防止を目的として、保健師が病院訪問や面接等により相談を行っています。

相談実施状況

(単位：延べ件数)

	総 数	訪問指導	来所相談	電話相談
令和2年度	2,212	96	52	2,064
令和3年度	3,405	325	214	2,866
令和4年度	3,843	299	197	3,347

(5) 結核患者及び接触者健診

① 管理検診

再発防止を目的として、治療終了後も経過観察を要するかたを対象に、委託医療機関等で健康診断を実施しています。

管理検診実施状況

(単位：延べ人数)

	受診者数	検 診 結 果			小 計	合 計
		要医療	要観察	異常なし		
令和2年度	医療機関	4	51	164	219	439
	病状調査	0	0	220	220	
令和3年度	医療機関	7	49	182	238	459
	病状調査	0	0	221	221	
令和4年度	医療機関	0	38	158	196	434
	病状調査	0	0	238	238	

② 接触者健診

周囲への感染や発症防止を目的として、結核患者の家族及び接触者等を対象に、保健所等で健康診断を実施しています。

接触者健診実施状況

(単位：延べ人数)

		受診者	検査項目(重複あり)				健診結果			
			撮胸部X線影	血液検査	ツベルクリン	喀痰検査	異常なし	結核患者発見	潜在感染症性	経過観察
令和2年度	総数	417	168	283	14	7	342	3	18	54
	保健所実施	229	0	229	0	0	212	0	9	8
	委託医療機関実施	135	115	54	14	7	91	3	9	32
	その他(集団・委託)	53	53	0	0	0	39	0	0	14
令和3年度	総数	652	97	587	25	32	591	17	22	22
	保健所実施	539	0	539	0	0	507	13	13	6
	委託医療機関実施	113	97	48	25	32	84	4	9	16
	その他(集団・委託)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	総数	348	168	200	7	15	256	19	16	57
	保健所実施	173	0	173	0	0	164	2	6	1
	委託医療機関実施	67	60	27	7	15	41	4	10	12
	その他(集団・委託)	108	108	0	0	0	51	13	0	44

(6) 結核定期健康診断及び実施報告

『感染症法』第53条の2に基づき、潜在患者を発見するため、事業者、学校長、施設長などが実施責任者として、定期の健康診断を行うことが義務付けられており、同法第53条の7により保健所で実施者数等の報告を受理しています。

(7) 直接服薬確認療法（DOTS）の推進

『感染症法』第53条の14に基づき、喀痰塗抹陽性結核患者（※）や、その他保健所長が必要と認めた結核患者に対し、対面での直接服薬確認支援事業を実施しています。

※肺の中の結核菌が痰に含まれ、人に感染させる恐れのある状態の患者

4 エイズ予防

『感染症法』に基づき、エイズのまん延防止及び患者、感染者への差別や偏見の解消を図ることを目的として、正しい知識の普及啓発並びに相談指導体制の充実を図る対策を実施しています。

(1) エイズ予防普及啓発活動

- ① 「HIV検査普及週間（6月1日～7日）」PR
市役所、鳩ヶ谷庁舎、駅前行政センター、地域保健センター、保健所内で、普及啓発を目的としたポケットティッシュの配布。啓発ポスター掲示。
- ② 「HIV・梅毒即日検査」PR
ポスターを作成、掲示するとともに、川口駅前キャスティングでPR映像を放映。

(2) エイズ相談

電話相談や来所相談（面接）を受け付けています。

エイズ相談実施状況

（単位：件）

	総 数	電話相談	来所相談
令和2年度	18	18	0
令和3年度	45	45	0
令和4年度	159	159	0

(3) HIV抗体検査（性感染症検査を含む）

保健所が、希望（予約）者に対して、定期的に検査を実施しています。

HIV抗体検査及び性感染症検査実施状況 (単位：人)

		H I V	梅 毒	クラミジア	B型肝炎	C型肝炎
令和2年度	検査者	88	87	0	87	87
	陽性者	0	1	0	0	0
令和3年度	検査者	143	138		145	145
	陽性者	1	11		2	1
令和4年度	検査者	223	218		219	216
	陽性者	1	8		4	0

※ クラミジアは、検査方法の変更により、令和2年1月以降実施なし

(4) HIV（エイズ）・性感染症検査（休日）

HIV検査普及週間および世界エイズデーに合わせ、「HIV・梅毒即日検査」を実施しています。

HIV・梅毒即日検査実施状況 (単位：人)

		H I V検査普及週間		世界エイズデー	
		H I V	梅 毒	H I V	梅 毒
令和2年度	検査者	—	—	—	—
	陽性者	—	—	—	—
令和3年度	検査者	—	—	—	—
	陽性者	—	—	—	—
令和4年度	検査者	—	—	45	45
	陽性者	—	—	0	2

※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施なし

※令和4年度は、世界エイズデーに合わせて実施

5 肝炎治療特別促進事業（埼玉県への経由事務）

『埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱』に基づき、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行う、「インターフェロン治療」、「インターフェロンフリー治療」及び「核酸アナログ製剤治療」に係る医療費の助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を実施しています。

(単位：件)

申請種別		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
総数（核酸アナログ製剤治療更新を除く）		78	102	103
内 訳	インターフェロン治療新規	2	2	41
	インターフェロン治療2回目	0	1	0
	インターフェロンフリー治療	43	58	15
	インターフェロンフリー再治療	0	0	0
	核酸アナログ製剤治療	33	41	47
核酸アナログ製剤治療更新		※ 128	348	357
肝炎医療費助成患者登録数		440	479	502

※ 核酸アナログ製剤更新申請は、令和2年3月1日～令和3年2月28日の間に有効期間が満了するかたは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、申請不要で更新可能

6 精神保健福祉支援事業

(1) 精神保健相談

① 精神保健福祉相談

疾病対策課、地域保健センターでは、市民や関係機関からの精神保健福祉に関する相談を受け付けています。

ア 電話相談

(単位：件)

	延 べ 数
令和2年度	6,409
令和3年度	5,468
令和4年度	5,536

(令和4年度の内訳)

(単位：件)

		総 数	疾病対策課	地域保健センター
延 べ 数	老人精神保健	175	172	3
	社会復帰	30	22	8
	アルコール	240	233	7
	薬 物	7	7	0
	ギャンブル	7	7	0
	ゲ ー ム	7	7	0
	思 春 期	348	332	16
	心の健康づくり	737	528	209
	うつ・うつ状態	108	98	10
	摂食障害	7	7	0
	てんかん	11	10	1
	そ の 他	3,859	3,832	27
計 (*)	5,536	5,255	281	
計 (*) の 再 掲	統合失調症	1,907	1,901	6
	ひきこもり	199	197	2
	発達障害	260	258	2
	自殺関連	55	54	1
	□自殺者の遺族	0	0	0
	犯罪被害者	0	0	0
	災 害	0	0	0
認知症関連	3	3	0	

イ 来所相談

(単位：件)

	延 べ 数
令和2年度	455
令和3年度	406
令和4年度	394

(令和4年度の内訳)

(単位：件)

		総 数	疾病対策課	地域保健センター
実 人 数		321	228	93
延 べ 数	老人精神保健	13	10	3
	社会復帰	14	8	6
	アルコール	14	12	2
	薬 物	0	0	0
	ギャンブル	1	1	0
	ゲ ー ム	1	1	0
	思 春 期	44	36	8
	心の健康づくり	127	81	46
	うつ・うつ状態	8	8	0
	摂食障害	4	3	1
	てんかん	1	1	0
	そ の 他	167	160	7
計 (*)		394	321	73
計 (*) の 再 掲	統合失調症	61	59	2
	ひきこもり	45	44	1
	発達障害	24	21	3
	自殺関連	1	1	0
	自 殺 者 の 遺 族	0	0	0
	犯 罪 被 害 者	0	0	0
	災 害	0	0	0
	認知症関連	1	1	0

ウ 訪問相談

(単位：件)

	延 べ 数
令和2年度	944
令和3年度	1,010
令和4年度	1,188

(令和4年度の内訳)

(単位：件)

		総 数	疾病対策課	地域保健センター
実 人 数		363	285	78
延 べ 数	老人精神保健	23	23	0
	社会復帰	23	12	11
	アルコール	31	25	6
	薬 物	0	0	0
	ギャンブル	0	0	0
	ゲ ー ム	2	2	0
	思 春 期	59	54	5
	心の健康づくり	113	64	49
	摂食障害	0	0	0
	てんかん	1	1	0
	そ の 他	936	926	10
	計 (*)	1,188	1,107	81
計 (*) の 再 掲	統合失調症	597	576	21
	ひきこもり	86	83	3
	発達障害	71	71	0
	自殺関連	9	8	1
	自 殺 者 の 遺 族	0	0	0
	犯罪被害者	0	0	0
	災 害	0	0	0
認知症関連	0	0	0	

エ 受診援助

(単位：件)

	延べ数
令和2年度	72
令和3年度	66
令和4年度	35

② 精神保健福祉専門相談

こころの悩みや病気について精神科医、臨床心理士による相談を実施しています。

ア 精神科医による相談

(単位：件)

	開催回数	延べ数
令和2年度	12	27
令和3年度	10	16
令和4年度	8	9

イ 臨床心理士による相談

(単位：件)

	開催回数	延べ数
令和2年度	16	23
令和3年度	22	48
令和4年度	22	46

(2) 精神障害者訪問支援強化事業（アウトリーチ事業）

精神障害者及び精神障害の疑いのある方が地域で安定した生活を送ることができるよう、多職種による電話、訪問等の必要な支援を行っています。

(単位：件)

	利用者数	訪延回数	電話延べ回数
令和2年度	42	284	352
令和3年度	45	455	381
令和4年度	48	464	183

(3) 若年者早期相談・支援事業

若者のメンタルヘルスに関するお悩みなど、さまざまな困りごとについての相談支援を行っています。

(単位：件)

	利用者数	支援延べ回数				
		来所延べ回数	電話延べ回数	オンライン延べ回数	訪問延べ回数	メール・SNS延べ回数
令和4年度	180	817	92	39	0	74

(4) 措置入院者退院後支援事業

措置入院者の退院後の支援体制について、本人や家族、支援機関等と話し合った内容を基に計画書を作成し、支援を行っています。

(単位：件)

	計画作成
令和4年度	8

(5) 精神科医療等に関する事務

① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請通報件数

(単位：件)

	一般人 (22条)	警察官 の通報 (23条)	警察官の 通報内訳		精神科病院 管理者の届出 (26条の2)	医療観察法指定 通院医療機関の 管理者等 (26条の3)
			川 口 警 察 署	武 南 警 察 署		
令和2年度	0	120	88	32	0	0
令和3年度	0	115	79	36	0	0
令和4年度	0	106	73	33	0	0

② 入退院届等の届出

川口市内の精神科病院から提出された書類の内容を確認し、埼玉県に進達しています。

(単位：件)

	医療保護入院者			措置入院者	
	入院届	退院届	報定期告病書状	報定期告病書状	消症退届状
令和2年度	689	682	128	1	12
令和3年度	727	726	103	0	20
令和4年度	789	792	109	0	22

③ 精神保健指定医の申請等

精神保健指定医の指定に係る申請等を受付し、内容を確認後、埼玉県に進達しています。

(単位：件)

	新規	更新	変更	返納
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	1	2	8	0
令和4年度	1	3	2	0

(6) 家族支援事業

① ひきこもり家族のつどい

ひきこもりのかたの家族を対象に、対処能力の向上を図ることを目的として、正しい知識や同じ悩みを持つかたのつどいの場を提供しています。

	実施回数	参加人数
令和2年度	9	114
令和3年度	12	111
令和4年度	12	118

② 家族教室

精神障害者等の家族に対し、健康を向上させることを目的として、病気や障害についての正しい知識や対応の仕方を習得する場を提供しています。

(単位：人)

	統合失調症 3日間コース延べ人数	うつ病 2日間コース延べ人数	アルコール依存症 3日間コース延べ人数
令和2年度	41	19	
令和3年度	42	未実施	31
令和4年度	33	未実施	24

※令和3年度以降は、うつ病からアルコール依存症に変更し実施。

(7) 普及啓発事業

① こころの健康講座

市民に、精神疾患に関する正しい知識の普及、啓発を行うことを目的として、こころの健康に関する講演会を実施しています。

開催日	内容	会場	参加人数
令和2年度	第52回「困っていませんか？お酒の飲み方～アルコール依存症について～」 講師：吉岡 幸子 氏 (帝京科学大学 医療科学部 看護学科 教授)	オンライン講座	15人
	第53回「ストレスケアについて～コロナ禍でこころの健康を保つために～」 講師：商 真哲 氏 (浦和神経サナトリウム 精神科医) 松永 泰子 氏 (浦和神経サナトリウム 作業療法士)	オンライン講座	35人
令和3年度	第54回「～若者たちへ～ こころの健康ってなんだろう？」 思春期・青年期のメンタルヘルスについて 講師：内野 敬 氏 (ワンストップ相談センターSODA 精神科医)	オンデマンド配信	673回 R4/3/28 時点
	第55回「女性のメンタルヘルスについて」 講師：岩原 千絵 氏 (独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター 精神科医)	オンデマンド配信	208回 R4/3/28 時点
令和4年度	第56回『ゲーム・ネットとの付き合い方』 ～一緒に考えてみませんか？～ 講師：緒方 広海 氏 (オガタ心理臨床サービス 臨床心理士)	オンデマンド配信	1,878回 R5/3/31 時点
	第57回『仕事のストレスとどう向き合いますか？』～いつまでも健康で働き続けるために～ 講師：日浦 悠斗 氏 (医療法人白翔会 浦和神経サナトリウム 精神科医)	オンデマンド配信	1,121回 R5/3/31 時点

② こころサポーター養成講座

メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対して、できる範囲で手助けが行えるように、こころサポーター養成講座を実施しています。

	実施回数	参加人数
令和3年度	1	65
令和4年度	1	46

※厚生労働省モデル事業として実施

③ ゲートキーパー研修

一般市民向けの「ゲートキーパー研修」と専門職向けの「スキルアップ研修」を実施しています。

	ゲートキーパー研修		(内訳)			
			出 前 講 座		スキルアップ研修	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
令和2年度	7	367	7	367	0	0
令和3年度	5	322	4	264	1	58
令和4年度	9	249	7	222	2	27

④ メンタルヘルスチェックシステム事業

市民のメンタルヘルスへの早期対応とその向上を目的として、スマートフォンやパソコンで現在のこころの健康状態を確認し、その健康状態に応じた相談窓口を案内することができるシステム（アプリケーション）を提供しています。

	アクセス数
令和2年度	43,516
令和3年度	51,636
令和4年度	44,822

⑤ 普及啓発事業

市民が、自殺予防や自殺対策等に対する関心と理解を深め、早期に適切な相談窓口につながることを目的として、普及啓発を実施しています。

自殺対策実施内容

	実施内容	
自殺予防週間 9月10日～16日	市役所第一本庁舎、鳩ヶ谷庁舎、川口駅東口ペDESTリアンデッキ上に横断幕や懸垂幕を設置	
	市役所第一本庁舎1階ロビーの特設コーナーに、自殺の現状やメンタルヘルスに関するパネルを設置。また、パンフレットや普及啓発グッズ（ティッシュ）を配布	
自殺対策 強化月間 3月	市役所第一本庁舎、鳩ヶ谷庁舎、川口駅東口ペDESTリアンデッキ上に横断幕や懸垂幕を設置	
	駅前キャンペーン	3月16日の17時から18時に実施し、啓発用ポケットティッシュ2,150個を配布
通年	川口駅東口ロータリー内の広告塔に懸垂幕を設置	
	相談窓口を記載した卓上カード型チラシを庁内各課に設置	

⑥ 自殺未遂者支援

医療機関から連絡のあった自殺未遂者の支援を実施しています。なお、協力医療機関は、川口市立医療センター、埼玉協同病院です。

(単位：件)

	支援件数
令和2年度	1
令和3年度	1
令和4年度	0

(8) 関係機関向け研修会

① 関係機関向け研修会

精神保健福祉に関する知識や支援技術の向上を図り、支援体制の強化を目的として、地域の関係機関を対象に、実施しています。

	開催回数	参加人数
令和2年度	1	11
令和3年度	2	48
令和4年度	2	23

② 精神保健福祉事例検討会

関係機関職員の支援技術の向上を図ることを目的として、処遇困難事例の検討会を実施しています。

	開催回数	参加人数
令和2年度	2	22
令和3年度	2	57
令和4年度	2	47

(9) 自助グループ支援

- ① 川口市精神障害者の会 「よつば」
地域で活動している当事者のグループ。
地域の精神保健福祉の推進のため、世話人として出席しています。

- ② 川口市精神障害者家族会 「わかば会」
地域で活動している精神障害者家族のグループ。
定例会へ出席し、勉強会の講師や相談に対して助言する等の協力をしています。

第3節

地域保健センター

第3節 地域保健センター

1 予防接種

予防接種は、感染予防・発病予防・症状の軽減・病気のまん延防止などを目的として、各種感染症に対する免疫を持たない感受性者を対象に行っています。

感染症予防対策には、感染源、感染経路及び感受性者対策の3つがあると言われています。感受性者対策として、『予防接種法』に基づく定期予防接種及び一部の任意予防接種を個別接種により実施します。インフルエンザ以外の予防接種及び抗体検査は通年で実施しています。

(1) 定期予防接種

川口市内及び埼玉県内の委託医療機関で実施しています。

インフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症は一部自己負担があり、他の予防接種は無料です。

①A類疾病

種類	H i b (ヒ ブ) 感 染 症		
対 象	生後2か月～5歳未満		
	生後2か月～7か月未満に接種を開始した場合	生後7か月～1歳未満に接種を開始した場合	1歳～5歳未満に接種を開始した場合
回 数	4回	3回	1回
標 準 的 な 接 種 回 数 と 間 隔	初回接種：1歳未満までの間に27～56日の間隔をおいて3回 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回	初回接種：1歳未満までの間に27～56日の間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回	1回接種

種類	小 児 の 肺 炎 球 菌 感 染 症			
対 象	生後2か月～5歳未満			
	生後2か月～7か月未満に接種を開始した場合	生後7か月～1歳未満に接種を開始した場合	1歳～2歳未満に接種を開始した場合	2歳～5歳未満に接種を開始した場合
回 数	4回	3回	2回	1回
標 準 的 な 接 種 回 数 と 間 隔	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔をおいて3回 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて生後12か月以降に1回	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて生後12か月以降に1回	60日以上の間隔をおいて2回接種	1回接種

種 類	ロタウイルス感染症	
	ロタリックス (1価)	ロタテック (5価)
対 象	出生6週0日後～24週0日後	出生6週0日後～32週0日後
回 数	2 回	3 回
標 準 的 な 接 種 回 数 と 間 隔	生後2か月～24週0日後までの間に、 27日以上の間隔をおいて2回 ※初回接種は出生14週6日後まで	生後2か月～32週0日後までの間に、 27日以上の間隔をおいて3回 ※初回接種は出生14週6日後まで

種 類	B 型 肝 炎	四 種 混 合	三 種 混 合	不 活 化 ポ リ オ
対 象	1歳未満	生後3か月～ 7歳6か月未満	生後3か月～ 7歳6か月未満	生後3か月～ 7歳6か月未満
回 数	3 回	4 回	4 回	4 回
標 準 的 な 接 種 回 数 と 間 隔	1・2回目：生後2か 月から27日以上の間 隔をおいて2回 3回目：生後7か月～ 8か月の間に（1回目 から139日以上の間 隔をおいて）1回	第1期初回：生後3か 月～12か月未満の間 に20日～56日の間隔 をおいて3回 第1期追加：初回接 種終了後、12か月～ 18か月の間隔をおい て1回	第1期初回：生後3か 月～12か月未満の間 に20日～56日の間隔 をおいて3回 第1期追加：初回接 種終了後、12か月～ 18か月の間隔をおい て1回	第1期初回：生後3か 月～12か月の間に20 日～56日の間隔をお いて3回 第1期追加：初回接 種終了後、12か月～ 18か月の間隔をおい て1回

種 類	結 核 (B C G)	麻 し ん 風 し ん 混 合 (MR) 第1期	麻 し ん 風 し ん 混 合 (MR) 第2期	水 痘
対 象	1歳未満	1歳～2歳未満	5歳から7歳未満で 就学前	1歳～3歳未満
回 数	1回	1回	1回	2回
標 準 的 な 接 種 回 数 と 間 隔	生後5か月～8か月 未満の間に1回	1歳～2歳未満の間 に1回	小学校就学前（幼 稚園・保育園の年 長児相当）の1年 間に1回	1回目：1歳～1歳3 か月未満の間に1 回 2回目：1回目接種 から6か月～12か 月の間隔をおいて 1回

種 類	日本脳炎第1期	日本脳炎第2期	二種混合	ヒトパピローマウイルス感染症※
対 象	生後6か月～7歳6か月未満	9歳～13歳未満	11歳～13歳未満	小学校6年生～高校1年生相当の女子
回 数	3回	1回	1回	2価ワクチン：3回 4価ワクチン：3回
標準的な接種回数と間隔	第1期初回：3歳の間に6日～28日の間隔をおいて2回 第1期追加：4歳の間で、初回接種終了後、おおむね1年後に1回	9歳の間に1回	11歳の間に1回	2価ワクチン： 1回目を接種後、1か月の間隔をおいて2回目を接種。1回目の接種から6か月以上の間隔をおいて3回目を接種 4価ワクチン： 1回目を接種後、2か月の間隔をおいて2回目を接種。1回目の接種から6か月以上の間隔をおいて3回目を接種

※ワクチンの種類により接種間隔が異なる。

②B類疾病

種 類	高齢者のインフルエンザ	高齢者の肺炎球菌感染症
対 象	65歳以上及び60歳以上65歳未満で、心臓やじん臓、呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に厚生労働省が定める身体障害者1級程度の障害を有するかた	令和4年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になるかた及び60歳以上65歳未満で、心臓やじん臓、呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に厚生労働省が定める身体障害者1級程度の障害を有するかた
自己負担額	1,000円 (生活保護受給者は無料)	5,000円 (生活保護受給者は無料)
回 数	1回	1回
接 種 期 間	令和4年10月1日～ 令和5年1月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日

定期予防接種実施状況

(単位：人)

	Hib (ヒブ) 感染症	小児の肺炎球菌感染症	ロタウイルス感染症※	B型肝炎	四種混合
令和2年度	18,691	18,181	4,260	13,220	18,297
令和3年度	16,426	16,328	9,352	11,977	16,467
令和4年度	15,827	15,817	8,937	11,343	15,785

※令和2年10月1日から定期接種化

	三種混合	不活化 ポリオ	結核 (BCG)	麻しん 風しん混合		麻しん
				1期	2期	
令和2年度	2	7	4,518	4,668	4,758	1
令和3年度	0	6	4,069	4,073	4,726	0
令和4年度	0	13	3,917	3,979	4,446	0

	風しん	水痘	日本脳炎	二種混合	ヒトパピローマ ウイルス感染症
令和2年度	0	9,312	19,592	3,912	743
令和3年度	1	8,231	11,406	3,920	3,763
令和4年度	0	7,809	22,301	3,439	5,002

	高齢者のイン フルエンザ	高齢者の肺炎 球菌感染症
令和2年度	84,073	4,075
令和3年度	69,850	4,004
令和4年度	73,193	3,706

(2) 任意予防接種

任意予防接種費用の一部助成を、川口市内の委託医療機関で実施しています。

種類	おたふくかぜ	風しん
対象	1歳～7歳未満で、就学前	風しん抗体検査の結果、抗体価が低いと判定された妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性とその配偶者等
助成金額	3,000円	風しん単独：3,000円 麻しん風しん混合：5,000円
助成回数	1人1回	1人1回

任意予防接種実施状況

(単位：件)

	おたふくかぜ	風しん
令和2年度	7,828	699
令和3年度	6,179	703
令和4年度	6,330	798

(3) 風しん抗体検査

- ・対象者 妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性とその配偶者等
- ・実施場所 市内の委託医療機関
- ・助成回数 1人1回

風しん抗体検査 (単位：件)

	抗体検査
令和2年度	483
令和3年度	397
令和4年度	392

(4) 風しんの追加的対策

- ・対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
- ・実施期間 令和元年度～令和6年度

抗体検査 (単位：件)

	抗体検査
令和2年度	6,626
令和3年度	4,640
令和4年度	595

定期接種 (単位：件)

	定期接種
令和2年度	1,011
令和3年度	871
令和4年度	165

2 母子健康手帳の交付・妊婦健康診査等

妊娠届出書を提出した妊婦に対し、母子健康手帳と妊婦健康診査及び産後健診の助成券を交付しています。

妊娠中及び産後の疾病や異常を早期に発見するとともに、母体と赤ちゃんの心身を健康に保つことを目的として、支援しています。

栄養の強化を必要とする妊産婦や乳幼児に対して栄養食品を支給しています。

(1) 母子健康手帳交付 (単位：件)

	妊娠届出数
令和2年度	4,419
令和3年度	4,289
令和4年度	4,228

(2) 妊婦健康診査 (単位：件)

	妊婦健康診査	超音波検査	H B s	H I V
			抗原検査	抗体検査
令和2年度	51,531	16,038	4,328	4,322
令和3年度	49,764	15,425	4,161	4,152
令和4年度	47,872	15,019	4,073	4,069

※延べ件数

(3) 新生児聴覚スクリーニング検査

(単位：人)

	受診者数
令和3年度	3,702
令和4年度	3,602

(4) 産婦健診

(単位：人)

	受診者数
令和2年度	3,821
令和3年度	3,691
令和4年度	3,598

(5) 母子栄養食品支給事業

特に栄養強化が必要と認められた生活保護世帯、市民税非課税世帯の妊産婦または乳児に対して栄養食品を支給しています。

	妊 産 婦		乳 児	
	支給者数 (人)	支給数 (箱)	支給者数 (人)	支給数 (箱)
令和2年度	0	0	110	660
令和3年度	0	0	122	732
令和4年度	5	15	94	564

3 乳幼児健康診査・健康相談

乳幼児健康診査では、子どもの発育発達を明らかにし、疾病や異常を早期に発見し、適切な指導を行っています。また、虫歯の予防、早期発見、治療により幼児の歯科保健の向上を図っています。

健康相談では、発育、発達が気になる児やその保護者に対し、発達・心理相談を行うとともに、適切な指導を行います。また、必要に応じて医療機関や市の関係機関と連携を図っています。

(1) 3・4か月児健康診査

	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)
令和2年度	4,511	4,210	93.3
令和3年度	4,115	3,905	94.9
令和4年度	4,018	3,791	94.4

(2) 10か月児健康診査

	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)
令和4年度	4,108	3,490	85.0

※令和4年度より10か月児健康相談が健康診査に変わりました。

(3) 1歳6か月児健康診査

	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)
令和2年度	4,747	4,385	92.4
令和3年度	4,569	4,051	88.7
令和4年度	4,252	3,948	92.9

※健診の結果、医師からの指導の指示があった児及び問診票・健診記録の内容により指導が必要と思われる児に対し、事後指導を行う。

(4) 1歳6か月児歯科健康診査

	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	フッ化物塗布 (延べ人数)
令和2年度	4,747	3,255	68.6	5,295
令和3年度	4,569	3,125	68.4	6,400
令和4年度	4,252	2,929	68.9	5,922

(5) 3歳児健康診査

	対象児数 (人)	内科健診		歯科健診	
		受診児数 (人)	受診率 (%)	受診児数 (人)	受診率 (%)
令和2年度	5,486	3,904	71.2	3,365	61.3
令和3年度	4,738	4,636	97.8	4,372	92.3
令和4年度	4,537	4,093	90.2	4,041	89.1

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年3月～6月は中止。

7月以降、個別受診も並行して実施。

※中止した令和2年3月の対象児数は、令和2年度に含める。

※令和3年度は、一部個別健診を並行して実施。

(6) 幼児相談

(単位：件)

	相談内容					合計	心理 相談 (再掲)
	身体面	言語面	食事	育児	その他		
令和2年度	0	8	0	3	2	13	13
令和3年度	0	11	0	11	13	35	35
令和4年度	0	14	1	8	4	27	27

(7) 親と子の心と発達の相談

(単位：人)

	医 師	心 理 士
令和2年度	2	3
令和3年度	6	15
令和4年度	7	16

4 母子健康教室

妊婦やパートナーに対し、妊娠・出産・育児・歯科保健等に関する知識の普及や、母体の健康保持等を目的として、実施しています。

食事に関する教室では、乳幼児の正しい食生活を身につけられるよう支援しています。

(1) ウェルカムB a b y 教室

	実施回数	参加者数 (人)			
		妊婦	夫	その他	計
令和2年度	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-
令和4年度	20	361	333	0	694

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(2) マタニティママの歯の健康教室 (妊婦歯科健康診査)

	実施回数	参加者数 (人)	その他の参加者数 (人)	計
令和2年度	-	-	-	-
令和3年度	11	54	1	55
令和4年度	12	69	2	71

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(3) 育児教室

育児教室では、親子のコミュニケーションを図るとともに、保護者への相談・指導、保護者同士の情報交換の場を提供し、育児不安の軽減につなげています。また、各地区の関係機関や住民からの依頼により、保健師や栄養士等が講師として出講します。

	実施回数	参加者数 (人)
令和2年度	27	802
令和3年度	54	1,526
令和4年度	95	2,463

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため縮小。

(4) 多胎の会（さくらんぼの会）

多胎児とその家族、多胎児妊娠中のかたの情報交換の場です。

	回 数	延べ参加者数		
		家族	児	妊婦
令和2年度	-	-	-	-
令和3年度	2	19	6	0
令和4年度	4	21	16	0

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため縮小。

(5) 離乳食講習会

離乳についての話や試食、調理デモンストレーション、相談を行なっています。

	回 数	参加者数 (人)
令和2年度	-	-
令和3年度	12	112
令和4年度	12	275

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

※令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため縮小。

(6) 幼児食講習会

幼児食についての話や試食、相談を行なっています。

	回数	参加者数 (人)
令和2年度	-	-
令和3年度	-	-
令和4年度	6	73

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(7) 食育教室

食事や生活リズムの話、親子での調理実習を行なっています。

	回数	参加者数 (人)
令和2年度	-	-
令和3年度	-	-
令和4年度	1	6

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

5 母子訪問指導

母性並びに乳幼児の健康の保持増進と育児不安の軽減を目的として、保健師または助産師が、妊産婦及び新生児を含む乳児、訪問指導が必要なご家庭に訪問指導を実施しています。また、産後1年を経過しない母子を対象に、委託産科医療機関、助産施設等により心身の回復、育児負担の軽減を目的として、宿泊・日帰り・訪問型（早期・一般）の母体のケア、乳児のケア、育児相談等のサービスを提供しています。

(1) 母子訪問指導

(単位：人)

	親等 保護者	子				計	
		新生児	乳児	幼児	20歳未満 ※		
令和2年度	実	5,095	428	2,932	872	125	9,452
	延	7,191	476	3,867	2,024	403	13,961
令和3年度	実	5,823	572	3,264	976	147	10,782
	延	8,055	623	4,219	2,191	472	15,560
令和4年度	実	5,872	584	3,242	968	121	10,787
	延	8,094	641	4,094	2,108	496	15,433

※子の20歳未満のうち精神保健訪問対象のかたは除く。

※R4年度分は、委託請求処理中の為、未確定の数です。

(2) 妊産婦・新生児訪問指導 (再掲) (単位：人)

		妊 婦	産 婦	新生児※	計
令和2年度	実	68	2,859	3,008	5,935
	延	105	3,342	3,399	6,846
令和3年度	実	63	3,353	3,509	6,925
	延	96	3,894	3,952	7,942
令和4年度	実	79	3,401	3,575	7,055
	延	115	3,991	4,036	8,142

※新生児訪問指導として実施した生後4か月までの乳児を含む。

(3) 産後ケア (単位：件)

	宿泊型	日帰り型	早期訪問型	一般訪問型
令和4年度	32 (延べ89日分)	282	36	31

6 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに円滑に対応することを目的として、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施しています。

妊娠期から妊婦やその家族との関係性を築くことにより、産後の支援がスムーズとなり、母子保健の課題である産後うつや児童虐待防止を図っています。

(単位：延べ件数)

	母子健康手帳 交付数※	電話相談	面 接	家庭訪問	支援プラン 作成
令和2年度	1,883	15,517	4,100	8,155	22
令和3年度	2,452	17,305	4,707	9,147	57
令和4年度	3,031	17,569	5,089	8,741	70

※母子健康手帳交付数は再交付数を含む。

実施施設： 地域保健センター、地域保健センター鳩ヶ谷分室、中央保健ステーション、青木保健ステーション、南平保健ステーション、芝保健ステーション、神根保健ステーション、戸塚保健ステーション

7 出産・子育て応援給付金

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型の相談支援とあわせた経済的支援を行っています。

(単位：延べ人数)

	出産応援給付	子育て応援給付
令和4年度	2,971	2,528

8 小児医療支援

児童の健全育成と福祉の向上を図ることを目的として、医療費の助成を行っています。未熟児や長期療養児の保護者に対してグループ指導を行い、育児負担、精神的負担の軽減を図っています。

(1) 未熟児養育医療費給付

身体の発育が未熟な状態で生まれ、医師が入院して治療を受ける必要があると認められた1歳未満の乳児に対して医療費の一部を給付しています。

	給付人数 (人)	給付件数 (件)
令和2年度	168	427
令和3年度	152	383
令和4年度	121	328

(2) 小児慢性特定疾病医療費支給

小児慢性特定疾病にかかり、治療が長期にわたる児童等に対し、経済的負担の軽減を目的として、医療費の一部を支給しています。

	受給者証 所持者数 (人)	給付件数 (件)
令和2年度	523	6,462
令和3年度	491	6,582
令和4年度	472	6,548

※受給者証所持者数は年度末時点。

(3) 結核児童療育給付

結核にり患して長期入院している児童に対し、医療費の一部を給付しています。

	受給者証 所持者数 (人)	給付件数 (件)
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0

(4) 小児医療支援事業 (びよびよグループ・長期療養児教室)

	回 数	延べ参加者数 (人)			計
		家 族	児 童	そ の 他	
令和2年度	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-
令和4年度	1	5	0	16	21

※令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

※令和4年度は長期療養児教室をZOOMで開催。

9 不妊治療支援

少子化対策の一環として、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）や不妊症または不育症の検査に係る経済的負担を軽減し、早期治療につながることを目的に、費用の一部を助成しています。

(1) 早期不妊検査費・不育症検査費助成

夫婦共に指定医療機関などで受けた検査費の一部を助成しています。

(単位：件)

	助成件数
令和2年度	237
令和3年度	287
令和4年度	266

※令和3年度より先進医療不育症検査費を含む

(2) 特定不妊治療費助成

特定不妊治療(体外受精と顕微授精)とその一環として行われた男性不妊治療を受けたかたを対象に、治療費の一部を助成しています。

(単位：件)

	助成件数
令和2年度	718
令和3年度	1,272
令和4年度	313

※令和4年度については経過措置件数となります。

10 がん検診

『健康増進法』に基づき、市民の健康の維持・増進及びがんの早期発見を促し、早期治療につなげることを目的として、各種がん検診を実施しています。

※「がんであった者」：令和4年6月末時点で市に報告のあった人数

(1) 胃がん検診年度別受診者数

		対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検査 者数(人)	がんであった 者(※)
令和 2 年度	レントゲン	352,067	1,165	0.3	38	0
	内視鏡	252,366	5,262	3.8	107	11
令和 3 年度	レントゲン	354,061	1,606	0.5	79	0
	内視鏡	256,824	5,919	4.4	99	14
令和 4 年度	レントゲン	355,656	1,565	0.4	76	0
	内視鏡	261,537	6,553	4.8	95	10

内視鏡検診は、2年に1度のため、受診率＝(前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2年連続の受診者数) / (当該年度の対象者数) × 100

(2) 肺がん・結核検診年度別受診者数

	対象者数 (人)	受診者数 (人)		受診率 (%)	要精密検査 者数(人)	がんであった 者(※)
		頸部	体部			
令和2年度	352,067	21,474	13,064	8.1	905	10
令和3年度	354,061	22,790	13,296	8.6	1,029	13
令和4年度	356,656	23,139	13,953	8.6	1,165	12

(3) 大腸がん検診年度別受診者数

	対象者数 (人)	受診者数 (人)		受診率 (%)	要精密検査 者数(人)	がんであった 者(※)
		頸部	体部			
令和2年度	352,067	21,474	13,064	9.5	2,536	77
令和3年度	354,061	22,790	13,296	10.2	2,579	51
令和4年度	356,656	23,139	13,953	10.3	2,476	84

(4) 乳がん検診年度別受診者数

	対象者数 (人)	受診者数 (人)		受診率 (%)	要精密検査 者数(人)	がんであった 者(※)
		頸部	体部			
令和2年度	176,768	21,474	13,064	11.1	967	37
令和3年度	177,947	22,790	13,296	11.2	985	38
令和4年度	178,958	23,139	13,953	11.8	1,041	48

受診率＝

(前年度受診者数＋当該年度受診者数－2年連続の受診者数) / (当該年度対象者数) × 100

(5) 子宮頸がん検診年度別受診者数

	対象者数 (人)	受診者数 (人)		受診率 (%)	要精密検査 者数(人)		がんであった 者(※)		
		頸部	体部		頸部のみ	頸部	体部	頸部	体部
令和2年度	249,785	21,474	13,064	13.1	頸部のみ	490	144	5	2
令和3年度	250,664	22,790	13,296	12.9	頸部のみ	598	142	5	6
令和4年度	250,967	23,139	13,953	13.2	頸部のみ	601	177	1	1

受診率＝

(前年度受診者数＋当該年度受診者数－2年連続の受診者数) / (当該年度対象者数) × 100

1.1 健康診査

(1) 健康診査

『健康増進法』に基づき、疾病の早期発見・早期治療に資するとともに、健康診査の結果、必要なかたに対し健康管理上の事後指導を行い、健康についての認識と自覚を促すことを目的に、生活習慣病対策の一環として実施しています。

(対象者：『健康増進法施行規則』第4条の2第4号に規定される者)

年度別受診者数

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	動機付支援 対象者数 (人)	積極的支援 対象者数 (人)
令和2年度	8,109	608	7.5	41	31
令和3年度	8,080	820	10.1	62	36
令和4年度	7,693	851	11.1	47	43

(2) 肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルス検診の受診を促進し、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じ受診することで、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減及び進行の遅延につなげています。

①年度別受診者数 (単位：人)

	受診者数
令和2年度	3,482
令和3年度	3,284
令和4年度	2,778

②受診者数および判定結果の年齢別内訳 (令和4年度) (単位：人)

	40歳未満	40歳以上	合計
B型肝炎検査受診者数	456	2,322	2,778
陽性者数	9	27	36
陰性者数	447	2,295	2,742

	40歳未満	40歳以上	合計
C型肝炎検査受診者数	456	2,322	2,778
感染の可能性が高い	0	5	5
感染の可能性が低い	456	2,317	2,773

(3) 成人歯科健康診査・歯科ドック・口腔がん検診

川口市歯科口腔保健の推進に関する条例の規定に基づき、市民が生涯にわたり歯科口腔保健に関する取組を行う上で必要な歯科健康診査を実施します。併せて、疾病の予防ならびに早期発見・早期治療につなげています。

① 歯科健康診査年度別受診者数

	対象者数 (人) ※	受診者数 (人)	受診率 (%)
令和2年度	421, 574	3, 767	0. 9
令和3年度	423, 335	3, 977	0. 9
令和4年度	421, 635	4, 176	1. 0

※平成29年度から、前年度に75歳、令和2年度から、前年度に80歳となられたかたは、「後期高齢者医療健康長寿歯科健康診査」の対象となるため、対象者数から除いて計上。

② 歯科ドック年度別受診者数

	対象者数 (人) ※	受診者数 (人)	受診率 (%)
令和2年度	421, 574	1, 820	0. 4
令和3年度	423, 335	1, 794	0. 4
令和4年度	421, 635	1, 848	0. 4

※平成29年度から、前年度に75歳となられたかたは、「後期高齢者医療健康長寿歯科健康診査」の対象となるため、対象者数から除いて計上。

③ 口腔がん検診年度別受診者数

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検査 者数 (人)
令和2年度	432, 236	1, 981	0. 5	51
令和3年度	433, 407	2, 162	0. 5	50
令和4年度	433, 879	2, 193	0. 5	37

(4) 訪問歯科健康診査

在宅で寝たきりの高齢者のかたに対し、口腔衛生の改善を図るとともに健康状態の維持向上に資することを目的として、実施しています。

年度別受診者数 (単位：人)

	申込者数	受診者数
令和2年度	239	239
令和3年度	231	231
令和4年度	223	223

(5) かかりつけ薬局強化事業

糖尿病簡易検査（ヘモグロビンA1c）の実施により、糖尿病の早期発見・早期治療を促し、重症化を予防するとともに、受診勧奨、健康相談、健康に関する情報を提供することで健康に対する意識の向上につなげ、地域連携体制の構築を図っています。

対象者：30歳以上のかた

年度別受診者数 (単位：人)

	測定者数	受診勧奨者数
令和2年度	286	107
令和3年度	328	87
令和4年度	323	84

※受診勧奨は、ヘモグロビンA1cの値が6.0以上のかたが対象。

12 成人健康づくり

(1) 健康相談

① 巡回みんなの保健室 ～成人健康相談～

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として、実施しています。

対象者：おおむね40歳から64歳までのかた及びその家族。健康相談が必要なかた

年度別受診者数

	実施回数	延べ人数
令和2年度	39	27
令和3年度	52	12
令和4年度	50	88

② 39 (Thank you) ヘルスチェック

健康チェックや健康相談を行うことで自らの健康課題に気づき、自分に合った健康づくりができることを目的として、実施しています。

対象者：39歳以下の健康診断を受ける機会のないかた

年度別受診者数

	実施回数	延べ人数
令和2年度	-	-
令和3年度	4	21

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

※令和4年度より「Web利用型自己採血事業」に変更して実施。

(2) 健康教育

生活習慣病および介護予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分でつくる」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進に資することを目的として、実施しています。

対象者：おおむね40歳以上のかた

従事者：医師・保健師・看護師・栄養士・専門講師など

年度別受診者数

	実施回数	延べ人数
令和2年度	45	1,867
令和3年度	71	2,907
令和4年度	95	3,638

(3) 機能訓練（失語症支援事業）

ことばのリハビリ教室

失語症者の言語機能回復訓練を通じて、同じ症状を持つかたとの交流及び家族への保健指導によりコミュニケーションレベルを高めることを目的として、実施しています。

対象者：言語機能に障がいがあり、現在医療機関等で言語訓練を受けていないかたのうち、訓練の必要性のあるかたと家族

会 場：鳩ヶ谷庁舎

年度別受診者数 (単位：人)

	実人数	延べ人数
令和2年度	-	-
令和3年度	-	-
令和4年度	2	4

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(4) 訪問指導

訪問による必要な保健指導を行うなど、心身の機能低下防止と健康の保持増進を図ることを目的として、実施しています。

対象者：おおむね40歳以上で、心身の状況、置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要なかた及びその家族、訪問が必要と認められたかた

年度別受診者数 (単位：人)

	実人数	延べ人数
令和2年度	13	21
令和3年度	8	8
令和4年度	2	2

(5) Web利用型自己採血事業

健康診断を受ける機会のない市民に対し、自宅等でWebを利用した健康チェックや健康相談を手軽に受けることで、自らの健康課題に気づき、適切な健康づくりに取り組むことができることを目的に実施しています。

対象者：39歳以下の健康診断を受ける機会のないかた

年度別受診者数

	受診者数
令和4年度	100

※令和4年度より「39 (Thank you) ヘルスチェック」を変更して実施。

(6) がん患者ウィッグ購入費助成

がんに罹患したかたの就労や社会参加を支援し、療養生活の質をよりよくすることを目的として、ウィッグの購入費用の一部を助成しています。

年度別助成件数 (単位：件)

	件数
令和3年度	80
令和4年度	129

1.3 国民健康・栄養調査 (厚生労働省委託事業)

総合的な健康増進の推進に資することを目的として、身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を調査しています。

- ① 栄養摂取状況調査：世帯全員の1日分の食事記録 (1歳以上) 歩数 (20歳以上)
- ② 身体状況調査：身長・体重 (1歳以上) 運動の状況等 (20歳以上)
- ③ 生活習慣調査：食習慣・休養・飲酒・喫煙・歯の健康等 (20歳以上)

国民健康・栄養調査実施状況

年度 (調査地区)	調査 実施対象 世帯数	調査実施 世帯数	栄養摂取 状況調査 (人)	身体状況 調査 (人)	血液検査 (人)	生活習慣 調査 (人)
令和2年度 (-)	-	-	-	-	-	-
令和3年度 (-)	-	-	-	-	-	-
令和4年度 (坂下町)	15	8	17	20	9	12

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

14 歯と口の健康フェスティバル

乳幼児期、学童期、思春期、成人期、高齢期にいたるすべての年齢のう蝕歯周病の予防、口腔機能の維持を目的として、正しい歯科保健知識の普及啓発を行い、生涯を通じた口腔ケアの向上を図っています。

(1) 場所

川口総合文化センターリリア

(2) 開催回数及び時期

年1回（6月第1日曜日）

(3) 内容

歯と口の健康に関する体験・相談の他、パネル展示及び表彰等
(単位：人)

	参加者数
令和2年度	-
令和3年度	-
令和4年度	651

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

※令和4年度は新型コロナウイルス感染対策のため規模を縮小して実施。

第4節

生活衛生課

第4節 生活衛生課

1 生活衛生事業

(1) 旅館、公衆浴場及び興行場の許可、監視指導

旅館、公衆浴場及び興行場の許可、監視指導等を行い、公衆衛生及び市民の生活環境の向上に努めています。

※根拠法令等：『旅館業法』第3条、第7条
 『旅館業法施行規則』第4条
 『公衆浴場法』第2条、第6条
 『公衆浴場法施行規則』第4条
 『興行場法』第2条、第5条
 『川口市興行場施行細則』第6条
 『地域保健法』第4条

施設数及び監視指導件数

(単位：件)

		旅館業			公衆浴場					興行場			
		ホテル・旅館	簡易宿所	総数	公営		私営		総数	映画	スポーツ	その他	総数
					一般	その他	一般	その他					
令和2年度	施設数	47	12	59	0	14	9	37	60	2	0	3	5
	許可	2	0	2	0	0	0	3	3	0	0	0	0
	廃止	2	1	3	0	1	0	1	2	0	0	0	0
	監視指導	1	0	1	0	1	6	0	7	0	0	0	0
令和3年度	施設数	45	11	56	0	14	9	37	60	3	0	3	6
	許可	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1
	廃止	2	2	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	監視指導	28	4	32	0	4	5	28	37	1	0	0	1
令和4年度	施設数	41	12	53	0	14	8	37	59	3	0	3	6
	許可	0	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0
	廃止	4	0	4	0	0	1	2	3	0	0	0	0
	監視指導	3	0	3	0	1	1	23	25	0	0	0	0

(2) 理容所、美容所及びクリーニング所の検査、監視指導

理容所、美容所及びクリーニング所の開設届に対する構造設備の確認のための検査を行うとともに監視指導等を実施し、公衆衛生の向上に努めています。

※根拠法令等：『理容師法』第11条、第11条の2、第13条
『美容師法』第11条、第12条、第14条
『クリーニング業法』第5条、第5条の2、第10条
『地域保健法』第4条

施設数及び監視指導件数

(単位：件)

		理容所	美容所	クリーニング所			総数
				一般	うち特定	取次 (無店舗含む)	
令和2年度	施設数	372	780	122	4	201	323
	確認	10	36	0	0	3	3
	廃止	17	29	11	0	24	35
	監視指導	7	12	4	0	12	16
令和3年度	施設数	363	805	118	3	194	312
	確認	7	48	5	0	6	11
	廃止	16	23	9	1	13	22
	監視指導	53	86	21	2	24	45
令和4年度	施設数	352	799	112	3	186	298
	確認	14	62	2	0	1	3
	廃止	25	68	8	0	9	17
	監視指導	15	33	10	0	3	13

(3) 特定建築物及び建築物登録業の届出、監視指導

事務所、店舗等の多数の人が利用する特定建築物（延べ床面積が3,000㎡以上）の届出を受理し、適正に維持管理が行われるように監視指導をしています。

また、建築物における衛生的環境の確保に関する事業者のうち、登録基準に適合するとして申請があった事業者について、登録及び立入検査を実施しています。

※根拠法令等：『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』
第5条、第11条、第12条の2、第12条の5
『地域保健法』第4条

特定建築物の施設数及び監視指導件数 (単位：件)

		特定建築物 (公営)	特定建築物 (民営)	総数
令和 2 年度	施設数	21	50	71
	届出	3	2	5
	廃止	1	0	1
	監視指導	—	0	0
令和 3 年度	施設数	21	51	72
	届出	1	3	4
	廃止	1	2	3
	監視指導	—	5	5
令和 4 年度	施設数	21	51	72
	届出	0	0	0
	廃止	0	0	0
	監視指導	—	0	0

建築物登録業の施設数及び立入検査件数

(単位：件)

		清掃業	空気環境測定業	ダクト清掃業	空気調和用	飲料水 水質検査業	飲料水 貯水槽清掃業	排水管清掃業	ねずみ昆虫等 防除業	環境衛生総合 管理業	総数
令和2年度	登録事業数	20	2	0	0	0	40	10	17	10	99
	登録	2	1	0	0	0	5	1	5	2	16
	廃止	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	有効期間満了	3	1	0	0	0	3	0	3	2	12
	立入検査	2	1	0	0	0	5	1	5	2	16
令和3年度	登録事業数	19	2	0	0	0	40	9	15	10	95
	登録	2	0	0	0	0	5	1	0	1	9
	廃止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有効期間満了	3	0	0	0	0	5	2	2	1	13
	立入検査	2	0	0	0	0	5	1	0	1	9
令和4年度	登録事業数	20	2	0	0	0	37	10	16	9	94
	登録	4	0	0	0	0	9	4	3	1	21
	廃止	0	0	0	0	0	1	0	1	1	3
	有効期間満了	3	0	0	0	0	11	3	1	1	19
	立入検査	4	0	0	0	0	9	4	3	1	21

(4) プールの届出・監視指導

プールの施設及び水質の適正な維持管理により、公衆衛生の向上及び安全を確保することを目的として、開設の届出を受理し、監視指導を実施しています。

※根拠法令等：『川口市プールの施設、維持管理及び水質に関する基準等を定める要綱』

施設数及び監視指導件数 (単位：件)

		通年プール	季節プール
令和2年度	施設数	16	2
	届出	1	1
	廃止	0	—
	監視指導	2	2
令和3年度	施設数	16	2
	届出	0	1
	廃止	0	—
	監視指導	10	2
令和4年度	施設数	16	1
	届出	0	1
	廃止	0	—
	監視指導	4	3

※通年プールの施設数は年度末現在

(5) シックハウス等の相談対応

室内空気中の化学物質に関する相談及び現場検査を実施しています。

※根拠法令等：『川口市シックハウス等対策事業実施要綱』

相談・検査件数 (単位：件)

	相 談	現場検査
令和2年度	0	0
令和3年度	1	1
令和4年度	1	1

(6) ねずみ・衛生害虫の相談対応

ねずみ、衛生害虫等について、種類の確認、防除方法等の相談を受け付けています。

相談件数 (単位：件)

	総数	ねずみ	ダニ	蚊	その他
令和2年度	40	23	2	0	15
令和3年度	80	41	1	1	37
令和4年度	62	42	3	0	17

(7) スズメバチの巣の駆除

ハチによる危害を未然に防ぐため、スズメバチの巣の駆除やハチに関する助言を行っています。

※根拠法令等：『川口市スズメバチの巣の駆除に関する実施要綱』

駆除等件数 (単位：件)

	相談	処理内訳	
		スズメバチの巣の駆除	ハチに関する助言
令和2年度	676	209	467
令和3年度	691	200	491
令和4年度	633	177	456

(8) 環境衛生活動報償金等の交付

町会・自治会の環境衛生活動（道路側溝の泥上げ清掃等）を対象に、1回の活動実施につき3,000円（4回限度）の報償金を交付しています。

また、環境衛生活動に必要な機械器具等を購入した場合、購入額の40%以内で補助金を交付しています。

※根拠法令等：『川口市環境衛生活動報償金交付要綱』
『川口市環境衛生補助金交付要綱』

交付件数 (単位：件)

	報償金	補助金
令和2年度	23	6
令和3年度	24	10
令和4年度	24	8

(9) 水道施設に対する監視指導

安全で良質な水道水の確保を目的として、専用水道、簡易専用水道及び埼玉県自家用水道の水道施設の確認及び衛生指導を実施しています。

※根拠法令等：『水道法』第33条、第39条、
『川口市水道法施行細則』第8条、第12条、
『埼玉県自家用水道条例』第4条、第9条

施設数及び衛生指導件数

(単位：件)

		専用水道	簡易専用水道	自家用水道
令和2年度	施設数	27	1,256	1
	新規	0	3	0
	廃止	0	18	0
	立入検査	0	0	0
令和3年度	施設数	27	1,260	1
	新規	0	14	0
	廃止	0	10	0
	立入検査	0	0	0
令和4年度	施設数	27	1,255	1
	新規	0	3	0
	廃止	0	8	0
	立入検査	0	0	0

(10) 墓地等の許可及び指導

墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可及び指導を行い、墓地等の管理が公衆衛生上等、支障なく行われるように努めています。

※根拠法令等：『墓地、埋葬等に関する法律』第10条、第11条
『川口市墓地等の経営の許可等に関する条例』第20条

施設数及び立入調査件数 (単位：件)

		墓地	納骨堂	火葬場
令和2年度	施設数	241	7	1
	新規許可	0	0	0
	変更許可	1	0	0
	廃止許可	0	0	0
	立入調査	1	0	0
令和3年度	施設数	241	7	1
	新規許可	0	0	0
	変更許可	0	0	0
	廃止許可	0	0	0
	立入調査	2	0	0
令和4年度	施設数	243	7	1
	新規許可	0	0	0
	変更許可	0	0	0
	廃止許可	0	0	0
	立入調査	0	0	0

※令和4年度の施設数の増加は、墓地台帳への記載漏れを修正したものの。

2 動物管理指導事業

(1) 狂犬病予防事業

狂犬病の発生を予防し、公衆衛生の向上を図ることを目的として、犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、集団狂犬病予防注射等を実施しています。

※根拠法令等：『狂犬病予防法』第4条、第5条

犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付件数 (単位：件)

	登録数	新規登録	鑑札再交付	注射済票交付	注射済票再交付
令和2年度	25,832	2,008	115	14,489	8
令和3年度	25,790	2,092	123	15,833	11
令和4年度	25,338	1,878	115	15,592	22

集合狂犬病予防注射 (毎年4月実施)

	開催日数	実施会場数	注射件数
令和2年度	0	0	0
令和3年度	17	30	4,832
令和4年度	16	27	4,673

※雨天の場合は開催中止

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止

(2) 犬猫の正しい飼い方教室の開催

動物の愛護及び適正飼養の啓発を目的として、各種教室を開催しています。

※根拠法令等：『動物の愛護及び管理に関する法律』第3条
『川口市動物の愛護及び管理に関する条例』第12条

	開催日	場 所	内 容	参加 人数
令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止			
令和 3 年度	令和4年 2月15日 ～ 3月15日	動画配信	「川口市どうぶつセミナー」 講師：株式会社セラフ榎本	58
令和 4 年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止			

(3) 譲渡会の開催

市や埼玉県動物愛護事業に協力する登録団体の支援を目的として、譲渡会を開催し、譲渡の推進と犬猫の殺処分の削減を図っています。

※根拠法令等：『動物の愛護及び管理に関する法律』第35条
『川口市動物の愛護及び管理に関する条例』第3条

令和2年度	開催日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止
	名称	
	場所	
令和3年度	開催日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止
	名称	
	場所	
令和4年度	開催日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止
	名称	
	場所	

(4) 動物愛護推進員

犬、猫等の動物の愛護及び適正飼養について市民の理解を深める事を目的に、ボランティアとして積極的かつ自主的に活動する熱意と識見を有するかたに、動物愛護推進員を委嘱しています。

※根拠法令等：『動物の愛護及び管理に関する法律』第38条
『川口市動物の愛護及び管理に関する条例』第14条

委嘱数 (単位：人)

	年度内委嘱	委嘱総数
令和2年度	4	20
令和3年度	5	15
令和4年度	3	18

(5) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成

市内で保護した飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせたかたに対し、不妊手術（メス）においては1匹9,000円、去勢手術（オス）においては1匹5,000円を上限として助成金を交付しています。

※根拠法令等：『川口市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱』

不妊・去勢手術数 (単位：匹)

	メス猫	オス猫	計
令和2年度	485	383	868
令和3年度	450	411	861
令和4年度	370	281	651

(6) 苦情・相談件数

犬の苦情・相談件数 (単位：件)

	捕獲 依頼	引 取 り	放 し 飼 い	咬 傷	糞 尿	鳴 き 声	逸 走 ・ 保 護	そ の 他	計
令和2年度	34	16	27	63	78	74	90	155	537
令和3年度	10	32	12	40	53	34	40	53	274
令和4年度	4	21	18	20	96	55	49	71	334

猫の苦情・相談件数 (単位：件)

	繁 殖	捕 獲	糞 尿	悪 臭	エ サ や り	忌 避 相 談	逸 走 ・ 保 護	そ の 他	計
令和2年度	22	56	102	45	122	112	121	479	1059
令和3年度	24	39	92	54	101	94	91	223	718
令和4年度	40	24	138	71	146	79	72	243	813

(7) 犬の咬傷事故の届出

※根拠法令等：『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』第15条

犬の咬傷事故件数等

	咬傷事故 (件)	被咬傷者 (人)
令和2年度	21	21
令和3年度	20	20
令和4年度	16	16

(8) 犬猫等の収容

※根拠法令等：『狂犬病予防法』第6条

『動物の愛護及び管理に関する法律』第35条、第36条

『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』第9条

犬の収容状況

(単位：頭)

	収 容	飼い主返還	譲 渡
令和2年度	27	18	7
令和3年度	19	14	5
令和4年度	18	10	9

猫の収容状況

(単位：匹)

	収 容	飼い主返還	譲 渡
令和2年度	61	0	33
令和3年度	43	0	25
令和4年度	40	2	18

※令和2年度の犬及び猫の収容数については前年度繰り越し分を含む。

(9) 第一種動物取扱業の登録

動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全を目的として、第一種動物取扱業の登録及び立入検査等を実施しています。

※根拠法令：『動物の愛護及び管理に関する法律』第10条、第24条

登録件数 (単位：件)

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あつせん	譲受 飼養	計
令和2年度	100	141	12	25	15	0	1	294
うち新規	16	14	0	1	3	0	0	34
令和3年度	102	147	13	25	12	0	1	300
うち新規	10	16	1	1	0	0	0	28
令和4年度	99	149	13	24	12	0	1	298
うち新規	13	18	3	2	4	0	0	40

立入検査件数 (単位：件)

令和2年度	34
令和3年度	101
令和4年度	128

(10) 第二種動物取扱業の届出

第一種動物取扱業に準じ、非営利で動物の取扱いを行う場合も届出の受理、立入検査等を実施しています。

※根拠法令：『動物の愛護及び管理に関する法律』第24条の2の2、第24条の4

届出件数 (単位：件)

	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	計
令和2年度	4	0	0	0	0	4
うち新規	2	0	0	0	0	2
令和3年度	5	0	1	0	0	6
うち新規	1	0	1	0	0	2
令和4年度	6	0	1	0	0	7
うち新規	1	0	0	0	0	1

立入検査件数 (単位：件)

令和2年度	2
令和3年度	2
令和4年度	1

(11) 特定動物の飼養許可

特定動物の飼養及び保管をするかたに対し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止することを目的として、許可及び立入検査を実施しています。

※根拠法令：『動物の愛護及び管理に関する法律』第26条、第33条

許可件数

(単位：件)

	飼養許可件数	飼養目的	動物の種類
令和2年度	15	販売・愛玩 ・展示	アミメニシキヘビ インド（ビルマ）ニシキヘビ ボアコンストリクター アメリカドクトカゲ ワニガメ ニホンザル メガネカイマン グリーンブッシュバイパー シヤムワニ
令和3年度	15	愛玩・展示 生業の維持	アミメニシキヘビ インド（ビルマ）ニシキヘビ ボアコンストリクター アメリカドクトカゲ ワニガメ ニホンザル メガネカイマン グリーンブッシュバイパー シヤムワニ ブラックマンバ
令和4年度	15	愛玩・展示 生業の維持	アミメニシキヘビ インド（ビルマ）ニシキヘビ ボアコンストリクター アメリカドクトカゲ ワニガメ ニホンザル メガネカイマン グリーンブッシュバイパー シヤムワニ ブラックマンバ

立入検査件数

(単位：施設)

令和2年度	10
令和3年度	9
令和4年度	7

(12) 多数の動物の飼養届出

犬又は猫を10頭以上飼養するかたに対し、届出を義務付けています。

※根拠法令：『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』第7条の2

届出件数 (単位：件)

	飼 養 届 出	総 数
令和2年度	3	19
令和3年度	2	21
令和4年度	4	25

(13) 『化製場等に関する法律』に基づく動物の飼養（収容）許可

公衆衛生の確保を目的として、住宅地等において多数の動物を飼養するかたについて『化製場等に関する法律』に基づく動物の飼養（収容）許可を受けることを義務付けています。

※根拠法令：『化製場等に関する法律』第9条

許可件数 (単位：件)

	施 設 数	許 可	廃 止
令和2年度	49	3	0
令和3年度	56	7	0
令和4年度	56	2	2

第5節

食品衛生課

第5節 食品衛生課

1 食品衛生事業

『食品衛生法』に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、食品等の安全性を確保するため『川口市食品衛生監視指導計画』に基づき、監視指導、食品の検査及び食品関係従事者に対する衛生教育等の業務を行っています。

また、給食施設に対しては、『健康増進法』に基づき、栄養管理の実施について必要な指導・助言等を行っています。

(1) 営業許可

『旧食品衛生法』に基づく34業種及び『食品衛生法』に基づく32業種について、営業の許可等を行っています。

※根拠法令等：『食品衛生法』第55条（『旧食品衛生法』第52条）

『旧食品衛生法』による許可を要する施設数（令和4年度） （単位：件）

		施設数	新規	更新	廃業
飲食店	一般食堂・レストラン	1,558	0	0	550
	仕出し・弁当屋	158	0	0	51
	旅館	19	0	0	8
	その他	919	0	0	277
菓子（パンを含む）製造業		257	0	0	83
乳処理業		0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		1	0	0	0
集乳業		0	0	0	0
魚介類販売業		67	0	0	17
魚介類せり売営業		0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		1	0	0	2
食品の冷凍又は冷蔵業		13	0	0	4
缶詰又は瓶詰食品製造業		1	0	0	0
喫茶店営業		37	0	0	11
あん類製造業		2	0	0	0

『旧食品衛生法』による許可を要する施設数（令和4年度）

（単位：件）

	施設数	新規	更新	廃業
アイスクリーム類製造業	1	0	0	1
食肉処理業	28	0	0	6
食肉販売業	73	0	0	20
食肉製品製造業	2	0	0	0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0
食用油脂製造業	5	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0
みそ製造業	2	0	0	0
醤油製造業	0	0	0	0
ソース類製造業	2	0	0	0
酒類製造業	2	0	0	0
豆腐製造業	6	0	0	3
納豆製造業	0	0	0	0
めん類製造業	15	0	0	1
そうざい製造業	25	0	0	9
添加物製造業	5	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	3	0	0	0
氷雪製造業	0	0	0	0
小計	3,202	0	0	1,043

『食品衛生法』による許可を要する施設数（令和4年度）

（単位：件）

	施設数	新規	継続	廃業
飲食店営業	1,621	824	0	52
調理の機能を有する自動販売機	14	10	0	0
食肉販売業	44	21	0	1
魚介類販売業	39	14	0	0
魚介類競り売り営業	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0
食肉処理業	6	2	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0
菓子製造業	133	73	0	1
アイスクリーム類製造業	1	1	0	0
乳製品製造業	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	0	0	0	0
食肉製品製造業	1	1	0	0
水産製品製造業	7	7	0	1
氷雪製造業	0	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	1	0	0	0
酒類製造業	2	0	0	0
豆腐製造業	5	1	0	0
納豆製造業	0	0	0	0

『食品衛生法』による許可を要する施設数（令和4年度）（単位：件）

	施設数	新規	継続	廃業
麺類製造業	3	2	0	0
そうざい製造業	31	14	0	0
複合型そうざい製造業	1	0	0	0
冷凍食品製造業	1	1	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0
漬物製造業	9	5	0	0
密封包装食品製造業	1	0	0	0
食品の小分け業	10	4	0	0
添加物製造業	2	0	0	0
小計	1,932	980	0	55

（２）監視指導

近年の食中毒・法令違反の発生状況や本市の状況を踏まえ、食中毒の発生リスクの高い施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視を行っています。

※根拠法令等：『食品衛生法』第28条、第30条

『旧食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和4年度）（単位：件）

		施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
飲食店	一般食堂・レストラン	1,558	338
	仕出し・弁当屋	158	13
	旅館	19	0
	その他	919	100
菓子（パンを含む）製造業		257	64
乳処理業		0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0
乳製品製造業		1	0

『旧食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和4年度）

（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
集 乳 業	0	0
魚 介 類 販 売 業	67	28
魚 介 類 せ り 売 営 業	0	0
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	1	2
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	13	9
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業	1	0
喫 茶 店 営 業	37	9
あ ん 類 製 造 業	2	6
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	1	0
食 肉 処 理 業	28	5
食 肉 販 売 業	73	24
食 肉 製 品 製 造 業	2	4
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	5	0
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業	0	0
み そ 製 造 業	2	0
醬 油 製 造 業	0	0
ソ ー ス 類 製 造 業	2	0
酒 類 製 造 業	2	0
豆 腐 製 造 業	6	0
納 豆 製 造 業	0	0
め ん 類 製 造 業	15	1
そ う ざ い 製 造 業	25	5
添 加 物 製 造 業	5	0

『旧食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和4年度）（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
食品の放射線照射業	0	0
清涼飲料水製造業	3	4
氷雪製造業	0	0
小計	3,202	612

『食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和4年度）（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
飲食店営業	1,621	559
調理の機能を有する自動販売機	14	3
食肉販売業	44	21
魚介類販売業	39	21
魚介類競り売り営業	0	0
集乳業	0	0
乳処理業	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0
食肉処理業	6	3
食品の放射線照射業	0	0
菓子製造業	133	60
アイスクリーム類製造業	1	1
乳製品製造業	0	0
清涼飲料水製造業	0	0
食肉製品製造業	1	0
水産製品製造業	7	10
氷雪製造業	0	0
液卵製造業	0	0

『食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（令和4年度）（単位：件）

	施設数 (年度末現在)	監視件数 (年度末現在)
食 用 油 脂 製 造 業	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	1	0
酒 類 製 造 業	2	0
豆 腐 製 造 業	5	2
納 豆 製 造 業	0	0
麵 類 製 造 業	3	1
そ う ざ い 製 造 業	31	10
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	1	0
冷 凍 食 品 製 造 業	1	1
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	0	0
漬 物 製 造 業	9	3
密 封 包 装 食 品 製 造 業	1	2
食 品 の 小 分 け 業	10	2
添 加 物 製 造 業	2	0
小 計	1,932	699

※令和4年度食品監視指導施設数1,303施設

一斉監視実施状況

	実施期間	監視件数		
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
駅 周 辺 飲 食 店 街 一 斉 パ ト ロ ー ル	7月	—	—	西川口駅 157件
	9月	—	—	—
夏期食中毒予防対策月間	7月～8月	515件	193件	169件
食 肉 衛 生 月 間	7月～8月	36件	37件	34件
年 末 一 斉 取 締 り 月 間	11月～12月	400件	212件	313件

※令和4年度の西川口駅前監視はコロナのため10月に延期して実施

(3) 食品等の検査

不良食品の排除と健康被害の発生防止を目的として、市内で製造又は流通している食品等の検査を行っています。

なお、検査は川口市保健所衛生検査課のほか、一部は埼玉県衛生研究所、埼玉県食肉衛生検査センターに委託しています。

※根拠法令：『食品衛生法』第28条

検査内容ごとの検体数

(単位：検体)

検査内容	検体数			違反等件数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
微生物検査	33	55	94	1	0	2
食品添加物	20	24	42	0	0	0
残留農薬	7	7	15	0	0	0
動物用医薬品	10	10	10	0	0	0
アレルギー物質	0	0	0	0	0	0
その他の理化学検査	8	0	0	0	0	0
計	78	96	161	1	0	2

(4) 違反・苦情の処理状況

監視、検査等によって発見した不良食品、違反施設等に対し、関係法令に基づき指導しています。

※根拠法令：『食品衛生法』第13条、第63条等

行政処分

	処分日	措置	違反等の内容	探知等
令和2年度	該当する事案はありませんでした。			
令和3年度	3月4日	営業停止	食中毒（カンピロバクター） 『食品衛生法』第6条違反	患者からの 通報
令和4年度	該当する事案はありませんでした。			

苦情食品（施設）受付件数

(単位：件)

	有 症	衛 生 管 理	異 物 混 入	虫	カ ビ	表 示	異 味 異 臭	(違 い 含 む) 反	そ の 他	合 計
令和2年度	40	42	26	7	1	18	10	19	40	203
令和3年度	43	35	18	14	4	32	13	24	46	229
令和4年度	56	35	27	11	3	44	11	22	39	248

(5) 食中毒の発生状況

令和4年度は該当する事案はありませんでした。

※根拠法令：『食品衛生法』第63条

	発生月	患者数	死者数	病因物質	原因 食品名	措置
令和2年度	該当する事案はありませんでした。					
令和3年度	3月	4人	0人	カンピロバクター	不明	営業停止3日間
令和4年度	該当する事案はありませんでした。					

(6) 普及啓発事業

食中毒の発生防止を目的として、市民や食品等事業者に対し、出張講座や研修会等を通じ、食の安全・安心に係る普及啓発を行っています。

講習会

	実施回数	参加人数	主な実施内容	対象者
令和2年度	15	445	衛生管理、食中毒予防、HACCP、食品表示、法令改正、 （他法令に関すること 事業系一般ごみ、下水処理等）	食品等事業者 消費者
令和3年度	14	826		
令和4年度	18	1,130		

その他の普及啓発事業

対 象	実施回数			主な実施内容
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
町会・自治会 回覧	—	—	1	対象：全町会・自治会
チラシ 啓発品配布	7	6	5	配布数 939部（令和2年度） 7,506部（令和3年度） 11,164部（令和4年度）
ポスター掲示	—	1	—	内容：食中毒の啓発 （川口市役所）
広報表示板 静止画放映	6	6	6	放映場所：キャステイビジョン 広報表示板 オートレース場CS放送 コミュニティビジョン
広報かわぐち	2	3	2	内容：食中毒の啓発 食品衛生法改正の案内
手指衛生検査	—	—	1	実施人数：66（たたら祭り会場）
けんこう砦	—	—	1	市ホームページにて公開
きらり川口情報 メール	—	—	1	健康情報として配信
計	15	16	17	

(7) 特定給食施設及びその他の給食施設の数

特定かつ多数の者に対し継続的に食事を供給する施設として、特定給食施設及びその他の給食施設（以下「特定給食施設等」）の届出を受け付けています。

※根拠法令：『健康増進法』第20条

施設数 (単位：件)

	特定給食施設	その他の給食施設	合計
令和2年度	151	260	411
令和3年度	155	278	433
令和4年度	158	295	453

(8) 特定給食施設等に対する指導・助言

『健康増進法』第18条第1項第2号に基づき、特定給食施設等が行う栄養管理の実施について、必要な指導・助言を行っています。

また、年に1回、栄養管理状況の報告書の提出を求めています。

※根拠法令：『健康増進法』第18条

指導・助言延べ数及び報告書受理施設数 (単位：件)

	実地指導	その他の指導・助言	報告書
令和2年度	20	404	356
令和3年度	35	414	378
令和4年度	52	673	376

(9) 特定給食施設等に対する研修

特定給食施設等の栄養管理及び食品衛生に関する指導等を主管している強みを生かし、特定給食施設等を対象とした研修を企画・実施します。

※根拠法令：『健康増進法』第18条

研修実施状況（令和4年度）

実施日時	研修内容等	受講人数
令和4年6月6日 14時00分～16時00分	令和4年度 川口市保健所給食施設研修会 <内容> ○講義① 「給食施設における食中毒予防・HACCPを取り入れた衛生管理について」 川口市保健所食品衛生課 食品衛生監視員 ○講義② 「令和3年度特定給食施設等栄養管理状況報告書の結果を踏まえた栄養管理について」 川口市保健所食品衛生課 栄養指導員	オンライン：115 集合：35
令和4年10月26日 14時00分～16時00分	令和4年度川口・戸田・蕨給食研究会合同研修会 <内容> ○講義 「日本食品標準成分表2020年版（八訂）の活用について」 女子栄養大学 教授 本田 佳子 氏	オンライン：116 集合：26
令和5年2月27日 14時00分～16時00分	令和4年度川口市保健所給食施設施設別研修会 <内容> ○講義 「女子栄養大学カフェテリアメニューの調理指導、社員食堂等で提供する献立作成のポイント等」 女子栄養大学レストラン「松柏軒」 駒込カフェテリア 管理栄養士 高橋 美香 氏 ○個人ワーク 「献立作成演習」 ○情報交換	5

2 食肉衛生検査事業

食肉衛生検査所では、『と畜場法』に基づき、食用に供する獣畜の検査を実施するとともに、獣畜の適正な処理を確保することを目的として、監視、指導を行っています。

(1) と畜検査

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第14条、第19条

と畜検査状況 (単位：頭)

	区 分	畜 種					計
		牛	子牛	馬	豚	めん羊・山羊	
令和2年度	検査頭数	5,870	1	0	0	0	5,871
	全部廃棄	26	0	0	0	0	26
	一部廃棄	3,268	1	0	0	0	3,269
令和3年度	検査頭数	5,154	1	0	0	0	5,155
	全部廃棄	16	0	0	0	0	16
	一部廃棄	2,290	0	0	0	0	2,290
令和4年度	検査頭数	5,604	1	0	0	0	5,605
	全部廃棄	19	0	0	0	0	19
	一部廃棄	2,111	0	0	0	0	2,111

(2) と畜検査に係る精密検査

と畜検査において通常の肉眼検査では判定が難しいものについては、解体された獣畜の一部を持ち出して精密検査を実施しています。

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第14条、第19条

精密検査実施状況 (単位：件)

	項 目	微生物検査	病理学検査	理化学検査
令和2年度	検査頭数	12	17	12
	検 体 数	61	241	26
令和3年度	検査頭数	2	20	11
	検 体 数	18	168	19
令和4年度	検査頭数	3	7	13
	検 体 数	27	39	23

(3) と畜場の衛生管理に係る検査

と畜場における食肉の衛生を確保することを目的として、枝肉のふき取り等検査を行うとともに、施設の管理者に対し、施設の改善、清潔保持及びと畜業者等に対する獣畜の処理における衛生措置の監視、指導を行っています。

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第19条

牛枝肉検査状況

(単位：件)

	検査対象	検査方法	検査項目	検査頭数	検体数
令和2年度	牛枝肉	ふき取り	腸管出血性大腸菌0157等	20	20
			G F A P	21	42
			一般細菌数	40	80
			大腸菌群数	40	80
			大腸菌数	40	80
令和3年度	牛枝肉	ふき取り	腸管出血性大腸菌0157等	30	30
			G F A P	22	44
		切除法	一般細菌数	60	60
			腸内細菌科菌群数	60	60
令和4年度	牛枝肉	ふき取り	腸管出血性大腸菌0157等	42	42
			G F A P	9	18
		切除法	一般細菌数	60	60
			腸内細菌科菌群数	60	60

※GFAP(Glial Fibrillary Acidic Protein：グリア繊維性酸性タンパク質)は、脳や脊髄等の神経組織に存在するタンパク質を指します。GFAPを測定することにより、神経組織による枝肉の汚染状況を確認しています。

また、令和3年度から義務化されたHACCPに沿った衛生管理の実施状況を検証するため、厚生労働省通知に基づき、枝肉の表面を無菌的に切り取って検体を採取する「切除法」による微生物試験を実施しています。

(4) と畜場職員等への衛生指導

食肉衛生に関する知識の普及啓発を目的として、と畜場職員及び関係業者に対して衛生管理に関する講習会を実施しています。

※根拠法令等：『と畜場法』第2条、第19条

(5) 認定小規模食鳥処理場等の監視指導業務

『食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律』に基づき、認定小規模食鳥処理場（年間処理羽数30万羽以下）や届出食肉販売業について、立入検査を実施し、構造設備の改善や食鳥肉の衛生的な取扱いについて指導しています。

※根拠法令等：『食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律』
第1条の2、第16条、第39条

施設数及び監視指導件数

(単位：件)

	施 設	施 設 数	監 視 指 導
令和2年度	認定小規模食鳥処理場	2	12
	届出食肉販売業施設	2	9
令和3年度	認定小規模食鳥処理場	2	10
	届出食肉販売業施設	2	9
令和4年度	認定小規模食鳥処理場	2	6
	届出食肉販売業施設	2	6

第6節

衛生検査課

第6節 衛生検査課

1 衛生検査事業

(1) 食品等検査

『食品衛生法』に基づき定められた川口市食品衛生監視指導計画により、市内で製造又は流通している食品等の検査を行っています。
食中毒などの発生時に、原因究明のための検査を行っています。
なお、一部の検査は外部機関に委託して行っています。

収去等検査実施状況

	理化学検査		微生物検査		栄養成分検査		合計	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
令和2年度	45	1,665	33	109	4	20	82	1,794
令和3年度	41	1,604	86	267	2	10	129	1,881
令和4年度	67	2,814	94	277	4	20	165	3,111

食中毒等検査実施状況

	検体数	項目数
令和2年度	32	124
令和3年度	18	104
令和4年度	18	147

(2) 感染症検査

『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』に基づき、感染症の予防及びまん延防止を目的として検査を行っています。
 なお、一部の検査は外部機関に委託して行っています。

感染症検査実施状況（新型コロナウイルス感染症を除く）

	接触者健診 ^{*1}		特定感染症 ^{*2}		その他の感染症 ^{*3}		合計	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
令和2年度	262	262	88	436	69	69	419	767
令和3年度	573	573	150	711	58	58	781	1,342
令和4年度	434	434	235	1,103	140	140	809	1,677

*1 接触者健診では、結核、腸管出血性大腸菌などの検査を行っています。

*2 特定感染症では、HIV抗体、梅毒、肝炎などの検査を行っています。

*3 その他の感染症検査では、レジオネラ、薬剤耐性菌などの検査を行っています。

新型コロナウイルス感染症検査数

	診断PCR			変異株 PCR 検査	ゲノム解析			
	採取機関		計		実施機関			計
	医療 機関等	PCR検査 センター等			国	県依頼	市	
令和2年度	6,486	4,937	11,423	211	—	—	—	—
令和3年度	7,810	6,348 ^{*1}	14,158	3,364	510	334	141	985
令和4年度	833	2,696 ^{*2}	3,529	2,749	—	—	1,103	1,103

*1 令和3年10月以降事業者委託分3,419を含みます。

*2 すべて事業者委託により行った検査数です。

(3) 家庭用品・無承認無許可医薬品の検査

『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』及び『無承認無許可医薬品の指導取り締まりについて』に基づき検査を行っています。

家庭用品・無承認無許可医薬品検査実施状況

	家庭用品 (乳幼児用繊維製品)		無承認無許可医薬品 (健康食品)	
	検体数	項目数	検体数	項目数
令和2年度	10	10	10	35
令和3年度	10	10	10	35
令和4年度	14	14	11	36

第4章

国民健康保険事業

用語の手引き

1 療養の給付

国保における原則的な給付であり、被保険者の疾病や負傷に対して、診療・薬剤の支給等を療養取扱機関から直接に医療という現物をもって給付することをいいます。

2 療 養 費

療養の給付を行うことが困難な場合や緊急その他やむを得ない事情がある場合等により被保険者が一時療養取扱機関に支払った費用に対して、一部負担金相当分を除いた額を支給するものをいいます。

3 療養諸費

「療養の給付」と「療養費」の合計です。

4 保険給付費

「療養の給付」、「療養費」、「高額療養費」、「出産育児一時金」、「葬祭費」等の全ての給付と「審査支払手数料」の合計です。

5 件 数

診療報酬明細書の枚数、療養費については支給決定された件数です。

6 日 数

診療に要した日数です。

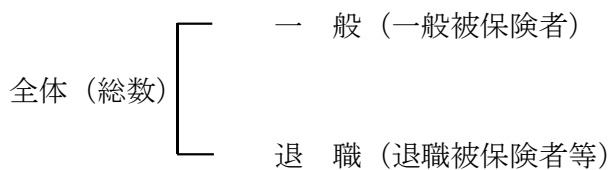
7 費用額

保険給付にかかる全ての金額です。（保険者が支払う額及び被保険者が支払う一部負担金を全て合算した額） 「診療諸費費用額」は、国保における「医療費」を意味します。

8 医療給付費

医療費のうち保険者が負担する定率分と高額療養費の合計です。

9 被保険者の種類と構成



10 診療費

診療（入院、入院外、歯科）に要した費用額であって、「療養の給付」から「調剤」を除いたものです。

11 年度平均被保険者数

3月から翌年2月までの各月末における被保険者の合計を12で除したものです。
(13年度までは4月から3月まで、14年度から変更)

12 医療費諸率（受診率、一件当たり日数、一日当たり診療費を医療費諸率三要素といいます。）

$$\text{受診率} = \text{件数} \div \text{平均被保険者数} \times 100$$

$$\text{一件当たり日数} = \text{日数} \div \text{件数}$$

$$\text{一日当たり診療費} = \text{診療費} \div \text{日数}$$

13 一人当たり費用額（一人当たり診療費）

費用額を平均被保険者数で除したものです。

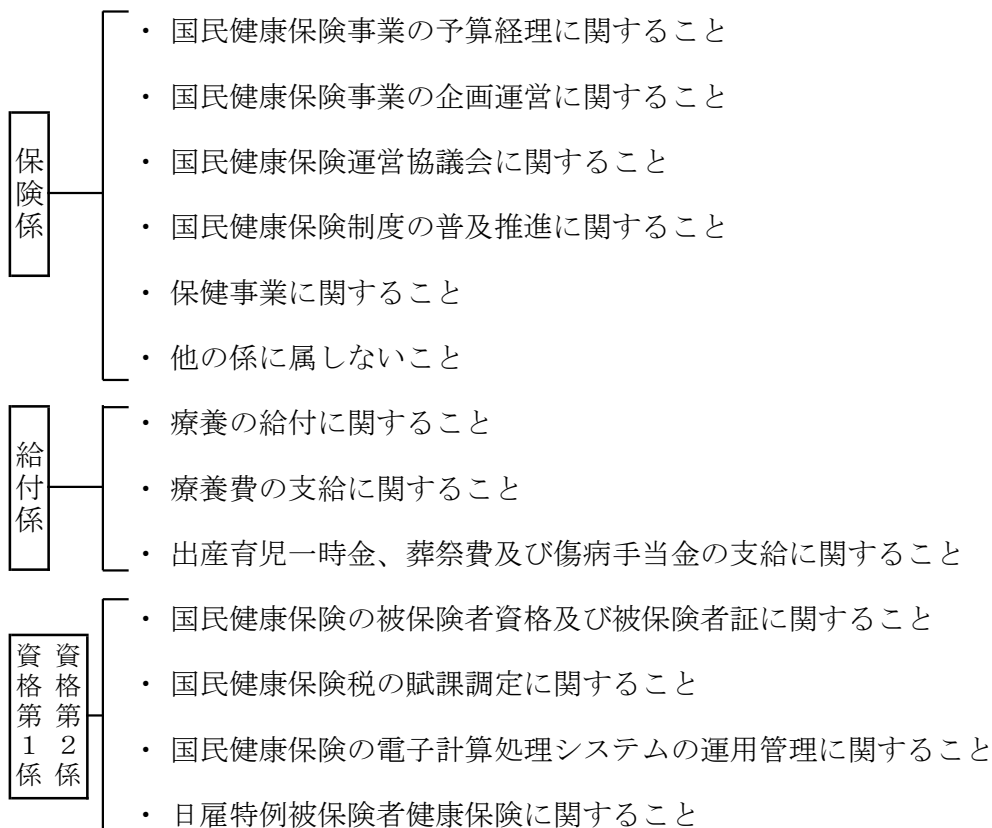
※老人保健法は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に改正されました。老人保健医療給付対象者は後期高齢者医療制度へ移行しました。

また、退職者医療制度については廃止されましたが、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間は経過的に存続します。

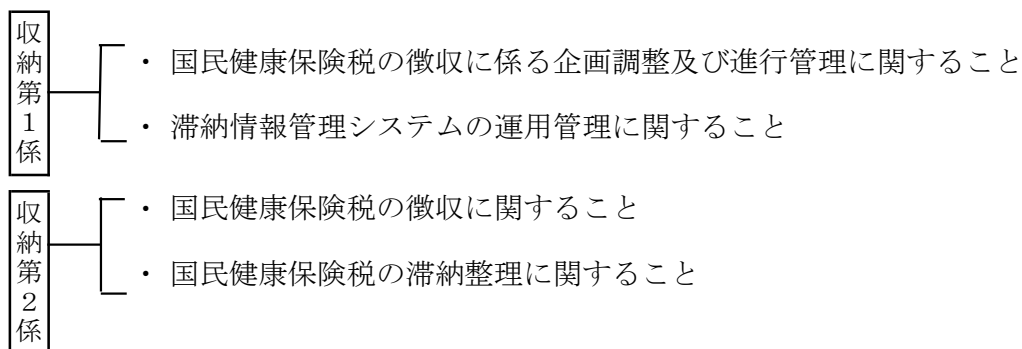
第4章 国民健康保険事業

第1節 事務機構

(1) 国民健康保険課



(2) 国保収納課



(令和5年4月1日現在)

第 2 節 国民健康保険のあゆみ

昭和	1 3 . 7	国民健康保険法（旧法）施行 実施主体＝普通国保組合 同種業務の保険組合＝特別国保組合 被保険者：組合員とその家族、原則として任意加入	
	1 9 . 5 1 1	川口市国民健康保険組合の設立 同 認可	
	2 0 . 4	川口市国民健康保険組合の事業開始（組合事業として）	
	2 2 . 2	直営川口市市民病院開設	
	2 6 . 2 3	川口市国民健康保険条例の制定（旧） 同 認可 川口市国保組合事業閉鎖 川口市国民健康保険事業開始（市営事業として）	
	3 4 . 4	新川口市国民健康保険条例を制定 直営川口市市民総合病院の指定	
	4 1 . 1	外国人国籍（韓国・北朝鮮）の一部について国保加入ができるようになる	
	5 1 . 4 6 1 1	国民健康保険保健婦制度の廃止 国民健康保険オンラインシステムの導入 国民健康保険相談員制度の発足	
	5 3 . 4	国民健康保険税所得割課税方式を但し書き課税方式に変更する	
	5 6 . 8	全外国人に国保加入ができるようになる	
	6 1 . 4	保険税限度額の変更（28万円から35万円） ヘルスパイオニアタウン事業の指定（平成2年度まで）	
	6 2 . 4	保険税限度額の変更（35万円から39万円）	
	平成	元 . 4	保険税限度額の変更（39万円から40万円）
		2 . 4	保険税限度額の変更（40万円から42万円）
		5 . 4	保険税限度額の変更（42万円から44万円）
6 . 4		保険税率の改定 所得割 6.6%から7.2% 均等割 6,000円から12,000円 平等割 6,000円から12,000円 保険税限度額の変更（44万円から50万円）	
6 . 5		直営川口市立医療センター開設	
8 . 4		保険税限度額の変更（50万円から52万円）	
9 . 4		仮算定による課税方式を止め本算定で一本化とする	
1 0 . 4		保険税率の改定 所得割 7.2%から8.0% 均等割 12,000円から19,500円 平等割 12,000円から19,500円 賦課限度額の変更（52万円から53万円） 納期を6期から8期とする	
1 2 . 4		介護保険制度の創設により第2号被保険者（40～64歳までの人）から介護納付金課税額（介護保険分）を国保税に上乗せして賦課する 保険税率 所得割 100分の0.8 均等割 5,500円 平等割 5,500円 賦課限度額 7万円	
1 5 . 4		高額医療費共同事業制度化	
1 7 . 1	埼玉県国民健康保険団体連合会に共同電算処理業務委託		
1 7 . 7	保険税のコンビニ収納開始		

18. 4	<p>保険税率の改正 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 8. 0%から8. 8% 均等割 19, 500円から21, 000円 平等割 19, 500円から21, 000円</p> <p>介護保険に係る税率 所得割 0. 8%から1. 3% 均等割 5, 500円から13, 000円 平等割は廃止 賦課限度額の変更 (7万円から8万円)</p>
18. 10	保険財政共同安定化事業開始
19. 10	被保険者証のカード化開始
20. 4	<p>老人保健制度廃止・後期高齢者医療制度開始 特定健康診査・特定保健指導開始 「川口市国民健康保険特定健康診査等実施計画」策定</p> <p>保険税率の改正 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 8. 8%から6. 3% 均等割 21, 000円から12, 000円 賦課限度額の変更 53万円から41万円</p> <p>保険税の新設 後期高齢者支援に係る税率 所得割 2. 5% 均等割 9, 000円 賦課限度額 12万円</p>
20. 10	保険税の年金からの特別徴収開始
21. 4	<p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 41万円から47万円 介護保険に係る賦課限度額 8万円から9万円</p>
22. 4	<p>健康優良家庭表彰廃止 (~19年度 記念品贈呈 ~21年度 宿泊助成)</p> <p>保険税率の改正 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 6. 3%から6. 5% 均等割 12, 000円から13, 000円 平等割 21, 000円から22, 000円</p> <p>賦課限度額の変更 介護保険に係る賦課限度額 9万円から10万円</p>
22. 12	「埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
23. 4	<p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 47万円から50万円 後期高齢者支援に係る賦課限度額 12万円から13万円</p>
23. 9	国保総合システム稼働 (共同電算システム更新)
23. 10	鳩ヶ谷市を編入合併

24.4	<p>保険税率（賦課方式）の改正 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割 6.5%から7.45% 資産割は廃止 均等割 13,000円から28,000円 平等割は廃止</p> <p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 50万円から51万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 13万円から14万円 介護保険に係る賦課限度額 10万円から12万円</p> <p>法定軽減割合の変更 ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円以下の世帯 6割から7割 ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円+（24万5千 円×世帯主を除く加入者数と世帯主を除く特 定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 4割から5割 ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円+（35万円× 世帯主（擬制世帯主を除く）を含む加入者数と 特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割（新設）</p>
25.3	「第2次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
25.4	「川口市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」策定
26.4	<p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円+（24万5千円×国保 加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の 世帯 5割軽減 ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円+（45万円×国保加入 者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減
27.3	「第3次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
27.4	<p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円+（26万円×国保加入 者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減 ・世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年 の所得の合計が33万円+（47万円×国保加入 者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減 <p>賦課限度額の変更 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 14万円から16万円 介護保険に係る賦課限度額 12万円から14万円</p>
28.3	「川口市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」策定

28.4	<p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(26万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(48万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 2割軽減 <p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 51万円から52万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 16万円から17万円 介護保険に係る賦課限度額 14万円から16万円</p>
29.4	<p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(27万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(49万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 2割軽減 <p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 52万円から54万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 17万円から19万円</p>
30.3	<p>「川口市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定健康診査等実施計画」策定</p>
30.4	<p>国民健康保険の都道府県化 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担う。</p> <p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(27万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 2割軽減
31.4	<p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 2割軽減 <p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 54万円から58万円</p>

令和	2. 4	<p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(28万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 2割軽減 <p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 58万円から61万円</p>
	2. 8	<p>被保険者証兼高齢受給者証の交付の開始(被保険者証と高齢受給者証の一体化)</p>
	3. 4	<p>法定軽減判定基準額の変更 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げ、一定の給与所得及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+10万円×(給与所得者等^{※1}の数-1) 7割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+28.5万円×(被保険者数^{※2})+10万円×(給与所得者等^{※1}の数-1) 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+52万円×(被保険者数^{※2})+10万円×(給与所得者等^{※1}の数-1) 2割軽減 <p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 61万円から63万円 介護保険に係る賦課限度額 16万円から17万円</p> <p>多子世帯減免の実施 当該年度において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校生年代までの被保険者が3人以上加入している月の3人目以降の均等割額を免除
	4. 4	<p>未就学児にかかる均等割額の軽減の実施 当該年度において、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の納税義務者が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 未就学児1人の均等割額について、その5割を減額 当該未就学児が法定軽減の対象の場合は、法定軽減後の均等割額から更に5割を減額

令和	5. 4	<p>法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+29万円×(被保険者数※2)+10万円×(給与所得者等※1の数-1) 5割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が43万円+53.5万円×(被保険者数※2)+10万円×(給与所得者等※1の数-1) 2割軽減 <p>賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 63万円から65万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額 19万円から20万円</p>
----	------	---

※1 給与所得がある者（給与収入が55万円を超える者）および公的年金等の所得がある者（公的年金等収入が65歳未満は60万円を超える者、65歳以上は110万円を超える者）。「給与所得者等の数-1」が0未満になるときは0。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

【医療給付関係の動き】

昭和 26年	一部負担金50%
27	一部負担金49.86%
28	一部負担金49.2%
29	一部負担金50%
34	結核予防法34条該当者の一部負担金免除
35.7	世帯主30：家族50（世帯主の給付を7割に引き上げる）
38.6	世帯主0：家族50（世帯主の10割給付実施）
40.1	世帯主0：家族30（世帯員の給付を7割に引き上げる）
45.4	老人医療制度の実施
48.1 7	老人医療制度の改正（年齢を70歳から68歳に繰り下げ、所得制限の撤廃） 結核予防法35条該当者の一部負担金免除
49.4 7	老人世帯主の給付率引き下げ（10割から7割） 高額療養費制度の実施
50.4	診療報酬を自己審査から国保連合会審査に切り替える
53.4	準世帯主の給付割合を10割から7割に引き下げる
59.4 10	世帯主の給付割合を10割から法定給付の7割に戻す 疾病予防対策事業の開始（人間ドック・歯科検診） 退職者医療制度開始
61.7	助産費を10万円から13万円、葬祭費を5万円から6万円へ引き上げる
平成 4.4	助産費を13万円から24万円へ引き上げる
5.4	葬祭費を6万円から8万円へ引き上げる
6.4	葬祭費を8万円から10万円へ引き上げる
6.10 10	助産費を出産育児一時金と改め、24万円から30万円へ引き上げる 入院時食事療養費を一部自己負担化する
7.7	結核予防法34・35条該当者の一部負担金免除を廃止する
8.9	入院時食事療養費の自己負担分を改定する
9.9	内服薬及び外用薬の薬剤費について一部自己負担化する
11.7	老人保健の薬剤費一部自己負担を免除する（臨時特例措置）
13.1	老人保健の一部負担金について、原則として医療費の1割負担となる 老人保健薬剤一部自己負担を廃止する 老人保健の高額療養費支給制度を創設する 高額療養費の自己負担の限度額を改定する 海外療養費制度を創設する 入院時食事療養費の自己負担額を改定する

- 14.1.0 高額療養費の自己負担限度額を改定する
3歳未満の一部負担金の割合が2割となる
70歳以上の一部負担金の割合を原則1割とし、一定以上所得者は2割とする
老人保健制度（老人保健法）の対象年齢が原則として75歳以上となる
（70歳から5年かけて1歳ずつ引き上げ）
- 15.4 退職被保険者の一部負担割合が3割となる
外来に係る薬剤一部負担金を廃止する
高額療養費の自己負担の限度額の計算における加算額の計算方法の変更
- 18.4 入院時食事療養費の自己負担額を改正（1日当り→1食当り）
10 現役並み所得を有する70歳以上の負担割合を改正（2割→3割）
療養病床に入院する高齢者の食費・居住費を改定する
出産育児一時金を30万円から35万円へ引き上げる
- 19.1 葬祭費を10万円から5万円へ引き下げる
4 70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化が開始
出産育児一時金の受取代理制度が開始
- 20.4 70歳以上の一部負担金の割合が原則2割となる（ただし、平成21年3月
までは1割に据え置かれる）
6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合が2割となる
療養病床入院等の食事・居住費を一部負担する年齢が65歳以上となる
高額医療・高額介護合算制度が創設される
歯科ドックの実施を開始（平成19年度までは歯科検診として実施）
- 21.1 産科医療補償制度が適用される場合の出産育児一時金を35万円から38万円
へ引き上げる
4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成22年3月まで延長となる
9 出産育児一時金の受取代理制度を廃止
10 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、出産育
児一時金を42万円（産科医療補償制度の適用がない場合は39万円）へ引き
上げる
出産育児一時金が原則分娩機関からの直接請求となる
- 22.4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成23年3月まで延長となる
- 23.4 平成23年4月1日以降の出産についても、出産育児一時金を42万円（産科
医療補償制度の適用がない場合は39万円）とする
国が実施要綱を制定した出産育児一時金の受取代理制度が開始
70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成24年3月まで延長となる
- 24.4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成25年3月まで延長となる
- 25.4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成26年3月まで延長となる
歯科ドックの受診対象者が市民となり、保健センターで実施
- 26.4 70歳以上の一部負担金1割の据置が段階的に引き上げられる
- 27.1 高額療養費の自己負担限度額を改定する
現状の3区分が細分化され、5区分となる
出産育児一時金を、平成27年1月1日以降の出産で産科医療補償制度の適用
がない場合は、40万4千円へ引き上げる
- 28.4 入院時食事療養費の自己負担分を改定する
- 29.8 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額を改定する
- 30.4 入院時食事療養費の自己負担分を改定する
- 30.8 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額を改定する
現状の4区分が細分化され、6区分となる

- 令和 2. 4 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の制度を創設する
(令和2年1月1日から適用)
4. 1 出産育児一時金を、令和4年1月1日以降の出産で産科医療補償制度の適用がない場合は、40万8千円へ引き上げる
5. 4 令和5年4月1日以降の出産について、出産育児一時金を50万円(産科医療補償制度の適用がない場合は48万8千円)へ引き上げる

第3節 被保険者の状況

1 国民健康保険加入割合の推移

令和4年度の国保加入割合は約19.5%で、過去4年間では約3.5ポイントの減少となっています。

(各年度3月31日現在)

	全市の世帯数及び人口		国民健康保険		加入割合	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者	世帯	被保険者
平成30年度	286,887	604,675	90,026 (38,276)	138,755 (45,476)	31.38%	22.95%
令和元年度	292,000	608,390	88,233 (37,004)	133,414 (43,692)	30.22%	21.93%
令和2年度	295,489	607,750	87,042 (36,846)	129,971 (43,297)	29.46%	21.39%
令和3年度	296,539	605,067	84,473 (36,369)	124,573 (42,575)	28.49%	20.59%
令和4年度	299,580	604,894	81,039 (35,427)	117,837 (41,269)	27.05%	19.48%

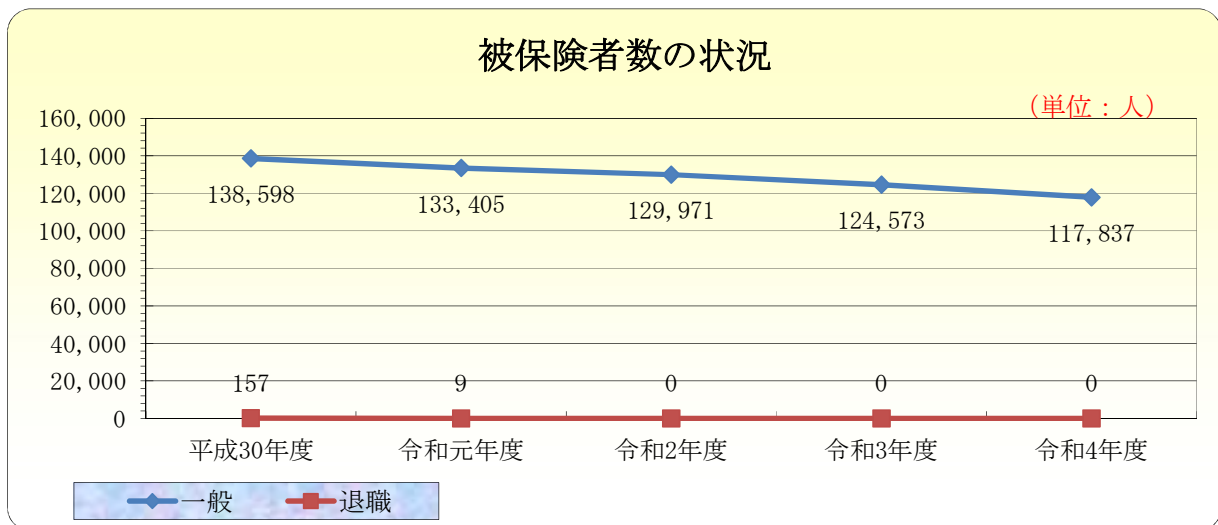
※ () 内の数字は、介護保険第2号被保険者数及び世帯数を再掲したものの

2 被保険者の内訳

令和4年度の構成比は一般100%、退職者0%です。

(各年度3月31日現在)

	一般		退職		計	
	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比
平成30年度	138,598	99.89%	157	0.11%	138,755	100%
令和元年度	133,405	99.99%	9	0.01%	133,414	100%
令和2年度	129,971	100.00%	0	0.00%	129,971	100%
令和3年度	124,573	100.00%	0	0.00%	124,573	100%
令和4年度	117,837	100.00%	0	0.00%	117,837	100%



3 外国人世帯・被保険者数の推移（再掲）

全市外国人の約38%が国保に加入しています。

（各年度3月31日現在）

	全市外国人		国民健康保険		加入割合	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者	世帯	被保険者
平成30年度	23,891	36,449	12,815	18,498	53.64%	50.75%
令和元年度	25,717	39,232	13,149	18,722	51.13%	47.72%
令和2年度	25,935	38,993	12,612	17,659	48.63%	45.29%
令和3年度	24,787	37,970	11,495	15,990	46.38%	42.11%
令和4年度	26,052	40,124	10,897	15,415	41.83%	38.42%

4 事由別被保険者異動状況

令和4年度末では社会保険加入などの脱退により、6,736人の減となりました。

（1）国民健康保険加入

（各年度3月31日現在）（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
転入	11,197	11,059	8,726	7,805	9,365
社保離脱	16,360	16,785	17,681	16,856	17,192
生保廃止	309	315	242	245	223
出生	788	701	607	580	495
後期離脱	0	5	4	3	2
その他	1,290	1,433	1,844	1,159	1,174
合計	29,944	30,298	29,104	26,648	28,451

（2）国民健康保険脱退

（各年度3月31日現在）（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
転出	8,380	8,490	7,992	7,658	7,759
社保加入	17,828	18,196	15,977	15,756	17,469
生保開始	638	748	673	678	715
死亡	888	811	897	885	857
後期加入	5,530	4,792	3,908	4,924	6,276
その他	2,448	2,605	3,100	2,145	2,111
合計	35,712	35,642	32,547	32,046	35,187
差引増減	-5,768	-5,344	-3,443	-5,398	-6,736

第 4 節 財政状況

1 令和5年度予算

保険税収入では、前年度予算に比較して0.47%の減、県支出金で1.65%の増、全体で0.70%の増となっています。

(1) 歳入

(単位:千円)

		令和5年度当初予算額		予算額対前年度比	令和4年度当初予算額	
		予算額	構成比			
保 險 者 等 税	一 般 被 保 險 者	現年課税分(医療分)	8,120,807	14.67 %	102.64 %	7,911,643
		現年課税分(後期高齢分)	2,602,239	4.70 %	100.61 %	2,586,446
		現年課税分(介護分)	830,308	1.50 %	102.59 %	809,361
		滞納繰越分(医療分)	444,119	0.80 %	72.23 %	614,872
		滞納繰越分(後期高齢分)	189,945	0.34 %	68.66 %	276,640
		滞納繰越分(介護分)	65,732	0.12 %	59.00 %	111,417
		計	12,253,150	22.14 %	99.54 %	12,310,379
	退 職 被 保 險 者 等	現年課税分(医療分)	0	0.00 %	- %	0
		現年課税分(後期高齢分)	0	0.00 %	- %	0
		現年課税分(介護分)	0	0.00 %	- %	0
		滞納繰越分(医療分)	448	0.00 %	45.12 %	993
		滞納繰越分(後期高齢分)	148	0.00 %	37.47 %	395
		滞納繰越分(介護分)	103	0.00 %	45.18 %	228
計	699	0.00 %	43.25 %	1,616		
保 險 税 の 計		12,253,849	22.14 %	99.53 %	12,311,995	
国 庫 支 出 金	災 害 臨 時 特 例 補 助 金	217	0.00 %	124.71 %	174	
	予防疫種効果測定データ収集等事業補助金	27,194	0.05 %	107.23 %	25,360	
	国 庫 支 出 金 の 計	27,411	0.05 %	107.35 %	25,534	
県 支 出 金	県 補 助 金	37,739,227	68.20 %	101.65 %	37,125,461	
	県 支 出 金 の 計	37,739,227	68.20 %	101.65 %	37,125,461	
繰 入 金	一 般 会 計	保 險 基 盤 安 定 繰 入 金	2,178,531	3.94 %	99.86 %	2,181,661
		未就学児均等割保険税繰入金	47,199	0.09 %	63.94 %	73,817
		職員給与費等繰入金	1,477,960	2.67 %	100.97 %	1,463,797
		出産育児一時金等繰入金	168,000	0.30 %	96.77 %	173,600
		財政安定化支援事業繰入金	1	0.00 %	100.00 %	1
		その他一般会計繰入金	895,496	1.62 %	87.67 %	1,021,382
		計	4,767,187	8.61 %	97.01 %	4,914,258
繰 越 金		1	0.00 %	100.00 %	1	
諸 収 入		551,325	1.00 %	95.41 %	577,851	
歳 入 合 計		55,339,000	100.00 %	100.70 %	54,955,100	

※千円未満の端数は四捨五入。

(2) 歳出

(単位:千円)

		令和5年度当初予算額		予算額対前年度比	令和4年度当初予算額	
		予算額	構成比			
総務費		924,706	1.67 %	98.97 %	934,307	
保 險 給 付 費	療 養 諸 費	一般被保険者療養給付費	31,608,660	57.12 %	101.30 %	31,202,577
		退職被保険者等療養給付費	100	0.00 %	100.00 %	100
		一般被保険者療養費	496,521	0.90 %	104.76 %	473,950
		退職被保険者等療養費	50	0.00 %	100.00 %	50
		審査支払手数料	76,758	0.14 %	98.79 %	77,700
		計	32,182,089	58.15 %	101.35 %	31,754,377
	高 額 療 養 費	一般被保険者	4,793,511	8.66 %	102.95 %	4,656,305
		退職被保険者等	100	0.00 %	100.00 %	100
		一般被保険者(高額介護合算)	8,970	0.02 %	112.13 %	8,000
		退職被保険者等(高額介護合算)	30	0.00 %	60.00 %	50
		計	4,802,611	8.68 %	102.96 %	4,664,455
	移 送 費	一般被保険者	150	0.00 %	100.00 %	150
		退職被保険者等	50	0.00 %	100.00 %	50
		計	200	0.00 %	100.00 %	200
	出 産 育 児 諸 費	出産育児一時金	252,000	0.46 %	96.77 %	260,400
		支払手数料	103	0.00 %	84.43 %	122
		計	252,103	0.46 %	96.77 %	260,522
	葬祭費		42,000	0.08 %	90.32 %	46,500
	傷病手当金		14,200	0.03 %	364.10 %	3,900
	保険給付費の計		37,293,203	67.40 %	101.53 %	36,729,954
事 業 民 健 康 保 険 金	医療給付費分	10,481,580	18.95 %	95.27 %	11,002,081	
	後期高齢者支援金等分	4,103,600	7.42 %	109.86 %	3,735,407	
	介護納付金分	1,696,792	3.07 %	97.56 %	1,739,185	
	計	16,281,972	29.43 %	98.82 %	16,476,673	
共同事業拠出金		5	0.00 %	100.00 %	5	
保 健 事 業 費	保健事業費	229,937	0.42 %	95.83 %	239,934	
	特定健康診査等事業費	469,577	0.85 %	108.04 %	434,627	
	計	699,514	1.26 %	103.70 %	674,561	
諸支出金		114,600	0.21 %	100.00 %	114,600	
予備費		25,000	0.05 %	100.00 %	25,000	
歳出合計		55,339,000	100.00 %	100.70 %	54,955,100	

※千円未満の端数は四捨五入

2 年度別決算状況

(1) 歳入

(単位:千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保 險 税	一般被保険者分	14,615,102	14,158,918	13,436,491	13,055,543	12,881,146
	退職被保険者等分	70,776	20,011	5,779	3,093	2,235
	計	14,685,878	14,178,929	13,442,270	13,058,637	12,883,381
使用料及び手数料		1	0	0	0	0
国 庫 支 出 金	療養給付費等負担金	0	-	-	-	-
	財政調整交付金	0	-	-	-	-
	災害臨時特例補助金	-	283	174	217	243
	予防接種効果測定データ 収集等事業補助金	-	60,963	20,312	62,281	24,277
	災害等臨時特例補助金	-	-	162,903	69,965	-
	その他補助金	1,066	2,580	9,914	-	147
	計	1,066	63,826	193,303	132,463	24,667
療養給付費等交付金		0	-	-	-	-
前期高齢者交付金		0	-	-	-	-
県 支 出 金	保険給付費等交付金(普通交付金)	36,231,590	36,171,482	34,097,195	35,662,879	34,802,867
	保険給付費等交付金(特別交付金)	630,515	649,159	758,924	856,336	734,274
	計	36,862,105	36,820,641	34,856,119	36,519,215	35,537,141
共同事業交付金		0	-	-	-	-
財産収入		0	-	-	-	-
繰 入 金	保険基盤安定繰入金	2,252,321	2,210,004	2,168,690	2,181,660	2,178,531
	未就学児均等割保険税繰入金	-	-	-	-	47,199
	職員給与費等繰入金	1,196,449	1,263,056	1,212,926	1,278,184	1,259,599
	出産育児一時金等繰入金	228,331	194,382	168,549	153,851	134,550
	財政安定化支援事業繰入金	0	0	0	0	0
	その他繰入金	1,026,221	157,737	0	0	154,670
	計	4,703,322	3,825,179	3,550,165	3,613,696	3,774,548
	基金繰入金	0	-	-	-	-
繰入金の計		4,703,322	3,825,179	3,550,165	3,613,696	3,774,548
繰越金		1,138	0	0	752,236	509,128
諸収入		574,924	763,962	588,731	578,633	406,717
合計		56,828,434	55,652,537	52,630,588	54,654,879	53,135,582

※千円未満の端数は四捨五入

(2) 歳出

(単位:千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総務費		791,049	851,123	879,275	955,680	831,752	
保 險 給 付 費	療 養 諸 費	一般被保険者療養給付費	30,855,050	30,985,403	29,062,331	30,509,711	29,749,457
		退職被保険者等療養給付費	113,001	20,158	121	20	0
		一般被保険者療養費	529,901	493,019	417,160	431,930	421,763
		退職被保険者等療養費	1,558	448	17	0	0
		審査支払手数料	81,901	48,911	69,045	72,391	71,372
		計	31,581,411	31,547,939	29,548,674	31,014,052	30,242,592
	高 額 療 養 費	一般被保険者	4,470,432	4,591,532	4,487,934	4,619,519	4,430,246
		退職被保険者等	18,445	3,624	40	0	0
		一般被保険者(合算)	1,737	6,523	5,899	6,893	6,591
		退職被保険者等(合算)	76	59	20	17	0
		計	4,490,690	4,601,738	4,493,893	4,626,430	4,436,837
	移 送 費	一般被保険者	0	0	0	0	0
		退職被保険者等	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	出 産 諸 費	出産育児一時金	342,497	291,573	252,823	230,777	201,825
		支払手数料	149	126	117	105	93
		計	342,646	291,699	252,940	230,882	201,918
	葬祭費		38,050	34,850	38,700	38,750	36,800
	傷病手当金		-	-	2,794	5,084	11,069
	保険給付費の計		36,452,797	36,476,226	34,337,001	35,915,198	34,929,215
国民健康保険事業費納付金		180,453,57	17,397,437	15,953,015	16,417,164	16,476,672	
共同事業拠出金		6	6	5	1	1	
保健事業費		536,623	606,599	480,960	592,578	561,451	
諸支出金		1,002,602	321,146	228,096	265,130	336,491	
予備費		0	0	0	0	0	
前年度繰上充用金		0	0	0	0	0	
歳出合計		56,828,434	55,652,537	51,878,352	54,145,751	53,135,582	

歳入歳出差引残	△ 1,175,897	△ 3,021,949	752,236	509,128	0
---------	-------------	-------------	---------	---------	---

保険給付費支払基金年度末保有額	0	0	0	0	0
-----------------	---	---	---	---	---

※千円未満の端数は四捨五入

第 5 節 保 険 給 付

1 保 険 給 付 の 種 類 と 内 容

○ 療養の給付

一般被保険者及び退職被保険者	7割給付
70歳以上一般	8割給付
70歳以上一定以上所得者	7割給付
6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	8割給付

平成14年10月の医療制度改正により、8割給付であった退職被保険者が従来の一般被保険者と同様の7割給付となりました。

また、70歳以上一般、70歳以上一定以上所得者及び、3歳未満については、それぞれ割合区分が新設されました。

平成18年6月の国民健康保険法の改正では、70歳以上一定以上所得者の給付割合が8割から7割となりました（平成18年10月から）。

また、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの給付割合が8割になりました（平成20年4月から）。

さらに、70歳以上一般の給付割合9割の据え置きが平成20年4月から延長されていましたが、特例措置の見直しにより、平成26年4月2日以降に70歳になるかたの給付割合が8割となり、70歳以上一般の給付割合は段階的に引き上げられることとなりました。

○ 入院時食事代の自己負担について

一 般 加 入 者		1食	460円 (※)
市民税非課税世帯及び 低所得者Ⅱに該当するかた	過去1年間の入院が90日以内	1食	210円
	過去1年間の入院が91日以上	1食	160円
低所得者Ⅰに該当するかた		1食	100円

※指定難病のかた等は260円です。

低所得者Ⅰとは 国保加入者全員と世帯主が市民税非課税かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯の70歳以上の人

低所得者Ⅱとは 国保加入者全員と世帯主が市民税非課税である世帯の70歳以上の人

- 療養費 次のような理由で医者にかかり、医療費を全額自己負担した場合、申請により審査し、決定した額のうち、給付割合に応じた額を支給します。
- ・ 緊急その他やむをえない事情で保険証を持たずに治療を受けたり、国保を取り扱っていない病院で受診したとき。
 - ・ 医師の指示で、あんま、はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき。
 - ・ 療養の給付を受けられない輸血のための生血代。
 - ・ コルセット、ギプスなどの治療用補装具代（医師が必要と認めたとき）。

- 高額療養費 医療費が高額となった時、次の場合に支給します。

1カ月の自己負担額が次の額を超えた分について支給

◎70歳未満のかた

所得区分		限度額(3回目まで)	限度額 (4回目以降)
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円	
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

◎70歳～74歳のかた

所得区分		外来(個人単位) の限度額	外来+入院(世帯単位) の限度額
現役並み 所得者	Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% 【多数回140,100円】※	57,600円 【多数回44,400円】※
	Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1% 【多数回93,000円】※	
	Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 【多数回44,400円】※	
一般		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回44,400円】※
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ			15,000円

※ 4回目以降の限度額

- 移送費 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により移送されたとき、保険者が必要と認めた場合に支給します。

- 出産育児一時金

出産日	産科医療補償制度	
	登録なし	登録あり
～R3年12月	404,000円	420,000円
R4年1月～R5年3月	408,000円	
R5年4月～	488,000円	500,000円

- 葬祭費 1件 50,000円

2 療養給付・療養費の支払方法

- 療養の給付費審査支払、療養費審査を埼玉県国民健康保険団体連合会へ委託しています。
診療報酬(療養費を含む)審査支払手数料 1件37.8円
- 療養費は被保険者が診療を受けた医師から医療費全額支払の領収書と診療報酬明細書の交付を受け、それを添えて保険者に申請します。保険者は審査委員会の審査を経て支給します。

3 医療費について

※療養給付費(現物)は、3月～2月診療分、療養費は4月～3月支給決定分で算出。

(1) 医療費総額の動向

(単位：円)

	一 般	退 職	合 計
平成30年度	42,940,298,637 -4.24%	164,371,972 -62.45%	43,104,670,609 -4.80%
令和元年度	42,821,237,758 -0.28%	28,134,225 -82.88%	42,849,371,983 -0.59%
令和2年度	40,169,323,987 -6.19%	196,948 -99.30%	40,169,520,935 -6.25%
令和3年度	42,021,183,998 4.61%	-14,540 -107.38%	42,021,169,458 4.61%
令和4年度	41,058,845,152 -2.29%	-3,630 -75.03%	41,058,841,522 -2.29%

※下段は対前年度伸び率(%)

(2) 一人当たりの医療費の推移

(医療費÷平均被保険者数＝一人当たり医療費)

(単位：円)

	一 般	退 職	合 計
平成30年度	301,888 -0.42%	404,857 3.04%	302,181 -0.54%
令和元年度	314,164 4.07%	360,695 -10.91%	314,191 3.97%
令和2年度	304,424 -3.10%	196,948 -45.40%	304,423 -3.11%
令和3年度	328,956 8.06%	- -	328,956 8.06%
令和4年度	336,366 2.25%	- -	336,366 2.25%

※下段は対前年度伸び率(%)

(3) 川口市と全国医療制度別における一人当たり医療費の伸び率の比較(対前年度比)

(単位：%)

	川口市の国保	平 均			計
	一般+退職	75歳未満		75歳以上	
		被用者保険	国保(一般+退職)		
平成30年度	-0.5	1.3	1.3	-0.3	1.0
令和元年度	4.0	2.6	3.0	1.3	2.6
令和2年度	-3.1	-3.6	-1.7	-3.3	-2.9
令和3年度	8.1	8.8	5.8	2.0	5.0

※出典 厚生労働省「令和3年度医療費の動向」表2-2から

(4) 受診率の推移

(診療件数<入院・入院外・歯科>÷平均被保険者数×100)

(単位：%)

	一般	退職	合計
平成30年度	923.43	1,236.95	924.32
令和元年度	929.30	1,287.18	929.51
令和2年度	833.17	1,600.00	833.17
令和3年度	910.00	-	910.00
令和4年度	935.54	-	935.54

(5) 一件当たり日数の推移 (日数÷件数)

(単位：日)

	一般	退職	合計
平成30年度	1.82	1.89	1.82
令和元年度	1.81	1.70	1.81
令和2年度	1.81	1.06	1.81
令和3年度	1.77	-	1.77
令和4年度	1.76	-	1.76

(6) 一日当たり診療費の推移 (診療費÷日数)

(単位：円)

	一般	退職	合計
平成30年度	14,035	13,599	14,033
令和元年度	14,701	13,100	14,700
令和2年度	15,890	5,361	15,890
令和3年度	16,082	-	16,082
令和4年度	16,106	-	16,106

第 6 節 保健事業

1 医療費通知実施状況

被保険者の健康に対する認識を深め、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的に医療費通知を実施しています。

年度	通知件数
H30	374,876件
R1	369,917件
R2	339,276件
R3	342,039件
R4	338,774件

○ 通知回数 年6回

○ 通知項目

受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称

入院・外来等の区分、受診日数

医療費の額、窓口等での支払い額

※令和元年度は掲載診療月の変更により13か月分

2 人間ドック検診料助成事業

疾病の早期発見、健康の保持増進に資することを目的に、人間ドック検診料の助成を行っています。

人間ドック検診

年度	助成件数	受診率	助成額
H30	9,158件	8.53%	213,818,813円
R1	8,834件	8.54%	209,505,392円
R2	6,469件	6.34%	153,462,111円
R3	7,032件	7.11%	167,814,878円
R4	7,438件	7.95%	175,600,843円

○ 30歳以上の国保加入者が指定医療機関において検診を受けた場合に助成

○ 検診の費用額（消費税10%含む）
最大32,472円

（うち国保の助成額 25,872円以内）

（令和4年度）

3 特定健康診査・特定保健指導

(1) 特定健康診査

ア 対象

40歳以上の川口市国保加入者（1年度内1回）

イ 健診実施機関

川口市医師会を委託取りまとめ先として、所属する医療機関のうち、特定健康診査の実施を申し出た機関

ウ 自己負担

0円（令和3年度より）

エ 追加検査

胸部レントゲン検査は令和2年度より市肺がん・結核検診に統一

オ 独自健診項目

国の定めた基本健診項目以外に、全員実施項目として、貧血、心電図検査、尿酸、クレアチニン・e-GFR値、尿潜血を追加しています。

カ 受診者数・健診委託料

年度	受診者数	健診委託料
H30	20,829人	236,610,953円
R1	20,289人	237,314,578円
R2	17,176人	196,060,472円
R3	20,574人	244,999,463円
R4	19,763人	237,503,954円

※年度中に埼玉県国民健康保険団体連合会経由で支出したもの

(2) 特定保健指導

ア 対象

特定健康診査の受診者のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者とその予備群（服薬・治療中のものを除く）

イ 支援内容

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、保健師・管理栄養士などの有資格者により、生活習慣の見直し及び健康に関するセルフケアの実現に向けた支援を行います。

（ア）積極的支援・・・初回面談ののち、3カ月以上の継続的な支援と終了後の評価を行います

（イ）動機付け支援・・・初回面談と3カ月後の評価を行います

ウ 自己負担

なし

エ 利用者数・保健指導委託料

年度	利用者数	保健指導委託料
H30	1,215人	11,119,572円
R1	1,222人	11,969,356円
R2	1,007人	11,341,660円
R3	1,336人	15,085,070円
R4	1,404人	14,516,111円

※年度中に埼玉県国民健康保険団体連合会経由で支出したもの

（令和元年度以前は支出額のみ決算額を記載）

第 7 節 保険税の状況

1 保険税率及び賦課割合等の推移

(1) 医療分

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算)
所得割	税率	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100
	算定割合	68.39%	68.67%	68.53%	67.94%	70.20%	68.52%
均等割	税率	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円
	算定割合	31.61%	31.33%	31.47%	32.06%	29.80%	31.48%
賦課割合	応能	63.81%	64.38%	65.16%	64.94%	66.12%	64.34%
	応益	36.19%	35.62%	34.84%	35.06%	33.88%	35.66%
賦課限度額		540,000円	580,000円	610,000円	630,000円	630,000円	650,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

(2) 介護分

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算)
所得割	税率	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100
	算定割合	52.25%	51.90%	51.54%	50.39%	53.50%	50.49%
均等割	税率	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円
	算定割合	47.75%	48.10%	48.46%	49.61%	46.50%	49.51%
賦課割合	応能	49.13%	49.17%	49.01%	48.50%	50.09%	47.15%
	応益	50.87%	50.83%	50.99%	51.50%	49.91%	52.85%
賦課限度額		160,000円	160,000円	160,000円	170,000円	170,000円	170,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

※ 賦課割合は医療分、介護分、後期分共に一般被保険者分現年課税分のみ計上

(3) 後期分

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算)
所得割	税率	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100
	算定割合	69.32%	69.58%	69.45%	68.87%	71.10%	69.44%
均等割	税率	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
	算定割合	30.68%	30.42%	30.55%	31.13%	28.90%	30.56%
賦課割合	応能	64.99%	65.30%	65.92%	65.60%	66.69%	65.04%
	応益	35.01%	34.70%	34.08%	34.40%	33.31%	34.96%
賦課限度額		190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	200,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

なお、後期高齢者医療制度の創設により次の減額措置がとられます。

- ①軽減を受けている世帯について、以前と同様の軽減が受けられるよう、国保から後期高齢者医療制度に移行した人の所得や人数を含めて軽減の判定をします。
- ②後期高齢者医療制度の創設により、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった、旧被扶養者に係る所得割について、当分の間賦課しません。
- ③旧被扶養者に係る被保険者均等割を2年間半額とします。

2 調定額及び収入済額の推移（還付未済控除前（収入済額＝決算額））

（還付未済控除前）（単位：円）

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
30 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,940,227,061	8,744,544,195	7,263,418	1,188,419,448	87.97%
		滞納繰越分	7,215,032,497	1,497,564,307	1,058,943,463	4,658,524,727	20.76%
		計	17,155,259,558	10,242,108,502	1,066,206,881	5,846,944,175	59.70%
	退 職 者 等	現年課税分	24,779,267	24,362,229	0	417,038	98.32%
		滞納繰越分	83,028,991	22,489,214	13,608,244	46,931,533	27.09%
		計	107,808,258	46,851,443	13,608,244	47,348,571	43.46%
	計	現年課税分	9,965,006,328	8,768,906,424	7,263,418	1,188,836,486	88.00%
		滞納繰越分	7,298,061,488	1,520,053,521	1,072,551,707	4,705,456,260	20.83%
		計	17,263,067,816	10,288,959,945	1,079,815,125	5,894,292,746	59.60%
30 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	1,051,943,616	905,886,187	675,140	145,382,289	86.12%
		滞納繰越分	840,019,146	168,824,817	126,530,298	544,664,031	20.10%
		計	1,891,962,762	1,074,711,004	127,205,438	690,046,320	56.80%
	退 職 者 等	現年課税分	5,884,684	5,852,992	0	31,692	99.46%
		滞納繰越分	23,663,956	6,089,142	3,528,602	14,046,212	25.73%
		計	29,548,640	11,942,134	3,528,602	14,077,904	40.42%
	計	現年課税分	1,057,828,300	911,739,179	675,140	145,413,981	86.19%
		滞納繰越分	863,683,102	174,913,959	130,058,900	558,710,243	20.25%
		計	1,921,511,402	1,086,653,138	130,734,040	704,124,224	56.55%
30 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	3,311,186,670	2,906,470,105	2,383,342	402,333,223	87.78%
		滞納繰越分	1,887,638,630	391,812,850	323,170,828	1,172,654,952	20.76%
		計	5,198,825,300	3,298,282,955	325,554,170	1,574,988,175	63.44%
	退 職 者 等	現年課税分	8,257,802	8,119,784	0	138,018	98.33%
		滞納繰越分	14,780,672	3,862,111	4,477,940	6,440,621	26.13%
		計	23,038,474	11,981,895	4,477,940	6,578,639	52.01%
	計	現年課税分	3,319,444,472	2,914,589,889	2,383,342	402,471,241	87.80%
		滞納繰越分	1,902,419,302	395,674,961	327,648,768	1,179,095,573	20.80%
		計	5,221,863,774	3,310,264,850	330,032,110	1,581,566,814	63.39%
30 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	14,303,357,347	12,556,900,487	10,321,900	1,736,134,960	87.79%
		滞納繰越分	9,942,690,273	2,058,201,974	1,508,644,589	6,375,843,710	20.70%
		計	24,246,047,620	14,615,102,461	1,518,966,489	8,111,978,670	60.28%
	退 職 者 等	現年課税分	38,921,753	38,335,005	0	586,748	98.49%
		滞納繰越分	121,473,619	32,440,467	21,614,786	67,418,366	26.71%
		計	160,395,372	70,775,472	21,614,786	68,005,114	44.13%
	計	現年課税分	14,342,279,100	12,595,235,492	10,321,900	1,736,721,708	87.82%
		滞納繰越分	10,064,163,892	2,090,642,441	1,530,259,375	6,443,262,076	20.77%
		計	24,406,442,992	14,685,877,933	1,540,581,275	8,179,983,784	60.17%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
元 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,639,113,959	8,553,945,640	9,241,173	1,075,927,146	88.74%
		滞納繰越分	4,975,351,735	1,272,942,325	789,526,562	2,912,882,848	25.58%
		計	14,614,465,694	9,826,887,965	798,767,735	3,988,809,994	67.24%
	退 職 者 等	現年課税分	3,218,392	3,147,961	0	70,431	97.81%
		滞納繰越分	28,826,339	9,572,628	5,502,826	13,750,885	33.21%
		計	32,044,731	12,720,589	5,502,826	13,821,316	39.70%
	計	現年課税分	9,642,332,351	8,557,093,601	9,241,173	1,075,997,577	88.75%
		滞納繰越分	5,004,178,074	1,282,514,953	795,029,388	2,926,633,733	25.63%
		計	14,646,510,425	9,839,608,554	804,270,561	4,002,631,310	67.18%
元 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	1,005,399,313	879,195,787	319,172	125,884,354	87.45%
		滞納繰越分	693,970,575	173,220,314	101,570,848	419,179,413	24.96%
		計	1,699,369,888	1,052,416,101	101,890,020	545,063,767	61.93%
	退 職 者 等	現年課税分	821,087	803,326	0	17,761	97.84%
		滞納繰越分	7,110,669	2,375,717	1,471,430	3,263,522	33.41%
		計	7,931,756	3,179,043	1,471,430	3,281,283	40.08%
	計	現年課税分	1,006,220,400	879,999,113	319,172	125,902,115	87.46%
		滞納繰越分	701,081,244	175,596,031	103,042,278	422,442,935	25.05%
		計	1,707,301,644	1,055,595,144	103,361,450	548,345,050	61.83%
元 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	3,185,648,223	2,820,122,518	3,029,155	362,496,550	88.53%
		滞納繰越分	1,774,812,393	459,492,027	258,846,933	1,056,473,433	25.89%
		計	4,960,460,616	3,279,614,545	261,876,088	1,418,969,983	66.12%
	退 職 者 等	現年課税分	1,058,026	1,035,115	0	22,911	97.83%
		滞納繰越分	9,219,354	3,076,100	1,815,543	4,327,711	33.37%
		計	10,277,380	4,111,215	1,815,543	4,350,622	40.00%
	計	現年課税分	3,186,706,249	2,821,157,633	3,029,155	362,519,461	88.53%
		滞納繰越分	1,784,031,747	462,568,127	260,662,476	1,060,801,144	25.93%
		計	4,970,737,996	3,283,725,760	263,691,631	1,423,320,605	66.06%
元 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	13,830,161,495	12,253,263,945	12,589,500	1,564,308,050	88.60%
		滞納繰越分	7,444,134,703	1,905,654,666	1,149,944,343	4,388,535,694	25.60%
		計	21,274,296,198	14,158,918,611	1,162,533,843	5,952,843,744	66.55%
	退 職 者 等	現年課税分	5,097,505	4,986,402	0	111,103	97.82%
		滞納繰越分	45,156,362	15,024,445	8,789,799	21,342,118	33.27%
		計	50,253,867	20,010,847	8,789,799	21,453,221	39.82%
	計	現年課税分	13,835,259,000	12,258,250,347	12,589,500	1,564,419,153	88.60%
		滞納繰越分	7,489,291,065	1,920,679,111	1,158,734,142	4,409,877,812	25.65%
		計	21,324,550,065	14,178,929,458	1,171,323,642	5,974,296,965	66.49%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
2 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,415,493,655	8,472,282,515	10,719,524	932,491,616	89.98%
		滞納繰越分	3,867,429,428	898,345,808	674,104,700	2,294,978,920	23.23%
		計	13,282,923,083	9,370,628,323	684,824,224	3,227,470,536	70.55%
	退 職 者 等	現年課税分	7,000	7,000	0	0	100.00%
		滞納繰越分	14,257,701	3,684,835	3,532,466	7,040,400	25.84%
		計	14,264,701	3,691,835	3,532,466	7,040,400	25.88%
	計	現年課税分	9,415,500,655	8,472,289,515	10,719,524	932,491,616	89.98%
		滞納繰越分	3,881,687,129	902,030,643	677,637,166	2,302,019,320	23.24%
		計	13,297,187,784	9,374,320,158	688,356,690	3,234,510,936	70.50%
2 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	964,546,968	850,925,387	600,857	113,020,724	88.22%
		滞納繰越分	553,681,165	129,591,117	83,809,620	340,280,428	23.41%
		計	1,518,228,133	980,516,504	84,410,477	453,301,152	64.58%
	退 職 者 等	現年課税分	3,033	3,033	0	0	100.00%
		滞納繰越分	3,094,662	828,721	908,427	1,357,514	26.78%
		計	3,097,695	831,754	908,427	1,357,514	26.85%
	計	現年課税分	964,550,001	850,928,420	600,857	113,020,724	88.22%
		滞納繰越分	556,775,827	130,419,838	84,718,047	341,637,942	23.42%
		計	1,521,325,828	981,348,258	85,318,904	454,658,666	64.51%
2 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	3,095,296,794	2,743,674,235	3,505,619	348,116,940	88.64%
		滞納繰越分	1,447,736,857	341,671,613	210,645,014	895,420,230	23.60%
		計	4,543,033,651	3,085,345,848	214,150,633	1,243,537,170	67.91%
	退 職 者 等	現年課税分	2,250	2,250	0	0	100.00%
		滞納繰越分	4,731,715	1,253,051	1,116,138	2,362,526	26.48%
		計	4,733,965	1,255,301	1,116,138	2,362,526	26.52%
	計	現年課税分	3,095,299,044	2,743,676,485	3,505,619	348,116,940	88.64%
		滞納繰越分	1,452,468,572	342,924,664	211,761,152	897,782,756	23.61%
		計	4,547,767,616	3,086,601,149	215,266,771	1,245,899,696	67.87%
2 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	13,475,337,417	12,066,882,137	14,826,000	1,393,629,280	89.55%
		滞納繰越分	5,868,847,450	1,369,608,538	968,559,334	3,530,679,578	23.34%
		計	19,344,184,867	13,436,490,675	983,385,334	4,924,308,858	69.46%
	退 職 者 等	現年課税分	12,283	12,283	0	0	100.00%
		滞納繰越分	22,084,078	5,766,607	5,557,031	10,760,440	26.11%
		計	22,096,361	5,778,890	5,557,031	10,760,440	26.15%
	計	現年課税分	13,475,349,700	12,066,894,420	14,826,000	1,393,629,280	89.55%
		滞納繰越分	5,890,931,528	1,375,375,145	974,116,365	3,541,440,018	23.35%
		計	19,366,281,228	13,442,269,565	988,942,365	4,935,069,298	69.41%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
3 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,101,624,018	8,391,880,680	6,965,448	702,777,890	92.20%
		滞納繰越分	3,165,323,443	734,566,768	716,658,452	1,714,098,223	23.21%
		計	12,266,947,461	9,126,447,448	723,623,900	2,416,876,113	74.40%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	6,866,392	1,982,976	2,036,605	2,846,811	28.88%
		計	6,866,392	1,982,976	2,036,605	2,846,811	28.88%
	計	現年課税分	9,101,624,018	8,391,880,680	6,965,448	702,777,890	92.20%
		滞納繰越分	3,172,189,835	736,549,744	718,695,057	1,716,945,034	23.22%
		計	12,273,813,853	9,128,430,424	725,660,505	2,419,722,924	74.37%
3 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	942,595,718	846,095,704	281,191	96,218,823	89.76%
		滞納繰越分	452,180,762	106,261,444	83,418,065	262,501,253	23.50%
		計	1,394,776,480	952,357,148	83,699,256	358,720,076	68.28%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	1,642,148	467,438	506,787	667,923	28.47%
		計	1,642,148	467,438	506,787	667,923	28.47%
	計	現年課税分	942,595,718	846,095,704	281,191	96,218,823	89.76%
		滞納繰越分	453,822,910	106,728,882	83,924,852	263,169,176	23.52%
		計	1,396,418,628	952,824,586	84,206,043	359,387,999	68.23%
3 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,982,250,464	2,689,205,829	2,291,461	290,753,174	90.17%
		滞納繰越分	1,234,477,147	287,532,786	229,138,031	717,806,330	23.29%
		計	4,216,727,611	2,976,738,615	231,429,492	1,008,559,504	70.59%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	2,237,425	642,911	681,767	912,747	28.73%
		計	2,237,425	642,911	681,767	912,747	28.73%
	計	現年課税分	2,982,250,464	2,689,205,829	2,291,461	290,753,174	90.17%
		滞納繰越分	1,236,714,572	288,175,697	229,819,798	718,719,077	23.30%
		計	4,218,965,036	2,977,381,526	232,111,259	1,009,472,251	70.57%
3 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	13,026,470,200	11,927,182,213	9,538,100	1,089,749,887	91.56%
		滞納繰越分	4,851,981,352	1,128,360,998	1,029,214,548	2,694,405,806	23.26%
		計	17,878,451,552	13,055,543,211	1,038,752,648	3,784,155,693	73.02%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	10,745,965	3,093,325	3,225,159	4,427,481	28.79%
		計	10,745,965	3,093,325	3,225,159	4,427,481	28.79%
	計	現年課税分	13,026,470,200	11,927,182,213	9,538,100	1,089,749,887	91.56%
		滞納繰越分	4,862,727,317	1,131,454,323	1,032,439,707	2,698,833,287	23.27%
		計	17,889,197,517	13,058,636,536	1,041,977,807	3,788,583,174	73.00%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
4 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,010,538,452	8,339,373,523	12,622,842	658,542,087	92.55%
		滞納繰越分	2,399,077,589	659,041,431	668,906,637	1,071,129,521	27.47%
		計	11,409,616,041	8,998,414,954	681,529,479	1,729,671,608	78.87%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	2,809,554	1,445,686	1,316,715	47,153	51.46%
		計	2,809,554	1,445,686	1,316,715	47,153	51.46%
	計	現年課税分	9,010,538,452	8,339,373,523	12,622,842	658,542,087	92.55%
		滞納繰越分	2,401,887,143	660,487,117	670,223,352	1,071,176,674	27.50%
		計	11,412,425,595	8,999,860,640	682,846,194	1,729,718,761	78.86%
4 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	953,488,300	876,179,452	254,144	77,054,704	91.89%
		滞納繰越分	350,947,454	78,562,081	75,689,348	196,696,025	22.39%
		計	1,304,435,754	954,741,533	75,943,492	273,750,729	73.19%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	665,832	326,516	330,096	9,220	49.04%
		計	665,832	326,516	330,096	9,220	49.04%
	計	現年課税分	953,488,300	876,179,452	254,144	77,054,704	91.89%
		滞納繰越分	351,613,286	78,888,597	76,019,444	196,705,245	22.44%
		計	1,305,101,586	955,068,049	76,273,588	273,759,949	73.18%
4 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,943,012,448	2,712,117,995	4,145,514	226,748,939	92.15%
		滞納繰越分	991,235,522	215,871,413	214,397,963	560,966,146	21.78%
		計	3,934,247,970	2,927,989,408	218,543,477	787,715,085	74.42%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	920,521	462,988	423,692	33,841	50.30%
		計	920,521	462,988	423,692	33,841	50.30%
	計	現年課税分	2,943,012,448	2,712,117,995	4,145,514	226,748,939	92.15%
		滞納繰越分	992,156,043	216,334,401	214,821,655	560,999,987	21.80%
		計	3,935,168,491	2,928,452,396	218,967,169	787,748,926	74.42%
4 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	12,907,039,200	11,927,670,970	17,022,500	962,345,730	92.41%
		滞納繰越分	3,741,260,565	953,474,925	958,993,948	1,828,791,692	25.49%
		計	16,648,299,765	12,881,145,895	976,016,448	2,791,137,422	77.37%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	4,395,907	2,235,190	2,070,503	90,214	50.85%
		計	4,395,907	2,235,190	2,070,503	90,214	50.85%
	計	現年課税分	12,907,039,200	11,927,670,970	17,022,500	962,345,730	92.41%
		滞納繰越分	3,745,656,472	955,710,115	961,064,451	1,828,881,906	25.52%
		計	16,652,695,672	12,883,381,085	978,086,951	2,791,227,636	77.37%

3 平均保険税

現年度調定額に対して、平均被保険者数及び平均世帯数で除したものが次のとおりの平均保険税となっています。

(単位：円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算)	
現年度調定	医療分	1人当たり	70,702	71,355	71,251	73,817	73,192
		1世帯当たり	107,926	107,379	105,739	108,017	105,592
	介護分	1人当たり	22,509	22,040	22,419	22,608	22,360
		1世帯当たり	26,663	25,974	24,928	26,399	25,957
	後期分	1人当たり	23,366	23,458	23,346	24,110	23,979
		1世帯当たり	35,669	35,300	34,647	35,280	34,593
	計	1人当たり	101,446	102,122	101,976	105,738	104,864
		1世帯当たり	154,857	153,679	151,337	154,727	151,284

4 収納率の推移

(単位：%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算)
川口市	現年度分	88.60	89.55	91.56	92.41	92.00
	滞納繰越分	25.65	23.35	23.27	25.52	24.78
	計	66.49	69.41	73.00	77.37	79.64
県内市町村平均	現年度分	92.16	93.00	93.93	94.13	
	滞納繰越分	25.45	26.10	26.20	26.44	
	計	76.93	79.23	81.54	83.37	

※県内市町村平均は、埼玉県企画財政部市町村課作成の「暫定値」を使用。

5 保険税の軽減状況等

所得の少ないかたに対する保険税の減免制度等については、申請による申請減免と所得金額の多寡による法定軽減があり、次のとおりとなっています。

年 度	法 定 軽 減 (各 年 度 10 月 20 日 現 在 一 般 及 び 退 職)				申請減免 (年度末現在)		
	区 分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)		軽減額 (円)	
30 年 度	医療分	7割軽減 (所得33万円以下)	21,259	29,046	19,600	22件	
			1,427				
		5割軽減 (所得33万円+ (27.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	8,316	16,960	14,000		237,440,000
			1,354				
	2割軽減 (所得33万円+ (50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	7,316	16,105	5,600	90,188,000		
		1,400					
	計	41,072	62,111		896,929,600		
	介護分	7割軽減 (所得33万円以下)	8,402	9,040	9,100	82,264,000	1,484,400円
		5割軽減 (所得33万円+ (27.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,639	4,379	6,500	28,463,500	
		2割軽減 (所得33万円+ (50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,233	3,990	2,600	10,374,000	
		計	15,274	17,409		121,101,500	
	後期分	7割軽減 (所得33万円以下)	22,686	29,046	6,300	182,989,800	
5割軽減 (所得33万円+ (27.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		9,670	16,960	4,500	76,320,000		
2割軽減 (所得33万円+ (50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		8,716	16,105	1,800	28,989,000		
計		41,072	62,111		288,298,800		
合 計		97,418	141,631		1,306,329,900		
元 年 度	医療分	7割軽減 (所得33万円以下)	21,103	28,447	19,600	25件	
			1,428				
		5割軽減 (所得33万円+ (28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	8,190	16,404	14,000		229,656,000
			1,405				
	2割軽減 (所得33万円+ (51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	7,134	15,442	5,600	86,475,200		
		1,362					
	計	40,622	60,293		873,692,400		
	介護分	7割軽減 (所得33万円以下)	8,280	8,874	9,100	80,753,400	1,207,700円
		5割軽減 (所得33万円+ (28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,590	4,276	6,500	27,794,000	
		2割軽減 (所得33万円+ (51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,054	3,750	2,600	9,750,000	
		計	14,924	16,900		118,297,400	
	後期分	7割軽減 (所得33万円以下)	22,531	28,447	6,300	179,216,100	
5割軽減 (所得33万円+ (28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		9,595	16,404	4,500	73,818,000		
2割軽減 (所得33万円+ (51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		8,496	15,442	1,800	27,795,600		
計		40,622	60,293		280,829,700		
合 計		96,168	137,486		1,272,819,500		

※世帯数上段は特定世帯以外、下段は特定世帯

年 度	法 定 軽 減 (各 年 度 10 月 20 日 現 在 一 般 及 び 退 職)				申請減免 (年度末現在)		
	区 分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)		軽減額 (円)	
2 年 度	医療分	7割軽減 (所得33万円以下)	20,806	27,750	19,600	543,900,000	1,766件 [災害等減免件数] 30件 [コロナ減免件数] R1年度分 164件
			1,328				
		5割軽減 (所得33万円+ (28.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	8,095	16,058	14,000	224,812,000	
			1,466				
	2割軽減 (所得33万円+ (52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	7,064	15,016	5,600	84,089,600		
		1,348					
	計	40,107	58,824		852,801,600		
	介護分	7割軽減 (所得33万円以下)	8,217	8,809	9,100	80,161,900	R2年度分 1,572件
		5割軽減 (所得33万円+ (28.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,531	4,171	6,500	27,111,500	291,747,200円
		2割軽減 (所得33万円+ (52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,055	3,765	2,600	9,789,000	[災害等減免金額] 1,594,000円
		計	14,803	16,745		117,062,400	
	後期分	7割軽減 (所得33万円以下)	22,134	27,750	6,300	174,825,000	[コロナ減免金額] R1年度分 4,286,500円
5割軽減 (所得33万円+ (28.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		9,561	16,058	4,500	72,261,000	R2年度分 285,866,700円	
2割軽減 (所得33万円+ (52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		8,412	15,016	1,800	27,028,800		
計		40,107	58,824		274,114,800		
合計		95,017	134,393		1,243,978,800		
3 年 度	医療分	7割軽減 所得43万円+10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	21,191	28,316	19,600	554,993,600	1,261件 [災害等減免件数] 26件
			1,290				
		5割軽減 所得43万円+28.5万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	8,253	16,329	14,000	228,606,000	
			1,431				
	2割軽減 所得43万円+52万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	6,888	14,153	5,600	79,256,800		
		1,246					
	計	40,299	58,798		862,856,400		
	介護分	7割軽減 所得43万円+10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	8,630	9,294	9,100	84,575,400	[コロナ減免件数] R3年度分 661件
		5割軽減 所得43万円+28.5万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	3,630	4,332	6,500	28,158,000	[多子減免件数] 574件
		2割軽減 所得43万円+52万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	2,902	3,532	2,600	9,183,200	
		計	15,162	17,158		121,916,600	118,734,800円
	後期分	7割軽減 所得43万円+10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	22,481	28,316	6,300	178,390,800	[災害等減免金額] 1,183,600円
5割軽減 所得43万円+28.5万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下		9,684	16,329	4,500	73,480,500	[コロナ減免金額] R3年度分 102,685,500円	
2割軽減 所得43万円+52万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下		8,134	14,153	1,800	25,475,400	[多子減免金額] 14,865,700円	
計		40,299	58,798		277,346,700		
合計		95,760	134,754		1,262,119,700		

※1 給与所得がある者 (給与収入が55万円を超える者) および公的年金等の所得がある者 (公的年金等収入が65歳未満は60万円を超える者、65歳以上は110万円を超える者)。「給与所得者等の数-1」が0未満になるときは0。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

年 度	法定軽減（各年度10月20日現在一般及び退職）				申請減免 (年度末現在)		
	区分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)		軽減額 (円)	
4 年 度	医療分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	21,274 1,251	28,292	19,600	853件	
		5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※2）+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	7,834 1,493				15,578
		2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※2）+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	6,426 1,221	13,174	5,600		
		計	39,499				57,044
	介護分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	9,177	9,880	9,100	89,908,000	[災害等減免件数] 25件
		5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※2）+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	3,508	4,197	6,500	27,280,500	[コロナ減免件数] R4年度分 271件
		2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※2）+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	2,741	3,368	2,600	8,756,800	[多子減免件数] 557件
		計	15,426	17,445	125,945,300	53,456,700円	
	後期分	7割軽減 所得43万円+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	22,525	28,292	6,300	178,239,600	[災害等減免金額] 1,574,100円
		5割軽減 所得43万円+28.5万円×（被保険者数※2）+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	9,327	15,578	4,500	70,101,000	[コロナ減免金額] R4年度分 36,822,700円
		2割軽減 所得43万円+52万円×（被保険者数※2）+10万円×（給与所得者等※1の数-1）以下	7,647	13,174	1,800	23,713,200	[多子減免金額] 15,059,900円
		計	39,499	57,044	272,053,800		
合計		94,424	131,533	1,244,388,700			

※1 給与所得がある者（給与収入が55万円を超える者）および公的年金等の所得がある者（公的年金等収入が65歳未満は60万円を超える者、65歳以上は110万円を超える者）。「給与所得者等の数-1」が0未満になるときは0。
 ※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

第8節 川口市国民健康保険運営協議会

川口市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条に基づき、川口市長の諮問機関として設置されており、川口市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、審議や川口市長への具申を行っています。

1 委員の構成

川口市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の適正な運営を図るため、被保険者、保険医または保険薬剤師、公益それぞれの代表により各同数をもって組織されています。

- ・被保険者代表 5人
- ・保険医または保険薬剤師代表 5人
- ・公益代表 5人

2 協議会開催状況

開催年月日	審 議 内 容
令和4年7月26日	1 川口市国保の現況について
令和4年8月25日 (書面開催)	1 令和5年度川口市国民健康保険事業特別会計決算見込(案)について 2 令和5年度川口市病院事業会計決算見込(案)について 3 「川口市医療センター経営改革プラン 2021-2023」令和3年度評価結果について
令和4年11月16日	1 川口市国民健康保険税の賦課限度額について 2 傷病手当金の適用期間延長について
令和5年2月3日	1 令和5年度川口市病院事業会計予算(案)大綱について 2 令和5年度川口市国民健康保険事業特別会計予算(案)大綱について 3 川口市国民健康保険税条例の一部改正について 4 川口市国民健康保険条例の一部改正について 5 傷病手当金の適用期間延長について

第5章

高齡者保險事業

第5章 高齢者保険事業

第1節 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、誰もが安心して医療を受けることができるように、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にして公平で分かりやすい制度にすること、保険財政の安定化を図ることを主な目的としてつくられた、独立した医療保険制度です。

1 制度の運営

(1) 埼玉県後期高齢者医療広域連合

①被保険者の資格管理、②保険料率の設定・賦課額の決定、③医療費の給付に関する決定などの事務、財政運営を行います。

(2) 川口市

①保険証の引渡し、②各種申請・届出の受付、③保険料の徴収などの市民のかたに身近な窓口業務を行います。

2 後期高齢者の医療費負担

後期高齢者医療にかかる費用は、医療機関での窓口負担額を除き、公費（国、県、市町村）約5割、現役世代からの支援（各医療保険者からの支援金）約4割、被保険者の保険料約1割で賄っています。

患者負担	保険料	後期高齢者支援金 約4割	公費 約5割
		現役世代の保険料 (国保・※被用者保険) からの支援です	国・県・市町村が 負担します
窓口での 負担です	約 1 割		

※被用者保険とは、協会けんぽ（旧「政府管掌健康保険」）・健康保険組合・共済組合・船員保険のことです。

第2節 被保険者の状況

1 被保険者となるかた

- 75歳以上のかた（生活保護受給者等を除く）
- 65歳から74歳で一定の障害があるかた（広域連合から認定を受けたかた）

(1) 被保険者推移

(単位：人)

年度	人数	前年度比	増加率
H30	64,974	3,078	4.97%
R 1	66,899	1,925	2.96%
R 2	67,323	424	0.63%
R 3	69,182	1,859	2.76%
R 4	72,363	3,181	4.60%

※各年度末日現在

(2) 令和4年度 被保険者の状況

(単位：人)

		令和5年3月31日現在								
		現役並み所得者			一般所得者 I	一般所得者 II	低所得 I 該当者	低所得 II 該当者		
			現役並み所得者 I	現役並み所得者 II	現役並み所得者 III					
被 保 険 者 数	65歳～69歳	51	4	3	0	1	11	7	16	13
	70歳～74歳	121	2	1	0	1	31	12	24	52
	75歳～79歳	28,399	3,535	2,085	605	845	9,431	6,125	2,458	6,850
	80歳～84歳	22,925	1,958	1,072	406	480	7,202	4,590	3,320	5,854
	85歳～89歳	14,133	915	474	190	251	3,880	2,774	2,989	3,575
	90歳～94歳	5,341	333	155	79	99	1,256	990	1,451	1,311
	95歳～99歳	1,219	91	41	24	26	272	170	396	290
	100歳～	174	8	3	1	4	47	9	66	44
	計	72,363	6,846	3,834	1,305	1,707	22,130	14,677	10,720	17,989
(再掲)被用者保険などの被扶養者であった被保険者数		695	38	26	5	7	477	29	61	90

※現役並み所得者Ⅲ…住民税課税所得690万円以上のかた

※現役並み所得者Ⅱ…住民税課税所得380万円以上690万円未満のかた

※現役並み所得者Ⅰ…住民税課税所得145万円以上380万円未満のかた

※一般所得者Ⅱ…現役並み所得者を除く一定以上の所得のあるかた

※一般所得者Ⅰ…現役並み所得者、一般所得者Ⅱ、低所得者に該当しないかた

※低所得者Ⅱ…世帯の全員が住民税非課税である世帯のかた

※低所得者Ⅰ…世帯の全員が住民税非課税であってその全員の所得が0円である世帯のかた

※被用者保険…協会けんぽ（旧「政府管掌健康保険」）、健康保険組合、共済組合、船員保険（市町村国保、国保組合は対象外）

第3節 財政状況

1 令和5年度予算

(1) 一般会計予算（民生費）

歳入

（各年度当初予算 単位：千円）

		令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
民生費 県負担金	後期高齢者医療保 険基盤安定負担金	929,003	911,914	▲ 17,089	▲ 1.8%

歳出

（各年度当初予算 単位：千円）

			令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
老人 福祉 総務 費	負担金・補助 及び交付金	後期高齢者医療 広域連合負担金	4,779,064	4,730,790	▲ 48,274	▲ 1.0%
	繰出金	後期高齢者医療事 業特別会計繰出金	1,701,838	1,713,413	11,575	0.7%
	合 計		6,480,902	6,444,203	▲ 36,699	▲ 0.6%

(2) 後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入

（各年度当初予算 単位：千円）

		令和4年度	令和5年度		増減額	増減率	
		予算額	予算額	構成比			
後期 高齢 者医 療保 険料	現年度分特別徴収保険料	3,424,373	3,236,936	52.7%	▲ 187,437	▲ 5.5%	
	現年度分普通徴収保険料	2,633,589	2,893,599	47.0%	260,010	9.9%	
	滞納繰越分保険料	26,551	19,548	0.3%	▲ 7,003	▲ 26.4%	
	計	6,084,513	6,150,083	100.0%	65,570	1.1%	
一 般会 計繰 入金	保険基盤安定繰入金	1,238,672	1,215,886	71.0%	▲ 22,786	▲ 1.8%	
	その他 一般会 計繰入 金	職員給与費等繰入金	93,038	105,172	6.1%	12,134	13.0%
	事務費繰入金	370,128	392,355	22.9%	22,227	6.0%	
	計	1,701,838	1,713,413	100.0%	11,575	0.7%	
繰越金		30,000	30,000	100.0%	0	0.0%	
諸 収 入	延滞金	2,310	2,310	0.7%	0	0.0%	
	保険料還付金	12,500	22,000	7.1%	9,500	76.0%	
	保険料還付加算金	200	200	0.1%	0	0.0%	
	雑入	274,939	283,494	92.1%	8,555	3.1%	
	計	289,949	308,004	100.0%	18,055	6.2%	
合 計		8,106,300	8,201,500	100.0%	95,200	1.2%	

歳 出

(各年度当初予算 単位：千円)

			令和4年度	令和5年度		増減額	増減率
			予算額	予算額	構成比		
総務管理費	一般管理事務費	職員人件費	122,622	134,756	72.3%	12,134	9.9%
		一般事務費	78,656	51,590	27.7%	▲ 27,066	▲ 34.4%
		計	201,278	186,346	100.0%	▲ 14,932	▲ 7.4%
	保険事業費	健康診査事業	198,393	199,222	55.3%	829	0.4%
		人間ドック検診料助成事業	152,284	152,215	42.3%	▲ 69	▲ 0.0%
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	9,094	8,831	2.4%	▲ 263	▲ 2.9%
		計	359,771	360,268	100.0%	497	0.1%
	徴収費	後期高齢者医療保険料徴収関係経費	32,538	37,672	100.0%	5,134	15.8%
後期高齢者医療広域連合納付金	保険料等納付金	6,116,823	6,182,393	81.5%	65,570	1.1%	
	保険基盤安定負担金	1,238,672	1,215,886	16.0%	▲ 22,786	▲ 1.8%	
	事務費負担金	139,518	191,735	2.5%	52,217	37.4%	
	計	7,495,013	7,590,014	100.0%	95,001	1.3%	
諸支出金	保険料還付金	12,500	22,000	99.1%	9,500	76.0%	
	保険料還付加算金	200	200	0.9%	0	0.0%	
	計	12,700	22,200	100.0%	9,500	74.8%	
予備費			5,000	5,000	100.0%	0	0.0%
合 計			8,106,300	8,201,500	100.0%	95,200	1.2%

2 年度別決算状況

(1) 一般会計決算（民生費）

歳入

（単位：千円）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民生費 県負担金	後期高齢者医療保 険基盤安定負担金	689,832	699,324	729,041	744,035	827,666
民生費雑入	過年度療養給付費負 担金返還金雑入	28,104	184,557	136,029	260,100	447,767
合 計		717,936	883,881	865,070	1,004,135	1,275,433

歳出

（単位：千円）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
老人 福祉 総務 費	負担金・補助 及び交付金	後期高齢者医療 広域連合負担金	4,008,932	4,262,041	4,247,437	4,571,903	4,779,063
	繰出金	後期高齢者医療事 業特別会計繰出金	1,283,608	1,268,866	1,417,046	1,349,888	1,483,790
	合 計		5,292,540	5,530,907	5,664,483	5,921,791	6,262,853

(2) 後期高齢者医療事業特別会計決算

歳入

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
後期 高齢者 医療 保険料	現年度分特別徴収保険料	2,427,071	2,602,240	2,763,509	2,743,569	2,888,273	
	現年度分普通徴収保険料	2,186,869	2,272,358	2,290,118	2,372,942	2,859,583	
	滞納繰越分保険料	26,724	28,795	30,282	27,774	30,308	
	計	4,640,664	4,903,393	5,083,909	5,144,285	5,778,164	
一 般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	919,776	932,433	972,056	992,046	1,103,555	
	その他 一般会 計繰入 金	職員給与費等繰入金	83,936	87,209	94,306	96,783	114,151
		事務費繰入金	279,896	249,224	350,685	261,059	266,085
	計	1,283,608	1,268,866	1,417,047	1,349,888	1,483,791	
繰越金		43,815	34,332	36,658	36,509	37,403	
諸 収 入	延滞金	1,780	1,936	1,463	2,128	2,431	
	保険料還付金	7,903	15,903	11,509	9,230	19,772	
	保険料還付加算金	171	74	33	0	38	
	雑入	201,756	205,704	234,180	227,852	263,383	
	計	211,610	223,617	247,185	239,210	285,624	
国庫補助金		7,279	0	1,343	0	0	
合 計		6,186,976	6,430,208	6,786,142	6,769,892	7,584,982	

歳 出

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総務管理費	一般管理事務費	職員人件費	100,818	96,151	123,494	126,269	132,954
		一般事務費	35,501	33,890	36,191	39,543	67,481
		高額療養費	—	—	—	—	1,028
		計	136,319	130,041	159,685	165,812	201,463
	保険事業費	健康診査事業	137,088	149,147	164,006	164,692	185,308
		人間ドック検診料助成事業	115,419	125,895	95,640	105,790	112,318
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	—	—	—	—	1,767
		計	252,507	275,042	259,646	270,482	299,393
徴収費	後期高齢者医療保険料徴収関係経費	38,166	31,686	143,589	29,548	29,864	
後期高齢者医療広域連合納付金	保険料等納付金	4,653,400	4,902,994	5,085,513	5,145,338	5,780,004	
	保険基盤安定負担金	919,776	932,432	972,055	992,046	1,103,555	
	事務費負担金	145,875	105,367	117,594	119,851	112,898	
	計	5,719,051	5,940,793	6,175,162	6,257,235	6,996,457	
諸支出金	保険料還付金	6,543	15,905	11,524	9,412	19,877	
	保険料還付加算金	58	83	26	0	38	
	計	6,601	15,988	11,550	9,412	19,915	
予備費		0	0	0	0	0	
合 計		6,152,644	6,393,550	6,749,632	6,732,489	7,547,092	

歳入歳出差引残	34,332	36,658	36,510	37,403	37,890
---------	--------	--------	--------	--------	--------

第4節 保険料の状況

1 保険料（令和4年度・令和5年度）

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と所得に応じた「所得割」を合計して、個人単位で計算されます。

均等割と所得割は、埼玉県の後期高齢者医療制度の運営主体である「埼玉県後期高齢者医療広域連合」により2年ごとに決められます。

（1）保険料の計算

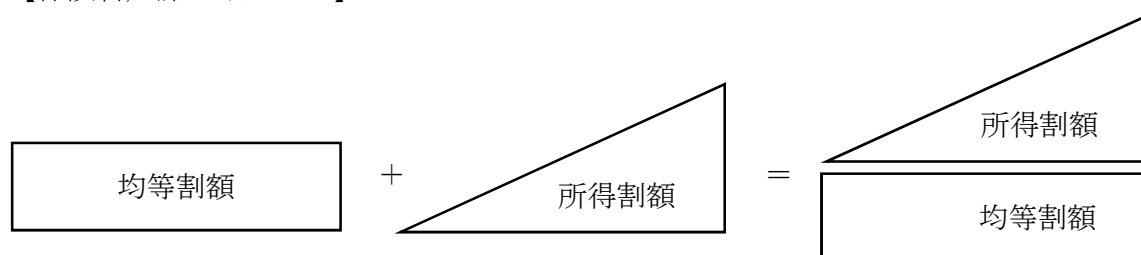
保険料は、均等割（被保険者全員が均等に負担する部分）と所得割（被保険者の所得に応じて負担する部分）を合計して、個人ごとに計算されます。また、均等割は所得に応じた軽減があります。

なお、年間の保険料額については上限が定められています。

（2）均等割及び所得割

令和4年度、令和5年度は、均等割額44,170円 所得割率8.38%です。上限は66万円です。

【保険料賦課のイメージ】



	令和4・5年度	令和2・3年度	平成30・令和元年度
均等割額	44,170円	41,700円	41,700円
所得割率	8.38%	7.96%	7.86%
一人当たり保険料	77,700円	75,401円	74,903円

（3）保険料の納め方

保険料は次の2つの条件を満たしているかたは、原則として年金からの天引きとなります。（「特別徴収」といいます。）

- ①年額18万円（ひと月15,000円）以上の公的年金を受給されているかた
- ②介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えないかた

それ以外のかたは、市役所から送付される納付書でのお支払いとなります。（「普通徴収」といいます。）

2 調定額及び収入済額の推移

(単位：円)

		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率 (%)
平成 30 年度	現年度分特別徴収保険料	2,427,070,860	2,427,070,860	0	0	100.00
	現年度分普通徴収保険料	2,222,877,540	2,186,869,123	0	36,008,417	98.38
	滞納繰越分保険料	94,518,820	26,723,470	21,341,370	46,453,980	28.27
	計	4,744,467,220	4,640,663,453	21,341,370	82,462,397	97.81
令和 元 年度	現年度分特別徴収保険料	2,602,239,110	2,602,239,110	0	0	100.00
	現年度分普通徴収保険料	2,307,458,370	2,272,358,060	0	35,100,310	98.48
	滞納繰越分保険料	93,986,207	28,795,293	21,278,260	43,912,654	30.64
	計	5,003,683,687	4,903,392,463	21,278,260	79,012,964	98.00
令和 2 年度	現年度分特別徴収保険料	2,763,508,700	2,763,508,700	0	0	100.00
	現年度分普通徴収保険料	2,320,802,630	2,290,117,910	0	30,684,720	98.68
	滞納繰越分保険料	91,200,834	30,282,337	20,591,120	40,327,377	33.20
	計	5,175,512,164	5,083,908,947	20,591,120	71,012,097	98.23
令和 3 年度	現年度分特別徴収保険料	2,743,568,700	2,743,568,700	0	0	100.00
	現年度分普通徴収保険料	2,391,986,030	2,372,942,330	0	19,043,700	99.20
	滞納繰越分保険料	84,242,567	27,773,717	18,781,500	37,687,350	32.97
	計	5,219,797,297	5,144,284,747	18,781,500	56,731,050	98.55
令和 4 年度	現年度分特別徴収保険料	2,888,273,000	2,888,273,000	0	0	100.00
	現年度分普通徴収保険料	2,899,522,900	2,859,582,755	0	39,940,145	98.62
	滞納繰越分保険料	81,041,870	30,307,807	21,540,250	29,193,813	37.40
	計	5,868,837,770	5,778,163,562	21,540,250	69,133,958	98.45

※調定額…各年度で徴収すべき保険料の合計額です。

※収入済額…実際に徴収した保険料の合計額です。

※不納欠損額…時効を迎えた過年度分の滞納保険料の合計額です。

※収入未済額…現年度では徴収できずに翌年度に繰り越す保険料の合計額です。

第5節 保険給付

1 医療機関等の窓口での自己負担

医療機関等の窓口で支払う自己負担は、住民税が非課税または住民税課税所得が28万円未満のかたは1割、住民税課税所得が28万円以上145万円未満のかたは2割、住民税課税所得が145万円以上のかたは3割です。（ただし、収入状況等による例外があります。）

2 令和4年度療養給付費

埼玉県後期高齢者医療広域連合による数値です。

(1) 現物分

(単位：円)

		高齢者7割	高齢者8割	高齢者9割	計
保険者負担分	療養給付費【医科・歯科・調剤・食事療養費】	3,470,204,326	3,719,962,158	44,293,858,463	51,484,024,947
	療養費【柔道整復】	5,955,712	5,143,607	80,672,952	91,772,271
	訪問看護療養費	26,873,392	37,652,288	488,541,013	553,066,693
	計	3,503,033,430	3,762,758,053	44,863,072,428	52,128,863,911
高額療養費		399,537,850	366,388,624	1,451,071,148	2,216,997,622
合計		3,902,571,280	4,129,146,677	46,314,143,576	54,345,861,533

(2) 現金分（速報値）

(単位：円)

	高齢者7割	高齢者8割	高齢者9割	計
療養費	45,522,330	28,859,786	599,776,037	674,158,153
高額療養費	110,369,907	50,625,442	416,685,176	577,680,525
外来年間合算	—	—	23,192,981	23,192,981
高額介護合算療養費	8,084,482	—	52,891,253	60,975,735
移送費	0	0	0	0
合計	163,976,719	79,485,228	1,092,545,447	1,336,007,394

3 一人あたりの医療費の推移

埼玉県後期高齢者医療広域連合による数値です。

	費用額 (円)	被保険者数 (人)	1人あたりの 年間医療費 (円)	対前年比 (%)
平成30年度	53,509,042,452	63,181	846,917	▲ 0.87
令和元年度	57,439,319,893	65,892	871,719	2.93
令和2年度	55,296,419,283	67,165	823,292	▲ 5.56
令和3年度	57,427,902,931	67,952	845,125	2.65
令和4年度	60,034,889,340	70,609	850,244	0.61

※現物【医科・歯科・調剤、食事・生活療養費、訪問看護療養費、柔道整復（日整会員）】で計算。

※各年度被保険者数は、3月から翌年2月の平均とします。

第6節 保健事業

1 健康診査事業

被保険者の生活習慣病を早期に発見し、健康状態の保持・増進を図るために、平成20年度より健康診査事業を実施しています。

(1) 健診の内容（基本項目）

- ・身体計測（身長、体重、BMI） ・理学的検査（身体診察） ・血圧測定
- ・血液検査（脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査）
- ・尿検査（尿糖、尿蛋白、潜血） ・診察 ・貧血検査 ・心電図検査

(2) 健康診査受診状況

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	基本単価 (円)	自己負担額 (円)
平成30年度	64,974	11,317	17.42	9,979	500
令和元年度	66,899	11,976	17.90	11,664 11,880	500
令和2年度	67,323	12,530	18.61	11,880	0
令和3年度	64,603	12,440	19.26	12,012	0
令和4年度	70,004	13,988	19.98	12,012	0

※令和元年度の基本単価は9月までは11,664円、10月からは11,880円です。

※対象者数は、令和2年度までは各年度末の被保険者数です。

※令和3年度以降は、算定除外者（特別養護老人ホームに入居のかたなど）を除いた被保険者数です。

2 人間ドック検診料助成事業

被保険者の自己負担の軽減と疾病の早期発見及び健康の保持増進を図るために、平成20年度より人間ドック検診料の一部を助成しています。

(1) 健診の内容

健康診査の基本項目に以下の検査が追加されます。

- ・胸部レントゲン検査
- ・便潜血検査
- ・肝炎ウイルス検査
- ・梅毒検査
- ・胃、食道などの検査（レントゲンまたは内視鏡）など

(2) 人間ドック受診状況

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	基本単価 (円)	自己負担額 (円)
平成30年度	64,974	4,820	7.42	31,071	6,480
令和元年度	66,899	5,154	7.70	31,060 31,636	6,480
令和2年度	67,323	3,903	5.80	31,636	6,600
令和3年度	64,603	4,300	6.66	31,702	6,600
令和4年度	70,004	4,571	6.53	31,702	6,600

※令和元年度の基本単価は9月までは31,060円、10月からは31,636円です。

※対象者数は、令和2年度までは各年度末の被保険者数です。

※令和3年度以降は、算定除外者（特別養護老人ホームに入居のかたなど）を除いた被保険者数です。

第6章

看護専門学校

第6章 看護専門学校

第1節 看護専門学校の概要

1 設置目的

本校は、保健師助産師看護師法に基づく看護師としての必要な専門的知識及び技術を修得させ、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的としています。

2 教育理念

生命の尊重と個人の尊厳を普遍の原理とした人間学を基盤とし、主体的な学習により看護職に必要な基礎的知識・技術・態度を学び、自己を発展させることができる人材の育成を目指します。また、社会の動向に関心を持ち、国際的視野を広め柔軟な思考や判断力を持って、社会的使命を遂行しうる実践的な看護専門職としての人材の育成に努めます。

3 組織

(1) 校舎

所在地	川口市大字新井宿802番地の3
敷地面積	1,856㎡
延床面積	3,253㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上4階建

(2) 学生寮

敷地面積	2,648㎡
延床面積	3,470㎡ (医療センター看護師住宅と共用)
構造	鉄筋コンクリート造 地上5階建 (2階24室)

(3) 学科定員

定員	看護学科 (3年課程)	120人
----	-------------	------

(4) 学生数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
看護学科	111 (6)	108 (7)	114 (9)

※各年度4月1日現在

※ () 内は男子学生数であり内数

(5) 沿革

昭和44年	4月 1日	川口市民病院附属高等看護学院Ⅱ部設置
昭和51年	2月13日	川口市民病院附属高等看護学院Ⅰ部設置
昭和59年	2月 9日	川口市民病院附属高等看護学院 専修学校として認可
平成 5年	12月16日	川口市立看護専門学校第1看護学科・ 第2看護学科に名称変更
平成 6年	4月 1日	新校舎へ移転開校
平成 7年	1月23日	卒業者に「専門士」の称号付与 文部省認定
令和 2年	3月31日	第2看護学科 課程の廃止
令和 2年	4月 1日	川口市立看護専門学校看護学科に名称変更

第2節 教育・行事

1 看護学科

(1) 教育目的

豊かな人間性を養い、看護専門職として必要な知識・技術・態度を修得し、社会のニーズに対応できる有能な看護師を育成することを目的としています。

(2) 授業科目と単位数

基礎分野	14科目・14単位・	345時間
専門基礎分野	21科目・25単位・	570時間
専門分野	43科目・47単位・	1125時間
臨地実習	14科目・24単位・	915時間

2 主な行事

月	行事
4月	入学式、入学時ガイダンス、健康診断
5月	戴帽式
6月	スポーツ大会
9月	防災訓練
10月	推薦・社会人入試、合同学習活動
1月	一般入試
2月	卒業記念講演、看護学生研究発表会
3月	クリーン作戦、卒業式、市内施設見学

第3節 学校運営

1 入学状況

(単位：人)

	応募者	受験者	入学者
令和3年度	74	60	36
令和4年度	92	76	42
令和5年度	74	60	36

※一般入試、推薦・社会人入試の合計

2 国家試験状況

	全 国			埼 玉 県			本校 (全体)		
	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
令和2年度	66,124	59,769	90.4	3,178	2,777	87.4	44	43	97.7
令和3年度	65,025	59,344	91.3	3,269	2,930	89.6	40	40	100
令和4年度	64,051	58,152	90.8	3,126	2,766	88.5	31	30	96.8

※「本校 (全体)」は看護学科、第2看護学科の合計

※新卒者、既卒者の合計

3 卒業生の進路状況

(単位：人)

県内外	内 訳		令和2年度	令和3年度	令和4年度
県内	市内	医療C	18	20	18
		その他	18	15	9
	市内計	36	35	27	
	市外	計	2	2	0
県外	東京都		0	1	1
	その他		0	1	0
就職者数			38	39	28
進学者数			1	0	1
その他			2	1	1
合計 (卒業者数)			41	40	30

4 川口市看護学生等奨学金

(1) 利用状況

	1 年 生		2 年 生		3 年 生		合 計	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
令和 2 年度	20	6,600	19	6,840	25	9,000	64	22,440
令和 3 年度	27	9,570	13	4,680	24	8,640	64	22,890
令和 4 年度	29	10,440	21	7,560	17	6,120	67	24,120

(2) 返還及び免除状況

	奨学金返還状況		奨学金返還免除状況	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
令和 2 年度	9	2,320	49	16,740
令和 3 年度	11	3,910	46	15,630
令和 4 年度	10	3,960	50	16,320

令和5年版 川口市保健事業概要

令和5年9月発行

編集／川口市保健部

発行／川口市

〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号

TEL 048-258-1110（代表）

